

Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum

Vol.7

MONOGRAPH

Lettre du 2 novembre 1955 de Paul Bony à Bernard Dorival
au sujet des vitraux d'Assy par Georges Rouault

Shinji GOTO

The project to decorate the Chapel du
Calvaire by Marc Chagall : An organic structure in 《Biblical Message》 painted for the chapel

Yui MIYAKAWA

Treatment of Chinese Smugglers and Their Drifting Ships during the Kyoho Era in Shimabara-Han
Haruka KUBO
Hiroaki YASUTAKA

† ————— † ————— †

RESEARCH on Museum Collections

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra. (part2)

Tomoya SHIMOZONO

Ex-voto to Virgin

Moe NISHIYAMA

March, 2019 edited by
SEINAN
GAKUIN UNIVERSITY

西南学院大学博物館研究紀要

第 7 号

— 論 文 —

ジョルジュ・ルオーのアッシー教会ステンドグラス制作に関するポール・ボニーの覚書
—ポール・ボニーからベルナール・ドリヴァルへ宛てた 1955 年 11 月 2 日付け書簡の翻訳と解説—後藤 新治 3

M・シャガールによるカルヴェール礼拝堂の装飾構想
—〈聖書のメッセージ〉連作における有機的構造をめぐって— …………… 宮川 由衣 23

享保期島原藩における唐船打ち払いと漂着船対応 …………… 久保 春香 35
安高 啓明

† ————— † ————— †

— 資 料 紹 介 —

西南学院大学博物館所蔵
「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」 2 …………… 下園 知弥 57

西南学院大学博物館所蔵《聖母への奉納画》…………… 西山 萌 75

2019年3月

 西南学院大学

執 筆 要 項

- 西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、西南学院大学博物館研究紀要(以下「研究紀要」という。)を毎年1回刊行する。
- 研究紀要の編集については、『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下「編集委員会」という。)が、これに当る。
- 編集委員会は、次の者をもって構成する。
 - 博物館長(委員長)
 - 博物館教員(学芸員)
 - 学芸研究員
 - その他、館長が委嘱する者
- 研究紀要に投稿できる者は、博物館に所属する教職員、学芸研究員、学芸調査員及び編集委員会が認めた者とする。
- 研究紀要に投稿できる種別は、論文、研究ノート及び資料紹介とする。
- 原稿枚数は、400字詰原稿用紙に換算して、次のとおりとする。ただし、図版については、枚数に換算しない。
 - 論文 60枚程度
 - 研究ノート 30枚程度
 - 資料紹介 特に定めない
- 投稿希望者は、題名(英文タイトルを含む)及び種別を明示し、11月30日までに編集委員会宛に原稿を提出すること。
- 提出原稿の体裁は、A4版、40字×30行とする。ただし、編集委員会において体裁を整えることがある。なお、形式は、縦書き・横書きを問わない。
- 註は、末尾に通し番号で一括すること。
- 図表・写真等は、掲載場所を指示すること。
- 編集委員会は、査読したうえで、投稿者に修正を求めたり、編集委員会の責任において、文言、体裁等を統一するために原稿に修正を加えたりすることがある。

『西南学院大学博物館紀要』編集委員会

西南学院大学博物館研究紀要

第7号

発 行 日	2019(平成31)年3月10日
発 行	西南学院大学博物館 〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号
印 刷	株式会社 インテックス福岡

Matthei

Iesus: s; anq; Iesus veniet ad domū patris ei filia mor-
 tua cū pp qd nūcū supuenerūt de domo q dixerūt noli
 vetare magis q; defuncta ē filia tua credentes q xp̄s nō
 posset suscitare eā a mortuis: s; posset eaz sanare. Dat
 tbe igitur ista omittit: vt b; cuius scribat 7 accipit p̄s
 vbi ab illo tēpō
 q recepit nūcū:
 q; asseruat per
 christū dicente s;
 bi. Cōfide. vt dicit
 mar. credidit ip̄s
 suscitando p ip̄s.
 p. Et surgens ie-
 sus 7ē J. p̄s. f. ad
 domū eius. ppter
 fidei sue meriti.
 q. Et ecce muli-
 er. hic iterponit
 miraculū de sana-
 tōe mulieris emo-
 roisse: qd fct xps
 in via cūdi ad su-
 scitationē puellē.
 qd fct xps dupli-
 ci de cā p̄ fuit vt
 oñderet nobis q
 n̄ solū i mō: sed
 in via debem bon-
 nis operib occu-
 pari: fuit vt per
 miraculū factus i
 via archifmago
 gus hoc vidēs cer-

eaz: 7 viuet. Et surgēs iesus
 seq̄batur euz: 7 discipuli ei.
 Et ecce mulier q fluxū san-
 guinis patebat duodecim
 annis accessit retro: 7 tetigit
 fimbriā vestimenti ei. Dicit
 bat eni intra se: Si tetigero
 tñ vestimētus ei salua ero.
 At iesus p̄versus 7 videns
 eaz dixit: Cōfide filia. Fi-
 des tua te salua fecit. Et sal-
 ua facta ē mulier ex illa ho-
 ra: Et cūz v̄isset iesus i do-
 mū p̄ncipis: 7 vidisset tibi-
 nes 7 turbā tumultuantes
 dicebat: Recedite: nōn est
 eni mortua puella: sed dō-
 mit: Et deridebant euz. Et
 cum exiit esset turba intra-
 uit 7 tenuit manum eius: 7

rificaret de suscitātōe filie sue in imino. dicit igit euange-
 lista. q. Et ecce mulier q san. flu. pari. duodecim annis.
 Hoc exp̄mit: vt oñdat i f̄mritatis. p̄p̄itātē 7 curatōis
 difficultatē. r. Accessit retro. xps ei erat i turba ma-
 gna: vt dicit mar. 7 lucas: 7 iō nō poterat de facili hēre
 accessū ad euz: q. Et tetigit fimbriā. xps ei portabat
 vestimētū suū ad modū iudeoz. Ad cuius euidentiam
 sciendū q p̄p̄us iudaic de q xps erat nasciturus f; car-
 nē debebat pollere qdam scitate speciali p̄ alijs p̄p̄is 7
 ab eis distingui: 7 iō data ē eis circūcisio vt qdā signū
 distinctiuū in carne. Similr data est eis lex: vt hērent
 quēdā specialē modū viuendi. Similr p̄ceptū fuit eis i
 habitu distingui: vt p̄z. Nūci. xv. Loquē filijs isrl vt sa-
 ciant sibi fimbrias p̄ q̄uo: angulos palliorum ponēt
 i eis vitas biacynthinas. Clute ci biacynthine q erat ce-
 lestis coloris designabāt q debebat habere p̄fatiōes
 emittētes p̄ ceteris f; q paul dicit ad Phl. iij. Nra aut
 conuersatio in celis ē. vnde sequitur ibidem Nūci. xv.
 Ut recordent mandatorū dei: 7 sint fci dño deo suo: ta-
 le f; vestes portabat xps: sicut 7 alia legalia obseruauit
 vsq ad passionē: 7 ideo mulier tetigit fimbriā: q; illud
 qd est in angulo palli qd est a parte posteriori facilius
 pot̄ attingi. r. Dicebat eni intra se firmē. f. credēdo.
 v. Si tetigero vestimentus. nō q; vestimēta habēat
 aliquā virtutē sanandī: sed q; p hoc declarat v̄us illorū
 q̄ri sūt vestimēta. r. Et iesus p̄versus 7 videns eam.
 approbāo ipsius fidē. r. Dixit cōfide filia 7ē 7 parer
 litera. 3. Et cū v̄isset. hic reuertit ad narrādū mi-
 raculū p̄mo p̄positū de suscitātōe puellē d. Et cū ve-
 iesus i do. prin. 7 vidisset tibi-
 nes diuerse melodie cecī-
 tant diuersa passiōes in boie: aliq eni excitant audaciā
 sicut p̄s in bellicis tubis: et alique deuotionē: vt p̄s i cā-
 ticis ecclesiasticis: 7 alique leticiā: sic p̄s in diuersis instru-

ment musicis: 7 alie excitant fletū 7 lamentationē: 7 talib
 utebant antiquis i sepulchris magnaz psonaz: vt puoca-
 ret multitudo ad fletū: 7 tales dicunt hic tibi-
 nes: carne. f. lugubre cantantes. a. Et turbaz tumultuante. i. lachry-
 mantē 7 cūlantes: 7 illud vocat tumultū q; causat sonū cō-

dixit. Puella surge. Et sur-
 rexit puella: 7 exijt sama b
 in vniuersaz terram: Et trā-
 seuntē inde iesu: secuti sunt
 euz duo ceci clamantes et
 dicentes: Discrede nostri
 fili dauid. Cum autē venis-
 set domū: accesserūt ad euz
 ceci: 7 dicit eis iesus: Credi-
 tis q; hoc possūz facere vo-
 bis: Dicunt ei: Utiq; dñe.
 Tē tetigit oculos eoz dice-
 scōs fidē viam fiat vobis
 Et ap̄ti sunt oculi eoz. Et
 p̄miāt ē illis iesus dice-
 dete ne quis sciāt. Illi autē
 exeuntes diffamauerunt e-
 um in tōta terra illa. Ears
 sis autem illis: ecce obitile-
 rūt ei hōminē mutū demo-

rabat vt oñderet q illa humanitas ē instrumētū dñitatis
 miracula facientē vt dicit est supra. b. Et surrexit puella.
 ad vitā p̄fecte r̄stituta. i. Et trāseuntē illo. hic p̄s: mī-
 raculū p̄ncipale in illuminatōe cecoz. k. Secuti sūt eum
 duo ceci 7ē J. vocabāt aut cū filiū dō: vulgata. n. fama erat
 ap̄d iudeos q xps nasciturus erat de semē dō f; carne: 7 iō
 q; credebāt firmū ip̄s esse xps p̄missus ip̄i dō. iō vocāt euz
 sic filiū dō. seq̄t. l. Credi q; b possūz facē vobis. nō q̄rit
 b q̄li ignozis eoz fide: q; oia sciebat p certitudinē. f; vt cō-
 fessio cecoz: addat fidei mōtiōi: 7 sic sint digni oēs illumiari
 q; f; q; scribit ad Ro. x. Loide eis credē ad iusticiā: ore at
 sit p̄fessio ad salutē. seq̄t. m. Et p̄mi. est illis iesus dī. vi.
 ne qd sciat. illi aut ere. diffā. i. publice nūciauerūt: f; q̄ritur
 quō fecerūt p̄p̄us ei qd dixerat eis: q; aut xps voluit fieri
 illud qd dixit eis aut nō: si noluit sequi q fecerit p̄ceptū
 eius 7 sic peccauerūt qd nō v̄: q; nō fuisse digni sanātōe. si
 aut voluit sequi q xps mēdat vt duplex in v̄bis fuit: qd
 ē ip̄ossibile. Sciendū q; in xpo ponit duplex voluntas sic et
 nā v̄ia dīna 7 ē duplex. vna signi 7 altera b̄nplaciti: volun-
 tas b̄nplaciti est q vult aliqd simplr 7 absolute: 7 sic xps vo-
 luit miraculū publicari: q; 7 voluntatē b̄nplaciti n̄b̄l fit: f; b̄n
 fit p̄tra voluntatē signi. Alia fuit in xpo voluntas huma-
 na: 7 sic xps qdāmodo voluit 7 qdāmodo noluit miraculū
 publicari: q; voluit publicari ad dei gl̄iam: noluit aut hoc
 vt oñderet humanā laudem esse fugiendā. Sic ē fuit aliq qd
 p̄ri voluntaria: 7 p̄ri iuoluntaria: vt dī. iij. tibi sic ille q p̄cit
 merces i mari vult 7 n̄ vult. p̄c̄ere diuersis respectibus: q;
 non vult absolute: vult tñ in casu tali posse. n. Egredi
 aut illis. hic p̄nter ponitur tertiu miraculū p̄ncipale de de-
 monis ejectione. Egredi aut illis. i. cecis iaz illuminatiō.
 o. Obrulerūt ei boies. f. illius ire. p. Doctm mūn de
 montū h̄nēs. dī aut demoniū mutū nō formalis sed ef-
 fectiue tñ. Ad cui intellectū p̄siderādū q nā cōpal obediē

fusi. sequit. b. Illo
 est mortua puella. q;
 l; esset mortua f; v̄ia
 nature: tñ n̄ erat mor-
 tua illi qui poiat eaz
 suscitare: c. Sed
 dormit. qd dicit: quia
 poterat eā ita facili
 suscitare: sicut hō pōt
 alius hōminē a sono
 excitare. d. Et de-
 ridebat euz credentes
 q loqueret̄ ex igno-
 rantia: q; sciebāt eaz
 mortua: e. Et euz
 cecora estz turba. et q;
 ei erat increduli non
 erant digni vidē mi-
 raculū: q; scriptus est
 vij. ca. Nolite facituz
 dare canib. f. In-
 trauit. euz petro 7 iō-
 hanne 7 patre 7 mīe
 puellē: vt exp̄ssius dī
 marci. v. ad b̄ vt istī
 essent testēs miraculi.
 g. Et tenuit manus
 eius. p tactum eni cu-

rabat vt oñderet q illa humanitas ē instrumētū dñitatis
 miracula facientē vt dicit est supra. b. Et surrexit puella.
 ad vitā p̄fecte r̄stituta. i. Et trāseuntē illo. hic p̄s: mī-
 raculū p̄ncipale in illuminatōe cecoz. k. Secuti sūt eum
 duo ceci 7ē J. vocabāt aut cū filiū dō: vulgata. n. fama erat
 ap̄d iudeos q xps nasciturus erat de semē dō f; carne: 7 iō
 q; credebāt firmū ip̄s esse xps p̄missus ip̄i dō. iō vocāt euz
 sic filiū dō. seq̄t. l. Credi q; b possūz facē vobis. nō q̄rit
 b q̄li ignozis eoz fide: q; oia sciebat p certitudinē. f; vt cō-
 fessio cecoz: addat fidei mōtiōi: 7 sic sint digni oēs illumiari
 q; f; q; scribit ad Ro. x. Loide eis credē ad iusticiā: ore at
 sit p̄fessio ad salutē. seq̄t. m. Et p̄mi. est illis iesus dī. vi.
 ne qd sciat. illi aut ere. diffā. i. publice nūciauerūt: f; q̄ritur
 quō fecerūt p̄p̄us ei qd dixerat eis: q; aut xps voluit fieri
 illud qd dixit eis aut nō: si noluit sequi q fecerit p̄ceptū
 eius 7 sic peccauerūt qd nō v̄: q; nō fuisse digni sanātōe. si
 aut voluit sequi q xps mēdat vt duplex in v̄bis fuit: qd
 ē ip̄ossibile. Sciendū q; in xpo ponit duplex voluntas sic et
 nā v̄ia dīna 7 ē duplex. vna signi 7 altera b̄nplaciti: volun-
 tas b̄nplaciti est q vult aliqd simplr 7 absolute: 7 sic xps vo-
 luit miraculū publicari: q; 7 voluntatē b̄nplaciti n̄b̄l fit: f; b̄n
 fit p̄tra voluntatē signi. Alia fuit in xpo voluntas huma-
 na: 7 sic xps qdāmodo voluit 7 qdāmodo noluit miraculū
 publicari: q; voluit publicari ad dei gl̄iam: noluit aut hoc
 vt oñderet humanā laudem esse fugiendā. Sic ē fuit aliq qd
 p̄ri voluntaria: 7 p̄ri iuoluntaria: vt dī. iij. tibi sic ille q p̄cit
 merces i mari vult 7 n̄ vult. p̄c̄ere diuersis respectibus: q;
 non vult absolute: vult tñ in casu tali posse. n. Egredi
 aut illis. hic p̄nter ponitur tertiu miraculū p̄ncipale de de-
 monis ejectione. Egredi aut illis. i. cecis iaz illuminatiō.
 o. Obrulerūt ei boies. f. illius ire. p. Doctm mūn de
 montū h̄nēs. dī aut demoniū mutū nō formalis sed ef-
 fectiue tñ. Ad cui intellectū p̄siderādū q nā cōpal obediē



聖母への奉納画(西南学院大学博物館蔵)

【関連：資料紹介 75～81頁】

ジョルジュ・ルオーのアッシー教会ステンドグラス制作に関するポール・ボニーの覚書 —ポール・ボニーからベルナール・ドリヴァル宛てた 1955年11月2日付け書簡の翻訳と解説—

後藤 新治

解題

ここに翻訳紹介する史料「ジョルジュ・ルオー Georges Rouault (1871 - 1958) のアッシー教会ステンドグラス制作に関するポール・ボニーの覚書」とは、ステンドグラス作家ポール・ボニー¹が、美術批評家ベルナール・ドリヴァル²の質問に答えて書き送った1955年11月2日付け書簡のほぼ全文である(以後「ボニー覚書」と略称)。「覚書」としたのは「書簡」そのものの翻訳ではないことから、筆者が便宜上付けた名称である。パリのジョルジュ・ルオー財団アーカイヴズが所蔵するこの「ボニー覚書」は、ボニーの1955年11月2日付ドリヴァル宛て書簡の原本を、ルオー財団のイザベル・ルオー³が手書きで書写したものを、さらにその後ワードのファイルにタイピングし直したもので⁴、A4で2枚の紙に収められている。また冒頭には「アッシーのステンドグラスに関してベルナール・ドリヴァルからの問い合わせに答えたポール・ボニーの書簡」 *lettre de Paul Bonny en réponse à une demande d'information de Bernard Dorival au sujet des vitraux d'Assy* とイタリアックで標記されている。

1955年夏の終わり頃、当時パリ国立近代美術館の副主任学芸員(副館長)をつとめていたドリヴァルはルオーに関するエコール・デュ・ルーヴルでの講義やそれらをまとめた著作⁵の準備のため、1950年代における「聖なる芸術」運動⁶の中でもとりわけ話題となったアッシー教会を訪れた。現地からイザベルに出した一通の葉書を皮切りに、ドリヴァルは同年の10月から11月にかけてルオーのステンドグラス制

作の詳細を尋ねる複数の手紙をイザベル宛に書き送った。しかし技術的な点に関してはかつてエベール=ステヴァンス工房⁷に所属しルオーのステンドグラスを実際に手がけたボニーに尋ねたほうがよからうということになり、ドリヴァルは1955年10月18日付け書簡⁸で直接ボニーに問い合わせた⁹。

ドリヴァル質問の要点は以下の5つである。1) 雑誌 *L'Art Sacré* によればアッシー教会のステンドグラス設置はドヴェミ神父が1939年の展覧会で出会ったルオーのステンドグラスがきっかけだというのがそれは本当か、2) この展覧会と当該ステンドグラスの詳細について、3) アッシー教会のルオーのステンドグラス5点の発注時期と順序について、4) とくに《ヴェロニカ》などのステンドグラスにおける変更箇所はボニーかあるいはルオー自身によるものか、5) クチュリエ神父によればルオーはステンドグラス職人時代の技術をほとんど覚えていないということだが本当か。「ボニー覚書」とはこのような美術史家ドリヴァルの質問に答えたステンドグラス作家ボニーからの回答である。

本覚書は、「聖なる芸術」運動の注目すべき成果の一つであるアッシー教会のステンドグラス発注がどのような経緯でなされ、またアーティストとしての現代画家と職人としてのステンドグラス作家の間の協働制作がいかなるものであったかを窺い知ることのできる貴重な一次資料である。翻訳を通じ、現状に満足できずつねに改変を加えながら「完成」を先延ばしにするルオーの執拗な性格や、同時代の画家た

ちの職人的で工房的なステンドグラス制作技術に対する関心の差異などがわかり興味深かった。関与の度合いは当然のことながらステンドグラスの出来にも影響を与えているように思えた(とりわけバゼースやシャガール)。一方、ボニーの文面から個々の芸術家の「聖なる芸術」運動に対する受け止め方の温度差までを窺い知ることは難しかった(そもそも相手にしなかったピカソや不承不承引き受けたと思われるブラックは別として)。

本稿の構成は、この「解題」の後にまず「ボニー覚書」のフランス語「原文」を掲げ、「翻訳」「註」「図版」と続き、最後にエクセル表にまとめた「ジョルジュ・ルオー ステンドグラス全作品」¹⁰を参考のため加えた。

末筆ながら数々の貴重な資料を快く提供していただいたパリのジョルジュ・ルオー財団Fondation Georges Rouault理事長のJean-Yves Rouault氏と事務局長のAnne-Marie Agulhon氏をはじめ、筆者をモンブランが間近に迫るアッシー教会まで車で案内してくれたMathieu & 道子 Mangeot夫妻(夫人は筆者のゼミ出身者で現在Chambéryに在住)にここからお礼を申し述べたい。

註

- 1 Paul Bony(1911 - 1982)。フランスのステンドグラス作家。1934年にエベール=ステヴァンス工房に入り自作のステンドグラス創作(図46)の傍、アッシー教会のルオーのステンドグラス(1939 - 1950)を手始めに、マティスのヴァンス(ロザリオ)礼拝堂ステンドグラス(1950 - 1951)など現代画家のカルトンをもとに協働制作を行う。戦後は妻のアドリーヌ・エベール=ステヴァンス Adeline Hébert-Stevens(1917 - 1999)(図47)とともに戦災で荒廃したノルマンディー地方(カルヴァドス県、ウール県、マンシュ県、オルヌ県)などの教会堂ステンドグラスの再建復興に尽力した。
- 2 Bernard Dorival (1914 - 2003)。フランスの美術批評家。ルオーに関する重要な著作を数多く残し、ルオー家とも懇意であった。1941年以来国立近代美術館の副主任学芸員を務め(1967年以降は主任学芸員)、一方でエコール・デュ・ルーヴルの教授も兼任し後輩学芸員の教育指導にあたった。ヴィシー政権下で一時期解任されていたジャン・カスーが戦後同美術館の主任学芸員として復帰すると、共同で展覧会やコレクションの充実をはかり近代美術館としての活動を積極的に推進した。
- 3 Isabelle Rouault(1910 - 2004)。ジョルジュ・ルオーの次女で画家。生涯父親のもとで作品の管理や資料の整理など秘書的な業務を献身的に行なった。ルオーの版画(1978年)および絵画(1988年)のカタログ・グレゾネ編集作業にも積極的に携わり、1991年ルオーの4人の子供たち(ジュヌヴィエーヴ、イザベル、ミシェル、アニエス)を中心に

遺族によって設立されたジョルジュ・ルオー財団では2001年まで理事長として中心的な役割を演じた。

- 4 「ボニー覚書」入手の経緯について筆者の問い合わせに答えたルオー財団事務局長Anne-Marie Agulhon氏の2018年12月14日emailによる。
- 5 ドリヴァルは1955年から1956年にかけてÉcole du Louvreで行なったルオー芸術に関する講義録にもとづき、*Cinq études sur Georges Rouault*, Universitaires, 1956[高階秀爾訳『ルオー』美術出版社、1961年]を著した。
- 6 「聖なる芸術」運動に関しては註36を参照。また「アッシー教会」に関しては註15を参照。
- 7 L'Atelier Hébert-Stevens(活動：1924 - 1943)。ステンドグラス作家のジャン・エベール=ステヴァンスJean Hébert-Stevens (1888-1943)とタビスリー作家のポリヌ・ブニエPauline Peugniez (1890-1987)夫妻が主宰し、戦間期から占領期にかけてパリを中心に活動を行った工房。折からの「聖なる芸術」運動とも呼応しながら現代美術家にも積極的に働きかけてステンドグラスとタビスリーの刷新を目指した。ジャンの没後は娘のステンドグラス作家アドリーヌとその夫ポール・ボニーがボニー工房l'Atelier Bonyとして活動を引き継いだ。ポリヌ・ブニエと「聖なる芸術」運動に関しては以下に詳しい。味岡京子『聖なる芸術(アール・サクレ)—二十世紀前半フランスにおける宗教芸術運動と女性芸術家』ブリュッケ、2018年(とくに第8章)。
- 8 同書簡の photocopy をルオー財団が所蔵。当時まだ国立近代美術館がバレー・ド・トーキョーの場所にあった頃の住所をレターヘッドに持つ美術館の便箋1枚にタイプ打ちされ、末尾にはベルナル・ドリヴァルのサイン、左下にはP・ボニーの名と住所(ジャン・フェランディ通り12番、パリ6区)が記されている。
- 9 Agulhon(2018年12月14日email)。
- 10 Dorival, Bernard & Rouault, Isabelle, Rouault : *L'Œuvre Peint*, 2 vols, André Sauret, 1988, Monte-Carlo, tome 2, p. 301に掲載されたVitreauxのデータ(ルオーのステンドグラス10点)に基づき作成。なおルオーの10点のステンドグラスにはO.P.V. 1 ~ O.P.V. 10のカタログ・グレゾネ番号を付して同定の便宜を図った。

「ボニー覚書」原文

[lettre de Paul Bony en réponse à une demande d'information de Bernard Dorival au sujet des vitraux d'Assy]

le 2 novembre 1955

Cher Monsieur,

Excusez-moi, s'il vous plaît, pour le temps mis à gratter mes souvenirs pour les dates, grâce à des lettres, calepins, etc...

Je viens d'exécuter à nouveau deux Rouault et les ai mis au Salon d'Automne (2 vitraux pour le baptistère de l'église de Fontaine-la-Soret dans l'Eure, d'après deux petits tableaux qui sont dans la salle à manger des Rouault).

Pour les 5 vitraux d'Assy, l'origine est en effet l'Exposition de vitraux et tapisseries, au Petit Palais mai-juin 1939, organisée par Jean Hébert-Stevens et son épouse Pauline Peugniez.

Pour ce groupe, mon futur beau-père avait demandé des cartons de vitraux à Braque (qui avait refusé), Picasso je crois, indirectement, qui n'avait pas non plus répondu, à Rouault qui avait fait plusieurs cartons pour 3 vitraux, Gromaire qui avait fait son homme au fagot, Bazaine qui avait exécuté lui-même avec mon aide technique ses Instruments de la Passion que vous devez connaître aussi.

Les 3 Rouault étaient celui du Musée d'Art Moderne et la Crucifixion, exécutés tous deux par J. et P. Hébert-S., et le Christ assis de profil que j'ai eu alors le grand plaisir de traduire, en suivant une petite esquisse (après en avoir suivi une grande, à grandeur d'exécution qui était moins bonne). De tous ces cartons (au moins 6, certains faits en partie rue Fabert lorsque Rouault les apportait chez les Hébert) Isabelle Rouault me dit qu'il ne reste pas trace.

L'Abbé Devesmy [sic] visitant l'exposition du Petit Palais fut enthousiasmé par les 2 vitraux exposés (la Crucifixion n'y figura pas : elle n'était pas au point encore) ; il lui sembla que le plus petit, le Christ assis, était de dimension des fenêtres de façade d'Assy. Il y eut à arrondir le haut ; je fis la transformation, et Rouault revint rue Ferrandi et approuva, ceci en 1941 ou 42 peut-être ; le vitrail fut posé provisoirement à Assy, tout seul dans la chapelle des Morts ; il revint chez nous lorsque je fis les 4 autres vitraux de Rouault.

Ce n'est qu'en 1946 que l'on reprit les vitraux d'Assy, avec le Père Couturier : Rouault ne voulant plus faire de cartons, il fallait trouver des tableaux pouvant être traduits en verre. Le Père Couturier m'apporta un jour la Véronique, que j'avais remarquée à l'Exposition d'Art Sacré Galerie Drouin dont vous devez savoir la date mieux que moi — (où figurait le St François de Salles de Bonnard pour Assy). J'exécutai alors la Véronique (1946 ou 47) de la dimension du tableau, sans encadrement ; j'en possède encore une réplique faite pour une exposition en Amérique. Je vois sur un calepin de 1947 les 17 mars et 21 mai visites de Rouault (les dernières ; depuis j'ai toujours porté les vitraux chez lui) : il accepta la Véronique et fit faire quelques retouches à la Crucifixion. Les 2 vitraux (Christ assis et Véronique sans cadre) furent exposés à Vienne en mai 48.

Ce n'est qu'ensuite (48-49) que se placent les 3 autres vitraux, et le cadre de la Véronique : d'abord le Christ aux outrages de face ; le tableau avait appartenu à un japonais et était rouge et jaune lorsque Rouault le reprit au Garde-meuble ; il le rallongea et le peignit en verts et jaunes ; j'eus le tableau à ce stade ; depuis il est devenu bleu et rouge (Exposition du Musée d'Art Moderne). Le vitrail représente donc un stade disparu du tableau.

Ne pouvant trouver d'autres tableaux religieux se composant dans les fenêtres d'Assy, le Père Couturier emprunta alors 2 bouquets à Rouault. Le petit bouquet, qui est à mon avis le meilleur vitrail avec le Christ de 1939, fut réussi du coup (le Christ de face avait demandé plus de tâtonnements) ; l'autre bouquet n'allait pas (j'ai une lettre du Maître du 19 Novembre 49 à ce sujet) : alors je réussis à lui faire accepter de corriger un calque au fusain que j'avais copié sur le vitrail, ainsi il le garda, le peignit, bien dans la forme de la fenêtre : et je fis un autre vitrail, qui fut accepté, tout de suite. Le carton, peint à huile sur calque, était étonnant de spontanéité ; Bazaine qui l'avait vu chez nous m'avait dit : ne le rendez pas tout de suite, Rouault va le recouvrir, c'est dommage ; il l'a certainement fait depuis. Le vitrail restera pour ce premier état de ce "grand bouquet" à vase à tête.

Pour le cadre de Véronique, je n'ai pas pu obtenir que Rouault le fasse : il m'avait dit de lui proposer quelque chose ; il n'a retouché que les lettres. Il reste à Assy le baptistère que Chagall va décorer d'une vaste céramique et de deux petits vitraux de la même dimension que les Rouault. Il est venu chez nous samedi parce qu'il a beaucoup de mal à comprendre la technique du vitrail : j'ai beaucoup insisté pour qu'il ne s'en occupe pas dans ses projets car cela l'empêche depuis 8 ans de s'y mettre. Cela va être encore pour nous du mal et beaucoup de plaisir...

Je ne me rends pas compte de ce que Rouault a pu garder comme souvenirs techniques de son apprentissage de verrier — qu'il nous a souvent raconté de façon si étonnamment savoureuse, le curé posant chez Hirsch avec une palme de martyr pour les vitraux de St Séverin, etc...

Ce que j'ai pu dire au Père Couturier, c'est cette anecdote : en 1939 sur un des vitraux, Rouault se mit à gratter un verre qu'il trouvait trop foncé avec ses ongles et il dit : « c'est vrai, c'est du vitrail, ce n'est pas le verre qui vient, ce sont mes ongles qui viennent ». Et il n'a jamais voulu poser une touche de grisaille sur le verre.

Avec Braque j'ai eu d'ailleurs aussi beaucoup de mal à lui faire prendre pinceau ou éponge : il disait « c'est votre métier, vous faites ça mieux que moi... »

En 39, Gromaire, lui, essaya un jour mais ne recommença pas à se servir de la grisaille : il se sentait maladroit. Au contraire, Bazaine a toujours peint lui-même ses vitraux, Berçot et Brianchon aussi. Chagall en a l'intention.

Veuillez excuser le côté rapide de cette lettre nocturne, et croire à mes sentiments les meilleurs.

(signé) Paul Bony

「ボニー覚書」翻訳

(アッシーのステンドグラスに関してベルナール・ドリヴァルからの問い合わせに答えたポール・ボニーの書簡)

1955年11月2日

拝啓 ベルナール・ドリヴァル様

お問い合わせの件について古い記憶を辿りながら、手紙の束や手帳の類.....をあれこれ調べているうちに時間が経ってしまいお返事が遅れてしまったことをお許しください。

まずは近況をご報告いたします。ルオー氏の下絵になる新作2点をようやく仕上げ、サロン・ドートンヌ¹¹へ搬入受付を済ませてきたところです(これはウール県のフォンテーヌ＝ラ＝ソレ教会¹²の洗礼室を飾る2点のステンドグラス[《花束 II》Bouquet II, O.P.V. 7と《花束 III》Bouquet III, O.P.V. 8]¹³で、ルオー家のアパルトマン¹⁴の食堂に掛けてあった小さな2点のタブロー(図1-2)をもとに制作したものです)。

さて、お問い合わせのアッシー教会¹⁵(図3-6)のために制作した5点のステンドグラス¹⁶についてですが、これらの発端はご存知の通りジャン・エベール＝ステヴァンス氏と夫人のポリヌ・プニエ¹⁷氏が企画し、1939年の5月から6月にかけてプティパレ美術館で開催されたステンドグラスとタピスリーの展覧会¹⁸(図7)に遡ります。

11 1955年のサロン・ドートンヌはGland Palaisを会場に12月5日から30日まで開催された。出品カタログ未確認のため詳細は不明。

12 Église Saint-Martin de Fontaine-la-Soret, Place de l'église, Eure. 11世紀創建の教会(1846年歴史的記念建造物指定)。

13 本稿で取り扱うルオーのすべてのステンドグラスおよびそのカルトン(下絵のタブロー)の詳細に関しては本稿末の一覧表「ジョルジュ・ルオー ステンドグラス全作品」(以後「全作品」と略記)のデータを参照。ただしフォンテーヌ＝ラ＝ソレ教会の本ステンドグラス2点の画像は現物を未確認。洗礼室に飾られたルオーのステンドグラス(1954-1955制作)以外にも、同教会外陣にはAdeline Hébert-Stevensのステンドグラス4点(1951制作)、ファサードにはPaul Bonyのステンドグラス1点(1953制作)がそれぞれ設置されている。2002 001 Paul Bony, Atelier de Peintre-Verrier, à Paris, Archives Nationales du Monde du Travail, 2002, Roubaix, nos. 0152, 1734-1781. アドリーヌ・エベール＝ステヴァンス&ポール・ボニーの工房に残された全資料(1925年から1986年におよぶ、自筆の覚書やスケッチ、契約書、書簡、図面、ガラス乾板や写真、ネガやポジ・フィルムなど全6882点)は夫妻の没後、息子のDominique Bonyによって2002年Archives Nationales du Monde du Travail(Roubaix)に寄贈され、現在「パリの画家＝ステンドグラス作家 ポール・ボニーのアトリエ」Paul Bony, Atelier de Peintre-Verrier, à Parisとしてネットでも一般公開されている(以後「2002 ANMT」と略記)(http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/cant/fr/egf/donnees_efg/2002_001/2002_001_FICHE.html: 2018/12/01)。

14 ルオー家は1948年以來パリ12区リヨン駅前の2 rue Émile Gilbert 75012, Parisに転居。時計台のあるリヨン駅の正面が窓越しに見える南向きの部屋が居間兼食堂となっている。現在はジョルジュ・ルオー財団の所在地。

15 L'Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce, sur le plateau d'Assy, Passy, Haute-Savoie. 聖年である1950年8月スイス国境に近いオート＝サヴォワ県パッシーのアッシー高台(プラトー・ダッシー)に、思想や信条を問わず優れた現代美術家を結集して堂内を装飾したノートル＝ダム＝ド＝トゥット＝グラース教会(アッシー教会)が献堂された。建築家はモーリス・ノヴァリナMaurice Novarina(1907 - 2002)、建設期間は1937年から1946年まで。堂内外はルオーのほか、P. ボナール、G. ブラック、M. シャガール、F. レジェ、J. リブシッツ、J. リュルサ、H. マティス、G. リシエなどの作品で飾られた。アッシー教会の創建と1950年代の「聖なる芸術」L'Art sacré運動に関しては拙稿「1950年献堂のアッシー教会と「聖なる芸術」—ジョルジュ・ルオーとジェルメース・リシエのキリスト像をめぐる—」、『ジョルジュ・ルオー 聖なる芸術とモデルニテ』展図録(パナソニック汐留ミュージアム・北九州市立美術館・NHKプロモーション、2018年9月29日発行)所収を参照。

16 ノートル＝ダム＝ド＝トゥット＝グラース教会(アッシー教会)で、ルオーが下絵を描き、ポール・ボニーによって制作された5点のステンドグラス(O.P.V. 3～O.P.V. 7)。西正面ナルテックス(南から北へO.P.V. 6, O.P.V. 5, O.P.V. 3, O.P.V. 7)と死者礼拝室(O.P.V. 4)に設置。2002 ANMT, nos. 5018 - 5054。

17 ジャン・エベール＝ステヴァンスとポリヌ・プニエに関しては註7を参照。

18 *Petit Palais, Exposition de vitraux et tapisseries modernes*, du 4 juin au 30 juin 1939. 出品目録にはルオーのステンドグラス3点(no.31 *Christ à la Colonne*, exécuté par Hébert-Stevens.; no. 32 *Crucifiquement*, exécuté par Hébert-Stevens.; no. 33 *Christ aux outrages*, exécuté par P. Bony.)とタピスリー1点(no. 112 *Tête de Christ*, exécutée sous la direction de Mme Marie Cuttoli.)が掲載されている。しかしステンドグラスのうちno.31 *Christ à la Colonne*は未完成のため出品されていないことが本覚書(後述)から判明する(ボニー自身作品名称の記憶に一部混乱が見られる)。パリ市立美術館群の過去の展覧会歴(展覧会カタログ)に関してはParis Musées les Collections [<http://parismuseescollections.paris.fr/fr>: 2018/12/01]を参照。

この展覧会のために、その後私の義父¹⁹となる[ジャン・]エベール＝ステヴァンスがステンドグラスの下絵となるカルトンの制作を何人かの画家に依頼しました。ブラック氏には断られ、ピカソ氏は人を介してのお願いだったと思いますが、やはりお返事をいただけませんでした。ルオー氏は3点のステンドグラス²⁰のために数点のカルトンを描いてくださいました。グロメール氏は《薪をかつぐ男》²¹のカルトンを描かれ、またバゼヌ氏も私が技術的なお手伝いをしたもののご自身で《受難具》²²のステンドグラスを仕上げられました。この作品はドリヴァル様もご存知のはずだと思います。

ルオー氏が下絵を描いた3点のステンドグラスと申しますのは、まず国立近代美術館が所蔵する作品[《柱につけられたキリスト(受難)》Christ à la colonne (Passion), O.P.V. 2]²³(図8)、それに《磔刑》Crucifixion[《十字架のキリスト》Christ en croix, O.P.V. 1]²⁴(図9)の2点は、ジャンとポリースのエベール＝ステヴァンス夫妻の手になるものです。3点目の《横向きの座ったキリスト》Christ assis de profil[《受難(横向きのキリスト)》Passion (Christ de profil), O.P.V. 3]²⁵(図10)、これは当時私が深い喜びを感じながら手がけたものです。(最初の大きな方の下絵²⁶(図11)は、やってみるとあまりうまくいかなかったので)小さな方の下絵²⁷(図12)をもとに制作を行いました。イザベル・ルオー²⁸氏によれば、これらすべての下絵(カルトンは少なくとも6点はありましたが、ルオー氏がファベール通りにあるエベール夫妻のご自宅²⁹に持参された際、そのうちの何点かには部分的な加筆をなさっていました)ですが、[ルオー家には]まったく残っていないとのことでした。

ドヴェミ神父³⁰がプティパレ美術館で開催された展覧会をご覧になった際、ルオー氏の2点のステンドグラス³¹にいたく感動されました(この時《磔刑》[これはボニーの思い違いで、正しくは《柱につけられたキリスト(受難)》]³²のステンドグラスはまだ完成しておらず、展示されていませんでした)。神父様は小さな方のステ

19 ポール・ボニーは1934年エベール＝ステヴァンス工房に弟子入り後、ポリースとジャンの長女アドリーヌと結婚。ポールの弟ジャック・ボニー Jacques Bony (1918-2003) も1944年に同工房に入門し、アドリーヌの妹ジュヌヴィエーヴと結婚している。

20 O.P.V. 1～O.P.V. 3の3点。註8も参照。

21 フランスの画家Marcel Gromaire (1892 - 1971), Vitraux no.18. *Paysan au fagot*, exécuté par Hébert-Stevens, 1939 Exposition de vitraux et tapisseries modernes (Petit Palais).

22 フランスの画家Jean Bazaine (1904 - 2001), Vitraux no.4. *Les instruments de la Passion*, 1939 Exposition de vitraux et tapisseries modernes (Petit Palais).

23 本書簡に作品タイトルは記されていないが、フランス国家により1942年に購入され以後パリの国立近代美術館が所蔵する《柱につけられたキリスト(受難)》Christ à la colonne (Passion) のこと。このステンドグラスは1939年のプティパレ美術館で開催された展覧会には未完成のため出品されていない。ジャン・エベール＝ステヴァンス&ポリース・ブニエの制作。

24 フランス国家により1965年に購入され現在パリの国立近代美術館が所蔵する《十字架のキリスト》Christ en croix。ジャン・エベール＝ステヴァンス&ポリース・ブニエの制作。

25 この作品はカトリックの教会(アッシー教会)に設置された最初のルオーのステンドグラス(1942年完成)であり、ポール・ボニーが初めて手がけたルオーのステンドグラスでもある。

26 *Christ aux outrages*, 1939. 1963年にルオー家からフランス国家が寄贈を受けた作品群の一部で、現在パリの国立近代美術館が所蔵。詳細は巻末の一覧表「全作品」データを参照。O.P.V. 3, Tableau ou carton no. 4.

27 *Passion (Christ aux outrages) / Christ de profil*, vers 1939. 同じく1963年にルオー家からフランス国家が寄贈を受けた作品群の一部で、現在パリの国立近代美術館が所蔵。詳細は巻末の一覧表「全作品」データを参照。O.P.V. 3, Tableau ou carton no. 3.

28 註3参照。

29 当時エベール＝ステヴァンス夫妻の自宅はパリ6区アンヴァリッド広場に面した42 rue Fabert 75006, Parisにあった。夫妻は自宅とは別にステンドグラスとタピスリーの工房を同じパリ6区(後述)に持っていた。

30 標高1000メートルのプラトー・ダッシーには1920年代から30年代にかけて結核療養患者のためのサナトリウムが点在していたが、1937年患者たちを中心にここに教会堂を建てる話が持ち上がった。当時サナトリウムの司祭をしていたジャン・ドヴェミ Jean Devémy 神父(1896 - 1981)は、友人クチュリエ神父(後述)に助言を仰ぎながら、現代美術家の協力を得て「聖なる芸術」運動の最初の試みであるアッシー教会建設の任にあたった。

31 《十字架のキリスト》Christ en croix(図9、O.P.V. 1)[1939年展覧会カタログ：no.32. Crucifiement]と《受難(横向きのキリスト)》Passion (Christ de profil)(図10、O.P.V. 3)[1939年展覧会カタログ：no. 33. Christ aux outrages]の2点。

32 《柱につけられたキリスト(受難)》Christ à la colonne (Passion)(図8、O.P.V. 2)[1939年展覧会カタログ：no. 31. Christ à la colonne]。

ンドグラス《横向きの座ったキリスト》がアッシー教会正面の窓枠サイズにぴったり合う³³と思われたようです。とはいってもステンドグラスの最上部を[窓枠のアーチに合わせて]丸くする必要があったので、その修正と加工を私が行いました(図13-14)。ルオー氏はフェランディ通り³⁴に再び来訪されて[私が行った手直しをご覧になり]承認なさいました。おそらく1941年から1942年³⁵の頃です。このステンドグラスは一時期アッシー教会の死者礼拝室に単独で仮設置されていましたが、ルオー氏の他の4点のステンドグラス制作に際し、再びパリの私たちのアトリエに戻って参りました。

クチュリエ神父³⁶とともに、アッシー教会のステンドグラスの制作が再開されたのはやっと1946年になってからのことです。ルオー氏はもはやカルトンを描こうとなさいませんでしたので、ステンドグラス用に転写が可能なタブローを探して来る必要がありました。ある日クチュリエ神父は私のところにルオー氏の油彩画《ヴェロニカ》(図15)を持って来られました。このタブローは私もドルーアン画廊であった聖なる芸術の展覧会³⁷で拝見し気になっていた作品です。展覧会の会期に関してはドリヴァル様の方が私よりもよくご存知ではないでしょうか(この展覧会にはボナール氏がアッシー教会のために描いた《聖フランシスコ・サレジオ》(図16)も展示されていました)。

まず私はタブローのサイズに合わせて《ヴェロニカ》Véroniqueのステンドグラス[O.P.V. 4]を外枠のない状態で制作(1946年あるいは1947年)(図17)しました。アメリカであった展覧会に出品するため作った《ヴェロニカ》のレプリカが1点今でも私のところにあります。1947年の私の手帳には、ルオー氏が3月17日と5月21日の2回私たちのアトリエを来訪されたという記録があります(しかしこれを最後に、以後はずっと私の方から制作中のステンドグラスを持ってルオー氏のご自宅に伺いました)。[外枠のない]《ヴェロニカ》のステンドグラスはルオー氏の承認をいただきましたが、《磔刑》の方は何箇所か手直しをさせられました。2点のステンドグラス(《横向きの座ったキリスト》と外枠のない《ヴェロニカ》)は1948年の5月にウィーンで開催された展覧会に出品されました。

残りの3点のステンドグラスをアッシー教会に設置し、《ヴェロニカ》に外枠を描き加えるのは、その後(1948年から49年にかけて)のことです。まず《正面向きの辱めを受けるキリスト》[《笞打ち(辱めを受けるキリスト)》Flagellation (Christ aux outrages), O.P.V. 5](図18-21)の制作に取り掛かりました。下絵となったタブロー(図22)はある日本人コレクター³⁸が所有していたものですが、ルオー氏が家具調度保管所Garde-meubleからこの

33 当時建設中であった教会の窓枠に偶然にも一致したというこの出来事は以後「アッシーの奇跡」"the miracle of Assy"と呼ばれた。William S. Rubin, *Modern Sacred Art and the Church of Assy*, Columbia University Press. 1961, p. 33.

34 当時エバール=ステヴァンス夫妻のステンドグラスとタピスリーの工房(アトリエ)はパリ6区モンパルナス駅にほど近い12 rue Jean-Ferrandi 75006, Parisにあった。

35 ナチスドイツ軍によるパリ占領期間中の1941年末、ルオー家は南仏の疎開先ゴルフ=ジュアンGolfe-Juanから一時的にパリに戻る。パリ滞在中サロン・ドートンヌに完成したばかりのステンドグラス《柱につけられたキリスト》Christ à la colonneを出品している。

36 マリー=アラン・クチュリエMarie-Alain Couturier(1897-1954)はドミニコ会修道士でステンドグラス作家(図48)。彼は近年のカトリック信仰の衰退の原因が、多くの聖堂を飾る生気の失せた教会美術と世俗的な活気に満ちた現代美術の乖離にあると判断し、両者の和解を試みて1930年代後半から1950年代前半にかけ、同僚のピー=レモン・レガメ Pie-Raymond Régamey神父(1900-1996)とともに「聖なる芸術」L'Art sacré運動を精力的に推進し、同名の機関誌 *L'Art Sacré*を編集発行した。第二次世界大戦中は米国に在住し、反ヴィシー政権の立場を明確にするとともに、帰国後は芸術的才能とカトリックの信仰を兼備できなければ「才能を欠く信者より信仰のない天才に任せた方がよい」という信念のもと、多くの優れた現代美術家に協力を求め、戦後フランスにおける教会芸術の刷新運動を推進した。しかしそのやり方が一部の伝統的なカトリック信者の反発を招き、アッシー教会の祭壇に設置されたフランスの彫刻家ジェルメース・リシエ Germaine Richier(1902-1959)の磔刑像を巡って「聖なる芸術論争」La Querelle de l'Art sacréが起きた。詳細は前掲の拙稿(2018)を参照。

37 ルオーの友人で画家でもあったモーリス・モレルMaurice Morel神父(1908 - 1991)によって企画され、1949年4月12日から4月30日までパリのGalerie René Drouinで開催された展覧会「宗教芸術のために」Pour un art religieuxのこと。同展にルオーは20点の絵画を出品している。

38 このタブロー《受難(エッケ・ホモ)》Passion (Ecce Homo) (1947 - 1949) は旧福島繁太郎(1895 - 1960)コレクションに帰属していたが、第二次世界大戦後フランス国内にあった敵国接収品として、1952年にフランスで批准された対日講和条約の適用を受け、1954年にパリ国立近代美術館の所蔵となった。(https://www.centrepompidou.fr/cpv/resource/c9n4Bkj/rGEnp8e : 2018/12/01)

作品を引き取った時の色調は赤と黄でした。その後ルオー氏はタブローの縦を継ぎ足し、色調を緑と黄に塗り替えました。私が下絵に使ったのはこの時の状態のものです。さらにタブローは青と赤へと変わりました(近代美術館での展覧会³⁹(図23)出品時)。したがってこのステンドグラスは今ではもう見ることのできないタブローの状態を示しています。

クチュリエ神父は、アッシー教会の窓を飾るにふさわしい宗教的主題のタブローがほかに見つからなかったので、ルオー氏が描いた2点の花束の絵を借りてくることを思いつきました。小さな花束のステンドグラス[《“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I)》“ Il a été maltraité et opprimé...” (Bouquet I), O.P.V. 6]⁴⁰(図24-27)は一度でうまくいきました。これは1939年の[横向きの座った]キリストのステンドグラスとともに最もできのよいもののように私には思えます(正面向きのキリストの場合は何度もやり直しが必要でした)。

もう一方の[大きな]花束のステンドグラス[《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》“ ...et Il n'a pas ouvert la bouche ” (Bouquet II), O.P.V. 7](図28-31)はうまくいきませんでした(この件についてはルオー氏からいただいた1949年11月19日付の手紙が私の手元にあります)。そこで私がこのステンドグラスの上に透写紙を当てて木炭で転写したものをルオー氏が修正するというやり方でやっと納得してもらえました。こうしてルオー氏は私が転写した下絵を手元に置き、窓枠のサイズに収まるよう描き足してくださいました。これをもとに私は新たなステンドグラスを制作し直したというわけです。ルオー氏は仕上がりを見て二つ返事で承認なさいました。

透写紙の上からルオー氏が油彩によって加筆されたそのカルトンは驚くべき自由奔放な筆遣いで描かれていました。私たちのアトリエに立ち寄ったバゼヌ氏はこのカルトンをご覧になって、すぐには戻さないほうがよい、ルオー氏はまた描き直してしまうだろうから、そうなるを取り返しがつかない、と私に忠告するほどでした。この後ルオー氏は果たしてその通りのことをなさいました。したがってステンドグラスの方はこの《大きな花束》の描き直された下絵の最初の状態を留めており、花瓶には顔が描かれています(図32)。

《ヴェロニカ》の外枠制作に関しては、ルオー氏にやっていただくことが叶いませんでした。ルオー氏は私が試作したものを見せて欲しいとのことでした。私が外枠部分を描き足し、氏はただ文字のところだけを書き加えられました(図33-37)。

アッシー教会では洗礼室が最後に残りましたが、ここはシャガール⁴¹氏が装飾を担当されることになっていました。1点の大きな陶板画(図38-39)と2点の小さなステンドグラス(図40-41)で、これはルオー氏のステンドグラスと同じサイズです。シャガール氏はステンドグラスの技法を習得するのにたいそうてこずっておられたご様子で、土曜日⁴²に私たちのアトリエにやって来られました。アッシー教会のプロジェクトの中ではステンドグラスの技術的な部分にあまり煩わされないよう私は何度も申し上げてきました。というのもシャガール氏がステンドグラスに取り掛かって以来すでに8年の歳月が経過しているからです。この仕事は私たちにとってももう少し時間がかかりそうですが、大きな喜びをもたらしてくれるものとなるでしょう……

39 ケ・ド・トーキョーに開館して間もない国立近代美術館で聖年の1950年を記念し、大戦で荒廃した教会堂建築再興に貢献した現代美術家を顕彰した「聖なる芸術：19-20世紀のフランス美術」展が主任学芸員ジャン・カサー指揮のもとに開催された。Musée national d'art moderne, Art sacré : œuvres françaises des XIXe et XXe siècles, 29 novembre 1950 - 21 janvier 1951. 目録によれば全出品作家41名(131作品)中ルオーは最大の23点を出品。ただしこの旧福島コレクションのタブロー(O. P. 2528)が1950年の展覧会に出品されたという記録は確認できなかった(ボニーの記憶が正しければ、no.101. PASSION, huile sur toile, 81 x 55 cm, signé dans l'angle inférieur droit. Collection particulière, Paris. がこれに相当するのかもしれない)。

40 以下2点の花束のステンドグラスのタイトル「彼は虐げられ苦しめられ」「しかも口を開かざりき」はイザヤ書53.7から取られた一連の句。この句の発案者には諸説(クチュリエ神父、ドヴェミ神父、モレル神父、ルオー自身)がある。

41 ロシア出身のフランスの画家Marc Chagall (1887 - 1985)はアッシー教会の洗礼室のために、陶板画による《紅海渡渉》、大理石による2点のレリーフ《詩篇42》と《詩篇124》、2点のステンドグラス《燭台を持つ天使》と《聖水を持つ天使》を制作した。

42 直近の「土曜日」であれば1955年10月29日。

ルオー氏には現在でもステンドグラス職人であった頃⁴³の腕が残っているのかどうか私にはわかりません。でも氏は徒弟時代のたいへん興味深い出来事を面白おかしく私たちに話して聞かせてくださいました。例えばサン・セヴラン教会のステンドグラス制作のためその司祭様が殉教者の棕櫚の枝を持ってイルシュ氏⁴⁴の前でポーズを取った時の話などです……

私がクチュリエ神父にお伝えした極めつきの逸話とは次のようなものです。1939年に制作したステンドグラス⁴⁵のうちの1点でしたが、ルオー氏は色が濃くなり過ぎているとお感じになったガラスの部分をご自身の爪でもってはがそうとなさいました。そしてこう仰いました。「いやまったく、こいつはステンドグラスだ。剥がれるのはガラスではなく、私の爪の方だった」。それからというもの、ルオー氏はご自身でガラスの上からグリザイユ⁴⁶で絵付けをなさろうとはしませんでした。

ブラック⁴⁷氏(図42)に至っては、筆やスポンジを手にとって絵付けをしていただくこと自体がそもそも困難でした。氏曰く「これはあなたのお仕事です。私よりずっと上手にお出来になります……」

1939年の展覧会前のある日グロメール氏はグリサイユに挑戦されたのですが、[その後のアッシー教会では]二度とご自身でなさることはありませんでした。不器用で、向いていないとお感じになったようです。これに対して、バゼーヌ⁴⁸氏(図43)はいつもご自身でステンドグラスに直接絵付けをなさいましたし、ベルソ⁴⁹氏(図44)やブリアンション⁵⁰氏(図45)もご自身でなさいました。シャガール氏はご自身でなさるおつもりでした。

夜も更けてまいり、慌ただしくしたためたゆえの乱筆乱文をご容赦願うとともに、いっそうのご活躍を心からお祈り申し上げます。

(署名)ポール・ボニー

* 訳文中の()や……は原文のまま、[]および(図X)は訳者による挿入。

後藤 新治(ごとう しんじ) 西南学院大学博物館長・国際文化学部教授

43 ルオーは1885年14歳の時、まずパリのステンドグラス職人マリウス・タモニMarius Tamoniのもとで、翌1886年にはエミール・イルシュ Émile Hirsch (1832 - 1904)のもとで徒弟として働いた経験がある。

44 前註のパリのステンドグラス職人エミール・イルシュ氏のこと。

45 O.P.V. 1とO.P.V. 3の2点。

46 Grisaille. 西洋絵画において単一色の異なった諧調(濃淡)で描く単彩画カマイユcamaïeuの一種で、特に灰色grisの諧調(灰、黒、錆色)で描くやり方をグリザイユという。中世のステンドグラスにおいて、鉄錆の粉末などを用いてガラス面(表面あるいは裏面)に人物や文様の細部や陰影などを直接描いて焼き付ける技法。

47 フランスの画家Georges Braque (1882 - 1963)はアッシー教会のために、マティスの陶板画《聖ドミニクス》の中央下部にブロンズによる聖櫃扉を制作した。

48 バゼーヌはアッシー教会の西正面トリビューン(2階)に3点のステンドグラス《大聖グレゴリウス》St Grégoire le Grand、《ダヴィデ王》Le roi David、《聖セシリア》Ste Cécileを制作した。

49 フランスの画家Paul Berçot (1898 - 1970)はアッシー教会の北側廊に、2点のステンドグラス《聖ヴァンサン・ド・ポール》St Vincent de Paulと《アシジの聖フランチェスコ》St François d'Assiseを制作した。

50 フランスの画家Maurice Brianchon (1899 - 1979)はアッシー教会の南側廊に、2点のステンドグラス《聖ルイ》St Louisと《聖ジャンヌ・ダルク》Ste Jeanne d'Arcを制作した。

図版



図1 ジョルジュ・ルオー 《飾りの花》 油彩 1946年頃 O.P. 2277



図2 ジョルジュ・ルオー 《飾りの花》 油彩 1946年頃 O.P. 2280



図3 ノートル＝ダム＝ド＝トゥット＝グラース教会(アッシー教会)
建築＝モーリス・ノヴァリナ(建設：1937 - 1946年)
パッシー オート＝サヴォワ県(筆者撮影：2011年11月12日)



図4 アッシー教会内部の東側祭壇付近 パッシー オート＝サヴォワ県
(筆者撮影：2011年11月12日)



図5 アッシー教会内部の西側入り口付近
(1階ナルテックスと2階トリビューン)
パッシー オート＝サヴォワ県(筆者撮影：2011年11月12日)

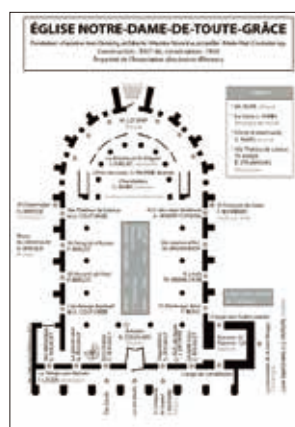


図6 アッシー教会の平面図(L'Église Notre-Dame-De-Toute-Grâce : Le Renouveau de L'Art Sacré au XXe siècle, 2015より)



図7 1939年にパリのプチ・パレ美術館で開催された「現代のステンドグラスとタピスリー展覧会」カタログ表紙

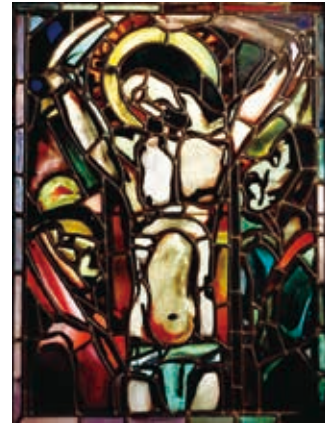


図8 ジョルジュ・ルオー(原画)/
ジャン・エペール=ステヴァンス&ボリーヌ・ブニエ(制作)
《柱につけられたキリスト(受難)》
ステンドグラス 1941年 CGP O.P.V. 2

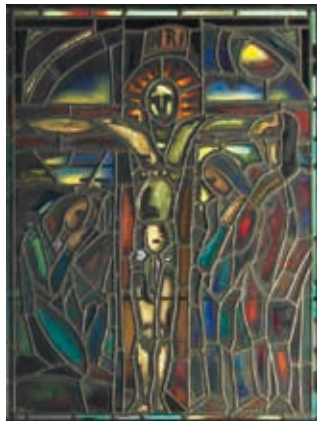


図9 ジョルジュ・ルオー(原画)/
ジャン・エペール=ステヴァンス&ボリーヌ・ブニエ(制作)
《十字架のキリスト》 ステンドグラス 1939年 CGP O.P.V. 1

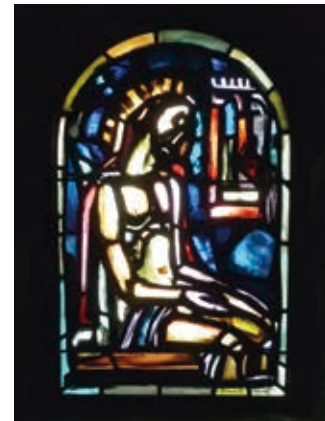


図10 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《受難(横向きのキリスト)》ステンドグラス 1939 - 1942年
アッシー教会西正面ナルテックス O.P.V. 3
(筆者撮影：2011年11月12日)



図11 ジョルジュ・ルオー 《辱めを受けるキリスト》
グワッシュ・インク・グラッシ 1939年 CGP



図12 ジョルジュ・ルオー 《受難(辱めを受けるキリスト)》
油彩・インク・グワッシュ 1939(1945 - 1949)年頃 CGP



図13 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《受難(横向きのキリスト)》 ステンドグラス 1941 - 1942年
書き込み O.P.V. 3(筆者撮影：2011年11月12日)



図14 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《受難(横向きのキリスト)》 ステンドグラス 1941 - 1942年
書き込み O.P.V. 3(筆者撮影：2011年11月12日)



図15 ジョルジュ・ルオー 《ヴェロニカ》
油彩 1945年頃 CGP O.P. 2284



図16 ピエール・ボナール 《聖フランシスコ・サレジオ》 油彩
アッシー教会南側廊(筆者撮影：2011年11月12日)

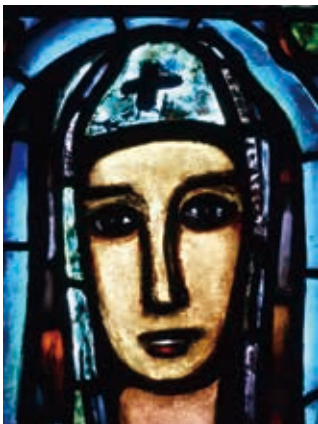


図17 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《ヴェロニカ》(中央部分) ステンドグラス 1946 - 1947年
部分 O.P.V. 4(筆者撮影：2011年11月12日)

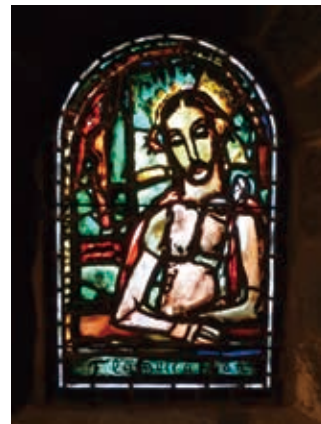


図18 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《答打ち(辱めを受けるキリスト)》 ステンドグラス 1948 - 1949年
アッシー教会西正面ナルテックス O.P.V. 5
(筆者撮影：2011年11月12日)



図19 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《答打ち(辱めを受けるキリスト)》 ステンドグラス
1948 - 1949年 書き込み O.P.V. 5
(筆者撮影：2011年11月12日)

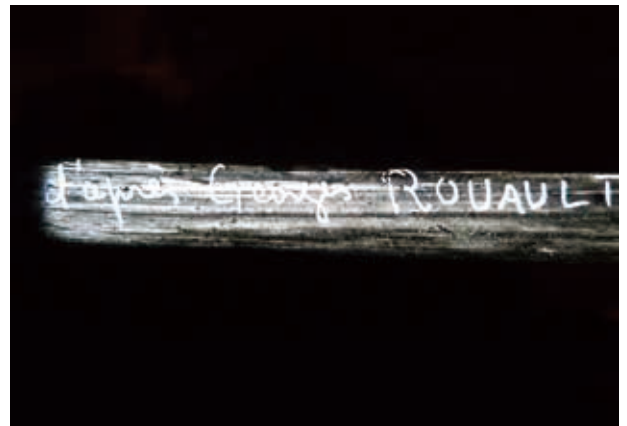


図20 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《答打ち(辱めを受けるキリスト)》 ステンドグラス
1948 - 1949年 書き込み O.P.V. 5
(筆者撮影：2011年11月12日)



図21 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《答打ち(辱めを受けるキリスト)》 ステンドグラス
1948 - 1949年 書き込み O.P.V. 5
(筆者撮影：2011年11月12日)

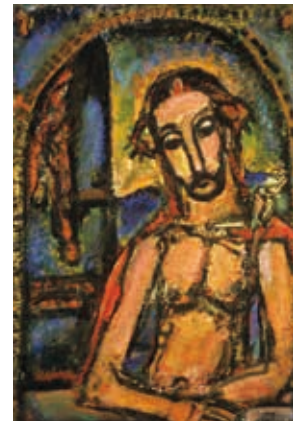


図22 ジョルジュ・ルオー 《受難(エッケ・ホモ)》
油彩 1947 - 1949年 CGP O.P. 2528

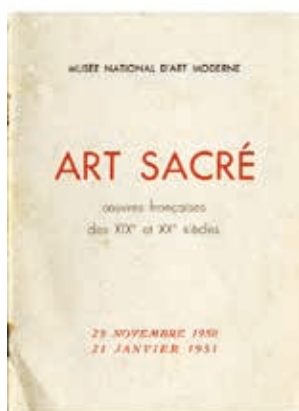


図23 聖年1950年にパリの国立近代美術館で開催された
「聖なる芸術：19-20世紀のフランス美術」展カタログ表紙

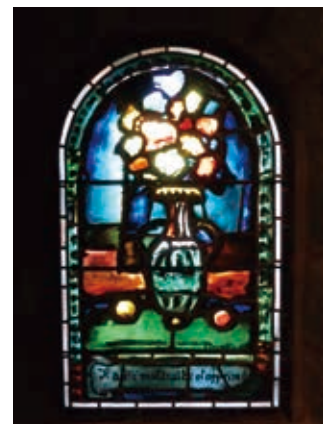


図24 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I)》 ステンドグラス
1949年 アッシー教会西正面ナルテックス O.P.V. 6
(筆者撮影：2011年11月12日)



図25 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I)》(中央部分) ステンドグラス
1949年 部分 O.P.V. 6(筆者撮影：2011年11月12日)



図26 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I)》 ステンドグラス
1949年 書き込み O.P.V. 6(筆者撮影：2011年11月12日)

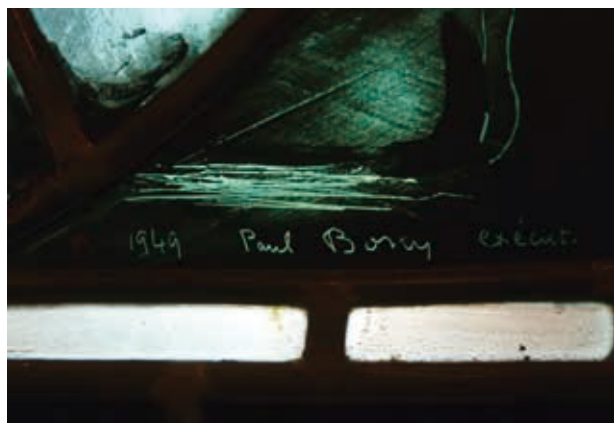


図27 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I)》 ステンドグラス
1949年 書き込み O.P.V. 6(筆者撮影：2011年11月12日)

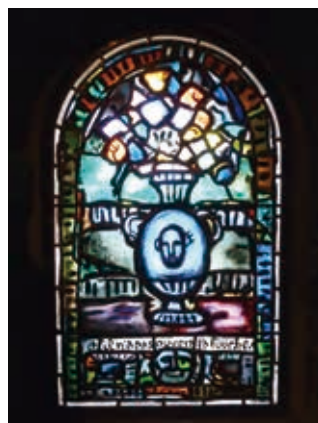


図28 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》 ステンドグラス
1949 - 1950年 アッシー教会西正面ナルテックス O.P.V. 7
(筆者撮影：2011年11月12日)



図29 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》 ステンドグラス
1949 - 1950年 書き込み O.P.V. 7
(筆者撮影：2011年11月12日)



図30 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》 ステンドグラス
1949 - 1950年 書き込み O.P.V. 7
(筆者撮影：2011年11月12日)



図31 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》 ステンドグラス
1949 - 1950年 書き込み O.P.V. 7
(筆者撮影：2011年11月12日)

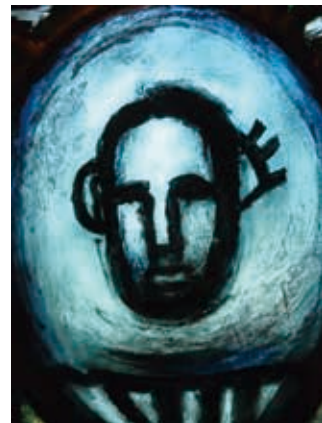


図32 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(制作)
《“…しかも口を開かざりき”(花束 II)》(花瓶の顔) ステンドグラス
1949 - 1950年 部分 O.P.V. 7
(筆者撮影：2011年11月12日)



図33 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(外枠作画、制作)
《ヴェロニカ》 ステンドグラス 1946 - 1947年
アッシー教会西正面死者礼拝堂 O.P.V. 4
(筆者撮影：2011年11月12日)



図34 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(外枠作画、制作)
《ヴェロニカ》 ステンドグラス 1946 - 1947年
書き込み O.P.V. 4(筆者撮影：2011年11月12日)

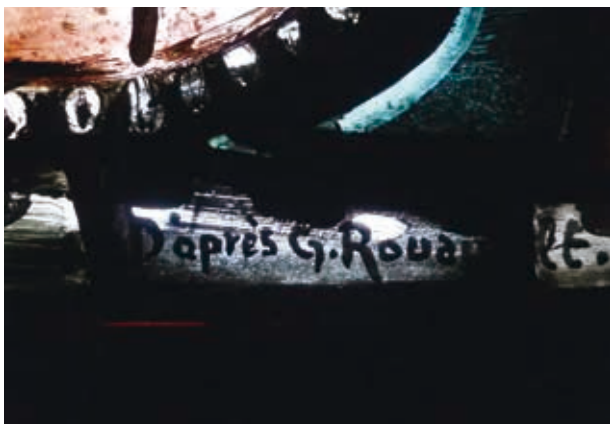


図35 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(外枠作画、制作)
《ヴェロニカ》 ステンドグラス 1946 - 1947年
書き込み O.P.V. 4(筆者撮影：2011年11月12日)



図36 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(外枠作画、制作)
《ヴェロニカ》 ステンドグラス 1946 - 1947年
書き込み O.P.V. 4(筆者撮影：2011年11月12日)



図37 ジョルジュ・ルオー(原画)/ポール・ボニー(外枠作画、制作)
《ヴェロニカ》 ステンドグラス 1946 - 1947年
書き込み O.P.V. 4(筆者撮影：2011年11月12日)



図38 マルク・シャガール 《紅海渡渉》 陶板画
アッシー教会西正面洗礼室(筆者撮影：2011年11月12日)



図39 マルク・シャガール 《紅海渡渉》
陶板画 部分(筆者撮影：2011年11月12日)



図40 マルク・シャガール 《燭台を持つ天使》 ステンドグラス
アッシー教会西正面洗礼室(筆者撮影：2011年11月12日)



図41 マルク・シャガール 《聖水を持つ天使》 ステンドグラス
アッシー教会西正面洗礼室(筆者撮影：2011年11月12日)



図42 アンリ・マティスの陶板画《聖ドミニクス》の下部にはめ込まれたジョルジュ・ブラックのブロンズによる聖櫃扉
アッシー教会北側廊(筆者撮影：2011年11月12日)



図43 ジャン・バゼーヌ 《ダヴィデ王》 ステンドグラス
アッシー教会西正面2階トリビューン」
(<http://philippehoubart.centerblog.net/19461-musee-virtuel-eglise-du-plateau-assy> : 2018/12/01)



図44 ポール・ベルソ 《聖ヴァンサン・ド・ポール》
ステンドグラス アッシー教会北側廊(筆者撮影：2011年11月12日)

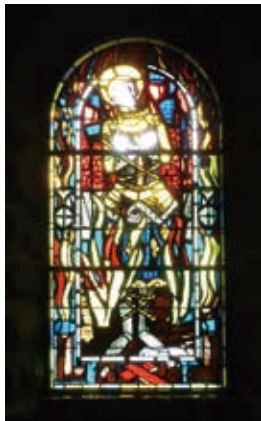


図45 モーリス・ブリアンション 《聖ジャンヌ・ダルク》
ステンドグラス アッシー教会南側廊(筆者撮影：2011年11月12日)

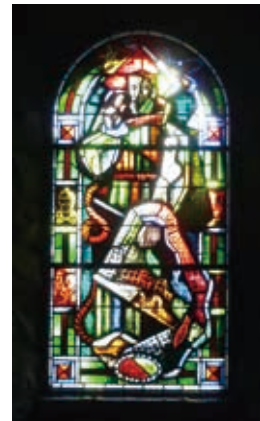


図46 ポール・ボニー 《聖ペトロ》 ステンドグラス
アッシー教会南側廊(筆者撮影：2011年11月12日)



図47 アドリーヌ・エペール=ステヴァンス 《悲しみの聖母》
ステンドグラス アッシー教会南側廊
(筆者撮影：2011年11月12日)

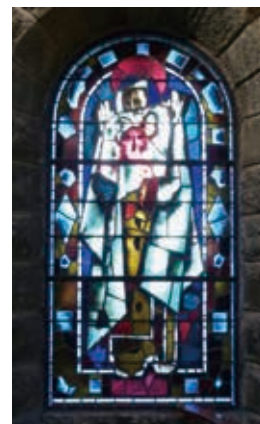
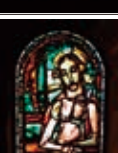
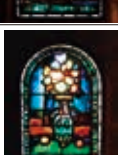
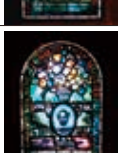
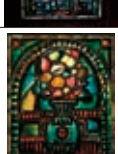


図48 マリー=アラン・クチュリエ 《リジューの聖テレーズ》
ステンドグラス アッシー教会北側廊
(筆者撮影：2011年11月12日)

ジョルジュ・ルオーステンドグラス全作品(暫定版)

O.P.V.	Titre [et d'autres titres] <i>en Italique : titre donné par l'artiste lui-même</i>	Figure	Date	Format (cm)	Exécutant (s)	Exemplaires	Collection (s)
1	十字架のキリスト <i>Christ en croix</i> [Crucifiement] [Le Christ en croix]		1939	110 x 82	Jean Hébert-Stevens (1888 - 1943) et Pauline Peugniez (1890 - 1987)	3	Musée des beaux-arts de Montréal, Canada Musée du Vatican Musée national d'art moderne, Paris
2	柱につけられたキリスト(受難) <i>Christ à la colonne (Passion)</i> [Le Christ au prétoire]		1941	106 x 78	Jean Hébert-Stevens (1888 - 1943) et Pauline Peugniez (1890 - 1987)	1	Musée national d'art moderne, Paris
3	受難(横向きのキリスト) <i>Passion (Christ de profil)</i> [Christ aux outrages] [Ecce homo]		1939	83.2 x 59.2	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce, Plateau d'Assy, Haute-Savoie
4	ヴェロニカ <i>Véronique</i> [Sainte Véronique]		1947	54.2 x 39.2 [102 x 60] (avec le cadre)	Paul Bony (1911 - 1982)	2	Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce (Chapelle mortuaire), Plateau d'Assy, Haute-Savoie Musée des beaux-arts, Reims
5	笞打ち(辱めを受けるキリスト) <i>Flagellation (Christ aux outrages)</i>		1949	83.2 x 59.2	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce, Plateau d'Assy, Haute-Savoie
6	“彼は虐げられ苦しめられ…”(花束 I) <i>« Il a été maltraité et opprimé... »</i> (Bouquet I) [Le petit vase]		1949	83.2 x 59.2	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce, Plateau d'Assy, Haute-Savoie
7	“…しかも口を開かざりき”(花束 II) <i>« ...et Il n'a pas ouvert la bouche »</i> (Bouquet II) [Le grand vase]		1950	83.2 x 59.2	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Notre-Dame-de-Toute-Grâce, Plateau d'Assy, Haute-Savoie
8	花束 I Bouquet I		1949	82.7 x 58.7	Paul Bony (1911 - 1982)	2	La Fondation Georges Rouault, Paris Chapelle de Rouault, Musée Kiyoharu Shirakaba, Hokuto, Yamanashi, Japon
9	花束 II Bouquet II		1955	90 x 62	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Saint-Martin de Fontaine-la-Soret (Baptistère), Eure
10	花束 III Bouquet III		1955	90 x 62	Paul Bony (1911 - 1982)	1	Église Saint-Martin de Fontaine-la-Soret (Baptistère), Eure

ABRÉVIATIONS

1939 VT : *Catalogue de l'Exposition de Vitraux et Tapisseries Modernes*, du 4 juin au 30 juin 1939, Petit Palais, Paris.

1950 AS : *Catalogue de l'Exposition d'Art Sacré : Œuvres Françaises des XIXe et XXe siècle*, du 29 novembre 1950 au 21 janvier 1951, Musée National d'Art Moderne, Paris.

2002 ANMT : 2002 001 Paul Bony, Atelier de Peintre-Verrier, à Paris, Archives Nationales du Monde du Travail, 2002, Roubaix, (<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/camt/index.html> : 2018/12/01)

2015 NDTG : *Brochure de l'Église Notre-Dame-De-Toute-Grâce : Le Renouveau de L'Art Sacré au XXe siècle*, Office de Tourisme de Passy, 2015, Passy.

GEORGES ROUAULT TOUS LES VITRAUX (provisoires) édités et annotés par Shinji GOTO, 2019

Note	Tableau (x) ou carton (s)		
Exposition 1939 VT : 32. Crucifiquement 1950 AS : 120. Le Christ en croix, 1939 CGP : AM 1211 OA, 1,095 x 0,825 x 0,02 m; Achat, 1965. 2002 ANMT : 6090 - 6105		Crucifixion, 1935-1940. Mixed technique on lined onto canvas, 106.0 x 75.0 cm. Courtesy of Galerie Tamenaga [2018 GRCEM, no.25]	
Exposition [1939 VT : 31. Christ à la colonne (non-exposé)] 1941 Salon d'Automne : 1870. Christ à la colonne 1950 AS : 119. Le Christ au prétoire, 1941 CGP : AM 362 OA, 1939/1941 Vitrail fait d'après un tableau du peintre. Fonds national d'art contemporain ; 1939 ; 1,06 x 0,78 m ; Achat en 1942. Attribution en 1942 au Musée national d'art moderne.			
Exposition 1939 VT : 33. Christ aux outrages, 1939 2002 ANMT : 5018 - 5024 2002 ANMT : 6090 - 6105 2015 NDTG : Ecce homo		Passion (Christ aux outrages) / Christ de profil, vers 1939. Huile, encre, gouache sur papier (Carton pour vitrail retouché vers 1945 - 1949 pour l'église du plateau d'Assy), 57 x 39,8 cm. Donation de Mme Rouault et ses enfants en 1963 [CGP, AM 4231 P (631)]	
L'encadrement a été fait par P. Bony CGP : L'église Notre-Dame-de-Toute-Grâce du plateau d'Assy (1937-1946), sa décoration a été confiée à l'instigation de l'abbé Devémy, et grâce à son ami le Père Couturier, à un ensemble d'artistes contemporains (dont Rouault, Jean Bazaine, Pierre Bonnard, Georges Braque, Marc Chagall, Jacques Lipchitz, Jean Lurçat, Henri Matisse, Germaine Richier, etc.) au début des années 1950. 2002 ANMT : 5033 - 5040 2015 NDTG : Sainte Véronique		Véronique, vers 1945. Huile sur toile marouflée sur panneau, 50 x 36 cm. La figure a été transcrite en verre pour un vitrail de l'église Notre-Dame-de-Toute-Grâce du plateau d'Assy. Don Mme Isabelle Rouault en 1964 [O.P. 2284; CGP, AM 4250 P]	4) Christ aux outrages. Projet pour la vitrail d'Assy. 1939. Gouache, encre, glacis d'huile sur papier calque marouflé sur toile, 105,5 x 72 cm. Donation de Mme Rouault et ses enfants en 1963 [CGP, AM 4231 P (850)]
2002 ANMT : 5025 - 5032 2015 NDTG : Flagellation		Passion (Ecce Homo), 1947 - 1949. Huile sur toile marouflée sur panneau, 83,8 x 56,5 cm. Cette peinture a servi de modèle pour un vitrail (titré "Flagellation") dans l'église Notre-Dame-de-Toute-Grâce du plateau d'Assy. Ancienne collection du baron Fukushima affectée en 1954 au Musée national d'art moderne en application du traité de Paix avec le Japon de 1952 [O.P. 2528; CGP, AM 3290 P]	
2002 ANMT : 5041 - 5054, 6837/1 - 2 2015 NDTG : Le petit vase		Bouquet aux deux fruits, 1945 - 1946. Huile, 36 x 24 cm [O.P.2268]	
2002 ANMT : 5041 - 5054, 6837/1 - 2 2015 NDTG : Le grand vase			
Exposition 2018 GRCEM : 64. Bouquet I, 87,0 x 62,8 cm (La Fondation Georges Rouault) 2002 ANMT : 5041 - 5054, 6837/1 - 2		Fleurs décoratives, 1947. Huile, 56 x 40 cm [O.P.2269; 2018 GRCEM, no.61]	
Exposition 1955 Salon d'Automne 2002 ANMT : 0152, 1734 - 1746		Fleurs décoratives, vers 1946. Huile, 37 x 26 cm [O.P.2277]	
Exposition 1955 Salon d'Automne 2002 ANMT : 0152, 1734 - 1746		Fleurs décoratives, vers 1946. Huile, 32 x 20 cm [O.P.2280]	

2018 GRCEM : *Catalogue de l'Exposition de Georges Rouault l'Œuvre Magnifié : l'Art Sacré et la Modernité*, Panasonic Shiodome Museum & Kitakyushu Municipal Museum of Art, 2018 - 2019, Tokyo & Kitakyushu.
CGP : Recherche dans les Collections (Les Œuvres) du Centre Georges Pompidou, Musée National d'Art Moderne, Paris. (<https://www.centrepompidou.fr/fr/Collections/Les-oeuvres>) : 2018/12/01
O.P. : Numéro de Catalogue Peintures : *Dorival, Bernard & Rouault, Isabelle, Rouault : L'Œuvre Peint*, 2 vols, André Sauret, 1988, Monte-Carlo. (柳宗玄・高野禎子訳「ルオー全絵画」岩波書店、1990)
O.P.V. : Numéro de Catalogue Vitraux : *Dorival, Bernard & Rouault, Isabelle, Rouault : L'Œuvre Peint*, 2 vols, André Sauret, 1988, Monte-Carlo, tome 2, p. 301. (柳宗玄・高野禎子訳「ルオー全絵画」岩波書店、1990)

M・シャガールによるカルヴェール礼拝堂の装飾構想 —〈聖書のメッセージ〉連作における有機的構造をめぐって—

宮川 由衣

はじめに

第二次世界大戦後、1950年前後のフランスにおいては、アンリ・マティス (Henri Matisse 1869-1954) によるヴァンス・ロザリオ礼拝堂 (1949-51年)、フェルナン・レジェ (Fernand Léger 1881-1955) やジャン・バゼーヌ (Jean René Bazaine 1904-2001) の装飾によるオダンクール・サクレ＝クール教会 (1949-51年)、そしてル・コルビュジエ (Le Corbusier 1887-1965) によるロンシャン・ノートル＝ダム＝デュ＝オー礼拝堂 (1951-54年) といったモダニズムの芸術家が関わった教会や礼拝堂がほぼ同時的に複数誕生している。マルク・シャガール (Marc Chagall 1887-1985) もまた、こうした動きに呼応するように、フランス南部の町ヴァンスで当時すでに使われなくなっていたカルヴェール礼拝堂 (Chapelle du Calvaire) に出会い、その礼拝堂を装飾する目的で、十七点の大型の油彩画からなる〈聖書のメッセージ〉連作《Message Biblique》(1955-66年) (表1) を描き始めた。

このように、当時フランスで多くの芸術家が教会や礼拝堂の装飾に関わった背景には、宗教芸術の刷新を担ったドミニコ会修道士マリー＝アラン・クチュリエ (Marie-Alain Couturier 1897-1954) とピー＝レモン・レガメー (Pie-Raymond Régamey 1900-96) の二人の神父を中心としたカトリック復興運動「^{ラール・サクレ}聖なる芸術」運動があった¹。この運動の理論的支柱が、美術を通して信仰を復興させる目的で1935年に創刊された機関誌『ラール・サクレ *L'Art Sacré*』であり、クチュリエ神父とレガメ神父の指揮のもと、二十世紀のフランス宗教芸術において、多大な影響

を及ぼした。そして、こうした「^{ラール・サクレ}聖なる芸術」運動の成果を問う試みとなったのが、1950年に献堂されたアッシーのノートル＝ダム＝ド＝トゥト＝グラーヌ教会 (Notre-Dame-de-Toute-Grâce) である。そこにおいては、芸術監督を務めたクチュリエ神父のもと、思想や信条を問わず、優れた現代芸術家が結集し、そこにシャガールも加わったのである。

シャガールは、1950年の1月に、ヴァンスで礼拝堂装飾のための準備を開始した²。この年の8月には、アッシー教会の献堂式が行われている。また、同年9月にはヴァチカンで「聖なる芸術国際展覧会 1900-1950」が始まり、さらに11月にはパリで「聖なる芸術：19-20世紀のフランス美術」展が開幕した。シャガールによるカルヴェール礼拝堂の装飾構想は、1950年を中心とする二十世紀フランスにおける宗教芸術運動の高まりのなかで生まれたのである。しかし、その後、絵の保存を考慮して礼拝堂装飾のプロジェクトは中断された³。

プロジェクトの中止に際し、礼拝堂の壁画としてすでに制作が開始されていた絵は、シャガールの古くからの友人で、当時ド・ゴール政権のフランスで文化大臣を務めていたアンドレ・マルロー (André Malraux 1901-76) の提唱により、1966年に国に寄贈され、ヴァンスからほど近いニースに新たに作られる国立美術館のコレクションの中心として展示されることになった。そして、1973年に「マルク・シャガール国立美術館」が開館した⁴。今日の美術館における展示 (図1) は、カルヴェール礼拝堂で計画されていた壁画の配置を引き継いだものではない。美術館における展示が、それぞれの絵の独立性や鑑賞体験の純粹性を担っている一方で、礼拝堂の壁画であ

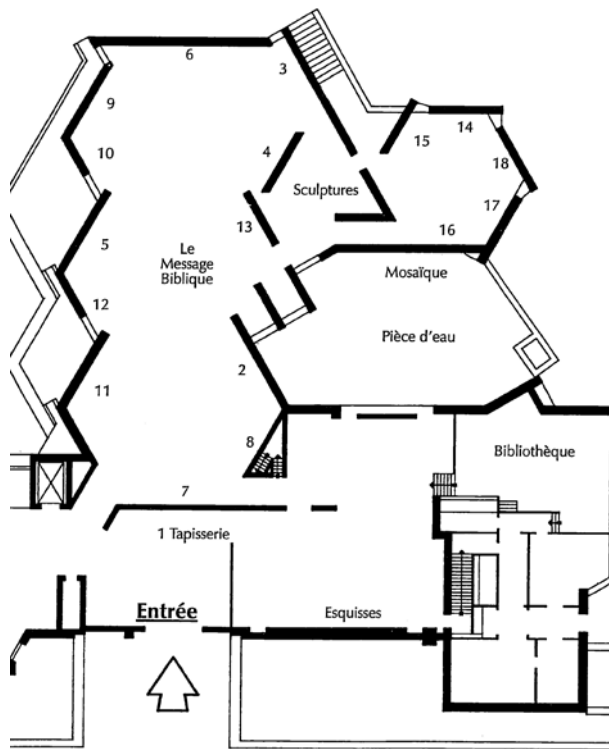
る連作としての有機的な構造は隠れてしまっている。本稿で見ると、1950年以後のシャガールの仕事においては、有機的な全体が一つの意味を伝達するということが重要な意味を持つようになるのである。

そこで本稿では、シャガールによるカルヴェール礼拝堂の装飾構想に光を当て、その壁画として描か

れた〈聖書のメッセージ〉連作における有機的構造について考察を行う。ここで見られる造形的手法、すなわち、聖書の複数の物語場面が互いに関連しながら、時間的、空間的に響き合う表現は、1950年代末に始まるステンドグラスの造形的表現において結実するのである。

表1 〈聖書のメッセージ〉連作

『創世記』 《人間の創造》（1956-58年）カンヴァスに油彩、299 × 200.5cm 《楽園》（1961年）カンヴァスに油彩、198 × 288cm 《楽園を追放されるアダムとエバ》（1961年）カンヴァスに油彩、190 × 283.5cm 《ノア方舟》（1961-66年）カンヴァスに油彩、236 × 234cm 《ノアと虹》（1961-66年）カンヴァスに油彩、205 × 292.5cm 《アブラハムと三人の天使》（1960-66年）カンヴァスに油彩、190 × 292cm 《イサクの犠牲》（1960-66年）カンヴァスに油彩、230.5 × 235cm 《ヤコブの夢》（1960-66年）カンヴァスに油彩、195 × 278cm 《ヤコブと天使との格闘》（1960-66年）カンヴァスに油彩、251 × 205cm 『出エジプト記』 《燃える柴の前のモーセ》（1960-66年）カンヴァスに油彩、195 × 312cm 《モーセの岩打ち》（1960-66年）カンヴァスに油彩、237 × 232cm 《十戒の石板を受けとるモーセ》（1960-66年）カンヴァスに油彩、237 × 233cm 『雅歌』 《雅歌Ⅰ》（1960年）カンヴァスに油彩、146.5 × 171.5cm 《雅歌Ⅱ》（1960年）カンヴァスに油彩、139 × 164cm 《雅歌Ⅲ》（1960年）カンヴァスに油彩、149 × 210cm 《雅歌Ⅳ》（1958年）カンヴァスに油彩、144.5 × 210.5cm 《雅歌Ⅴ》（1965-66年）カンヴァスに油彩、150 × 226cm
--



②《人間の創造》③《楽園》④《楽園を追放されるアダムとエバ》⑤《ノアの方舟》⑥《ノアと虹》⑦《アブラハムと三人の天使》⑧《イサクの犠牲》⑨《ヤコブの夢》⑩《ヤコブと天使との格闘》⑪《燃える柴の前のモーセ》⑫《モーセの岩打ち》⑬《十戒の石板を受け取るモーセ》⑭-⑮ 雅歌

図1 マルク・シャガール国立美術館展示室平面図部分 (Sylvie Forestier, *Le Message Biblique, Nice Musée National Message Biblique Marc Chagall*, Ed. De La Réunion Des Musées Nationaux, 1995より複写)。

1. 「^{ラル・サクレ}聖なる芸術」運動とアッシー教会

さて、シャガールがカトリックの復興運動「^{ラル・サクレ}聖なる芸術」によって推進されたアッシー教会のプロジェクトに参加したのは、神学者ジャック・マリタン (Jacques Maritain 1882-1973) とライザ (Raïssa Maritain 1883-1960) 夫妻との長年の友情によるところが大きい。シャガールは彼らを通じて、当時「^{ラル・サクレ}聖なる芸術」運動の中心にいたクチュリエ神父と知り合ったという⁵。シャガールがマリタン夫妻に出会ったのは、1920年代であるが、それ以後、フランスおよび亡命先のアメリカでシャガールと親しく交流していたマリタン夫妻は、彼の芸術の良き理解者であった。シャガールやマリタン夫妻がそうであったように、クチュリエ神父もまた、第二次世界大戦の勃発によって一時フランスを離れ、アメリカで過ごした。そして、そこでの経験は、後にアッシー教会において結実することになる彼の信条の形成に大きな影響を与えている。ここで、クチュリエ神父の生涯を、アッシー教会における芸術理論の実現へと至る彼の信条の形成に注目して振り返っておく⁶。

1897年にフランスのモンプリゾンに生まれたピ

エール・クチュリエは、1919年に創設された「アトリエ・ダール・サクレ」のメンバーとなり、そこで絵画やステンドグラスの下絵を手掛けた。二人の画家 モーリス・ドニ (Maurice Denis 1870-1943) と ジョルジュ・デヴァリエール (George Desvallières 1861-1950) によって創設された宗教芸術工房「アトリエ・ダール・サクレ」は、宗教芸術を扱うだけでなく、社会的政治的理想にリンクする「共同作業」というベースの上に成り立っていた⁷。

1925年にドミニコ会修練所に入り、マリー＝アラン修道士の名を得た彼は、1930年に司祭に叙階された。パリ8区のクーヴァン・ド・ラ・ノンシアシオン (お告げ修道院) 所属となったクチュリエ神父は、マリタンのサロンに頻繁に顔を出していたという⁸。その後、1936年にはレガメ神父と共に、美術批評家ジョゼフ・ピシャールによって1935年に創刊された機関誌『ラル・サクレ』の編集委員に就いた。また、翌37年からはクチュリエ神父とレガメ神父による新体制の『ラル・サクレ』誌が始動した。しかし、1939年、第二次世界大戦勃発により『ラル・サクレ』誌は休刊 (1945年まで) となった。そして同年12月30日、クチュリエ神父はニューヨークに向けて出

航した。これは、ニューヨークのフランス・カトリック教会から説教の依頼を受けてのことで、長期滞在する予定ではなかったが、この間にフランスでの情勢が変化し帰国が困難になったため、アメリカに留まることを決意したのである。

アメリカに渡ってからの5年間は、主にニューヨークとカナダのケベックに滞在し、ヨーロッパからの亡命者たちのコミュニティと深く関わった。とりわけ、フランスの美術史家のアンリ・フォション、画家のフェルナン・レジェと親しく交流したという⁹。また、当時ニューヨークに滞在していたマリタンを通じ、リベラルなカトリック雑誌『ラ・ヌーヴェル・ルレーヴ』に紹介され、次第に反ヴィシー政権の立場を明確に表明するようになる¹⁰。そしてこの頃に、「才能を欠く信者より信仰のない天才に任せた方がよい」¹¹という信条が示されたのであった。こうして、第二次世界大戦後、クチュリエ神父の構想のもと、アッシー教会においてその信条は実現される。実際、アッシー教会のプロジェクトに参加した芸術家の中には、ユダヤ教徒であるシャガールのほか、ボナール、ブラック、マティス、そしてリシエといった無神論者や、レジェやリュルサといった共産主義者も含まれていた。

同じく占領下のフランスを離れ、1941年からニューヨークで暮らしていたシャガールのもとには、クチュリエ神父と交流のあったマリタン夫妻が定期的に訪れていた。戦後、1948年にフランスに帰国した後、クチュリエ神父とマリタンの働きかけでアッシー教会のプロジェクトへの協力を求められたシャガールは喜んでこれに応じたという¹²。その後、技術面での問題により完成までに時間を要したが、陶板画《紅海渡河》(1956年)、二枚のステンドグラス《天使と燭台》(1956年)、《聖油壺を持つ天使》(1956年)、そして二点のレリーフ《鹿》(1956年)、《鳥》(1956年)の洗礼堂のために献げられた。

クチュリエ神父はシャガールによる洗礼堂の装飾の完成を見ることなく、1954年2月に世を去った。クチュリエ神父亡き後、完成した陶板画を教会に寄贈するのに際して、シャガールはアッシー教会の司

祭であったジャン・ドヴェミー(Jean Devémy 1896-1981)に宛てた書簡で、次のように記している。

わたしが情熱の全てを注ぎ込んだこの作品は、長い、しかし心躍るような作業の時を経て結実したものです。[……]ユダヤ教徒であるわたしに、クチュリエ神父様の記念として、この作品をアッシー教会に寄贈する資格はあるでしょうか。¹³

ユダヤ教徒であるシャガールのアッシー教会のプロジェクトへの参加は、信仰・宗派・国籍・人種を問わず才能ある芸術家に仕事を依頼したクチュリエ神父の信条なくしては実現しなかっただろう。そしてクチュリエ神父のこうした信条は、マリタンらアメリカにおける亡命者たちのコミュニティとの関わりを通じて育まれたものであった。そのコミュニティの中には、後にアッシー教会のプロジェクトに関わるレジェやシャガールもいた。

アッシー教会でのプロジェクトへの参加は、シャガールが教会の装飾に携わる契機となった。そしてそれは、1950年代末から彼の仕事において重要な位置を占めるようになるステンドグラスの制作の最初の試みでもあった。シャガールがヴァンスの礼拝堂の装飾の計画に着手したのはこの頃である。次節では、当時具体的な計画として準備が進められていたヴァンスの礼拝堂の装飾構想について見ていきたい。

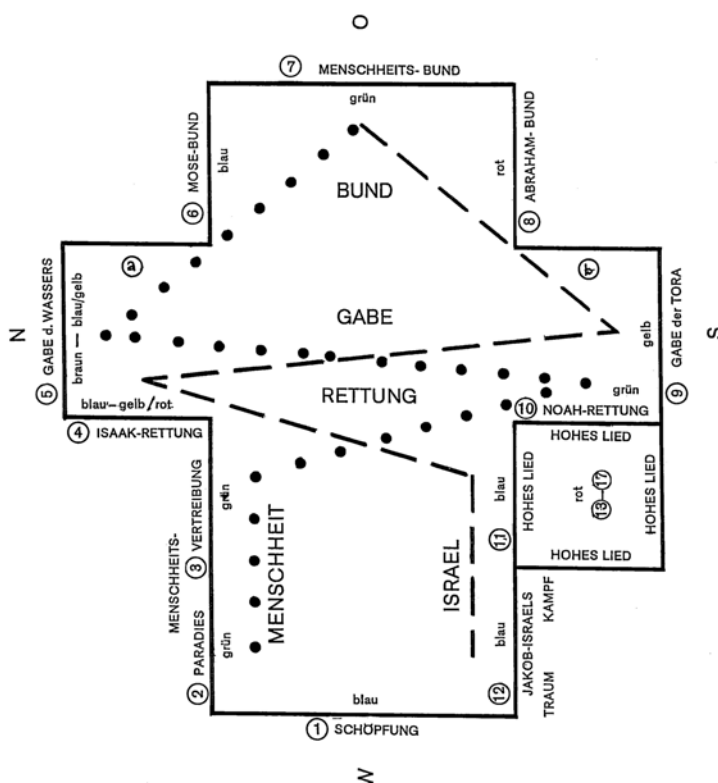
2. カルヴェール礼拝堂の装飾構想

1948年に亡命先のアメリカからフランスに戻ったシャガールは、同年、ヴェネツィア・ビエンナーレの版画部門でグランプリを受賞してイタリアに赴いた。この際に、各地で見た巨匠たちの壁画や祭壇画に深い感銘を受けるが、中でもヴェネツィアのドゥカーレ宮殿で見たティントレット(Tintoretto 1518-94)による大作《天国》(1588-92年)は、シャガールが壁画規模の作品の制作を希望するきっかけとなったという¹⁴。

1950年にシャガールはフランス南部の町ヴァンスで暮らし始めた。戦後、芸術家たちの制作の拠点となっていたコート・ダジュール沿岸で、シャガールはシミエに住むマティスや、ヴァロリスに住むピカソと会っていた。この頃、マティスはヴァンスでロザリオ礼拝堂の壁画とステンドグラス(1949-51年)を、ピカソはヴァロリスでヴァロリス城礼拝堂の壁画(1952年)をそれぞれ手掛けている。こうした中、シャガールはヴァンスのカルヴェール礼拝堂の装飾に着手した。緑豊かなヴァンスの丘の上に位置する1800年頃に建てられたこの小さな礼拝堂は、当時すでに使われなくなっていた¹⁵。1955年頃、シャガールはカルヴェールの礼拝堂の装飾プログラムとして、後に〈聖書のメッセージ〉連作として完成される壁画

の配置計画を作成した¹⁶。壁画の配置を示す平面図は、クラウス・マイヤーによって著されたモノグラフ(1961年)に掲載されている¹⁷。ここでは、ラテン十字型の礼拝堂の壁面に十二点の壁画と大理石のレリーフを置き、そして聖物納室(サクリスティ)を『雅歌』で飾るという計画が示されている。

この構想においては、それぞれの絵が聖書の物語の順とは異なる独自の仕方では配置されていることが注目される。この点、ゴールドマンは、カルヴェール礼拝堂における壁画の配置について、それぞれの絵を結ぶ共通のテーマがあると指摘している¹⁸。その内容を図示したのが図2である。そこにおいては空間ごとに五つのテーマが示されている。以下、その内容を見ていこう。



- ①《人間の創造》②《楽園》③《楽園を追放されるアダムとエバ》
④《イサクの犠牲》⑤《モーセの岩打ち》⑥《燃える柴の前のモーセ》⑦《ノアと虹》⑧《アブラハムと三人の天使》⑨《十戒の石板を受け取るモーセ》⑩《ノアの方舟》⑪《ヤコブと天使との格闘》⑫《ヤコブの夢》⑬-⑰ 雅歌

図2 カルヴェール礼拝堂の壁画構想と空間ごとのテーマを示した平面図
(Christoph Goldmann, *Marc Chagall, Botschaft der Bibel; mit Bildmeditationen von Christoph Goldmann*, Christophorus, Freiburg 1979より複製)。

(1)「結びつき Bund」——⑥《燃える柴の前のモーセ》、⑦《ノアと虹》、⑧《アブラハムと三人の天使》

まず、礼拝堂の東側、入口近くの空間には、いずれも横長のカンヴァスに描かれた⑥《燃える柴の前のモーセ》、⑦《ノアと虹》、そして⑧《アブラハムと三人の天使》がある。ゴールドマンは、これらの三点の絵が、「結びつき Bund」という共通テーマで結ばれていると指摘している。アダムとエバのいわゆる原罪によってもたらされた分裂の後、神と人間との関係が再び結ばれるのが、「神に従う無垢な人」(創世記6, 9)ノアの時代である。神は大洪水の後、「結びつき」のしるしとして虹を置いた(⑦《ノアと虹》)。そして、神と人間との間の「結びつき」は、聖書の物語のそれぞれの場面で繰り返し、語り出される。その一つは、神の御使いがアブラハムのもとを訪ね、イサクの誕生を告げる場面(同18, 1-15)を描いた⑧《アブラハムと三人の天使》に描かれている。さらにもう一つは、「イスラエルの民をエジプトから救い出す」という使命がモーセに告げられる場面(出エジプト3, 1-5)を描いた⑥《燃える柴の前のモーセ》に表現されている。

(2)「贈りもの Gabe」——⑤《モーセの岩打ち》、⑨《十戒の石板を受けとるモーセ》

そして、翼廊の北側と南側の壁には、共に正方形に近いカンヴァスに描かれた⑤《モーセの岩打ち》と⑨《十戒の石板を受けとるモーセ》が向かい合って置かれている。『出エジプト記』を描いたこれらの絵は、ゴールドマンによれば、「贈りもの Gabe」というテーマを共有している。⑤《モーセの岩打ち》は、喉の渇きに苦しむイスラエルの民に水が与えられた場面(出エジプト17, 1-7)を、そして⑨《十戒の石板を受けとるモーセ》は、イスラエルの民に掟が与えられる場面(同31, 18)をそれぞれ表している。

(3)「救い Rettung」——④《イサクの犠牲》、⑩《ノアの方舟》

同じく翼廊の内陣側の壁には、正方形に近い二点の絵、⑩《ノアの方舟》と④《イサクの犠牲》が置かれ

ている。ゴールドマンは、これらを「救い Rettung」というテーマで結んでいる。ノアの時代、神は彼に方舟を造らせて、ノアと動物たちを大洪水から救った(創世記6, 18-22)。洪水の後、ノアは主のために祭壇を築き、すべての清い家畜と鳥のうちから取り、焼き尽くす捧げ物を祭壇に捧げた(同8, 20)。また、アブラハムの時代、彼は神によって、「息子イサクを焼き尽くす捧げ物として捧げよ」という命を受けた(同22, 1-2)。アブラハムが主を畏れる者であることを知った神は、御使いを遣わしてイサクを救った(同22, 11-12)。

(4)「人間 Menschheit」——②《楽園》、③《楽園を追放されるアダムとエバ》

さらに内陣に向かって進み、北側の壁には、緑色を基調とした横長のカンヴァスに描かれた②《楽園》と③《楽園を追放されるアダムとエバ》の二点の絵がある。ゴールドマンは、アダムとエバを描いたこれらの絵を「人間 Menschheit」というテーマで結んでいる。いわゆる原罪を犯したアダムとエバは、楽園から追放される(創世記3, 23)。

(5)「イスラエル Israel」——⑪《ヤコブと天使との格闘》、⑫《ヤコブの夢》

そして、これらの絵に向かい合う南側の壁には、青を基調とする⑫《ヤコブの夢》と⑪《ヤコブと天使との格闘》が置かれている。ゴールドマンはヤコブを描いたこれらの絵のうちに、「イスラエル Israel」という共通のテーマを見ている。「イスラエル」とは、ヤコブがベヌエルでの格闘——《ヤコブと天使との格闘》がその場面を表している——の際に神から与えられた名であった¹⁹。内陣を囲むこの空間においては、神の被造物である人間——①《人間の創造》——が、「楽園を追放される場面」——③《楽園を追放されるアダムとエバ》——と、「再び神によって祝福を与えられる場面」——⑪《ヤコブと天使との格闘》——が対比されている。

以上のように、後に〈聖書のメッセージ〉連作とな

るこれらの壁画は、ゴールドマンが指摘するように、それぞれ共通するテーマで結ぶことができるだろう。ここでは、それぞれの絵は聖書の場面を物語の順ではなく、テーマの繋がりによって配置されている。これにより、『創世記』と『出エジプト記』のそれぞれの聖書の場面は、独立した個々の物語としてではなく、一つの有機的な全体を形作っているのである。

〈聖書のメッセージ〉連作において、それぞれの聖書の物語を繋ぐものは、テキストの内容だけではない。これらの絵においては、テキストの物語的要素としては用いられていないモチーフが描き込まれている。そして、これらのモチーフが、それぞれの聖書の場面を繋ぐことで、一つのテーマが時間的、空間的広がりの中で捉えられているのである。その一つが、「イサクの犠牲」のモチーフである。そこで、次節では「イサクの犠牲」のモチーフに注目し、〈聖書のメッセージ〉連作における有機的構造についてさらに検討したい。

3. 「イサクの犠牲」のモチーフとその広がり

まずは、『創世記』22章の「イサクの犠牲」の物語を簡単に振り返っておく。

あるとき神はアブラハムを試して命を下した。それは、「息子イサクを焼き尽くす捧げ物として神に捧げよ」という命であった。アブラハムは、次の朝早く、二人の若者たちと息子イサクを連れて、神の命じた場所に向かって行った。三日目になって、その場所が見えたので、アブラハムは二人の若者に「お前たちはろばと一緒にここで待っていてなさい。わたしと息子はあそこへ行って、礼拝をして、また戻ってくる」と告げ、イサクに薪を背負わせて行った。イサクが「焼き尽くす捧げ物にする小羊はどこにいるのですか」と聞くと、アブラハムはこう答えた。「わたしの子よ、焼き尽くす捧げ物の小羊はきっと神が備えてくださる」と。

こうして神が命じた場所に着くと、アブラハムは息子イサクを縛って、そこに築いた祭壇の薪の上に載せた。そして、手を伸ばして刃物を取り、息子を

屠ろうとした。そのとき、神の御使いが現れ、アブラハムに呼びかけてこう告げた。「その子に手を下すな。何もしてはならない。あなたが神を畏れる者であることが、今、分かったからだ。あなたは、自分の独り子である息子すら、わたしに捧げることを惜しまなかった。」それからアブラハムが見まわすと、後ろの木の茂みに一匹の雄羊が角をとられていた。こうしてアブラハムは、その雄羊を息子の代わりに捧げ物としてささげた。

さて、この場面を描いた《イサクの犠牲》(図3-1)の中心には、「薪の上に横たわるイサク」と、「彼を屠ろうとするアブラハム」が描かれている。そして画面の左上方から天使が飛来し、アブラハムがイサクを屠ろうとするのを止めに入っている。さらに、この絵の画面左の木の陰には、一匹の雄羊が見える。これは、イサクの代わりに捧げられる雄羊である。これらのモチーフについては、聖書のテキストによって説明が可能である。しかし、この絵には、テキストの物語的要素としては用いられていないモチーフが描かれている。

画面右上の空間(図3-2)に注目すると、そこには「幼い子どもを抱く母親」、「うつむいて歩く男性」、「逃げ惑う女性」、そして「十字架を背負う男性」などのモチーフが見られる。これらは何を意味するのであろうか。たとえば、「十字架を背負う男性」は、旧約聖書『イザヤ書』において語られる「主の僕の苦難と死」(イザヤ53, 2-12)を想起させる。彼は自らを償いの捧げ物とし、彼の受けた傷によって人々はいやされた。また、同時にそれは、新約聖書における「イエス・キリストの受難」とも重なる。「十字架を背負う男」の頭上には、かすかに光輪が見える。

さらに、これらのモチーフは、迫害と追放を経験したシャガール自身、そしてホロコーストの記憶が生々しく残る1960年代の受け手にとって、その苦難の歴史と不可分であろう。シャガールは〈聖書のメッセージ〉連作の制作と並行して、戦火の中に浮かび上がる十字架のイメージを描いている(図4)。



図3-1 マルク・シャガール《イサクの犠牲》
(1960-66年)カンヴァスに油彩、230.5×235cm
国立マルク・シャガール〈聖書のメッセージ〉美術館
ニース



図3-2 マルク・シャガール《イサクの犠牲》部分
(筆者撮影：2017年8月31日)



図4 マルク・シャガール《戦争》(1964-66年)
カンヴァスに油彩、163×231cm
チューリヒ美術館



図5-1 マルク・シャガール《ヤコブの夢》(1960-66年)
カンヴァスに油彩、195×278cm
国立マルク・シャガール〈聖書のメッセージ〉美術館
ニース

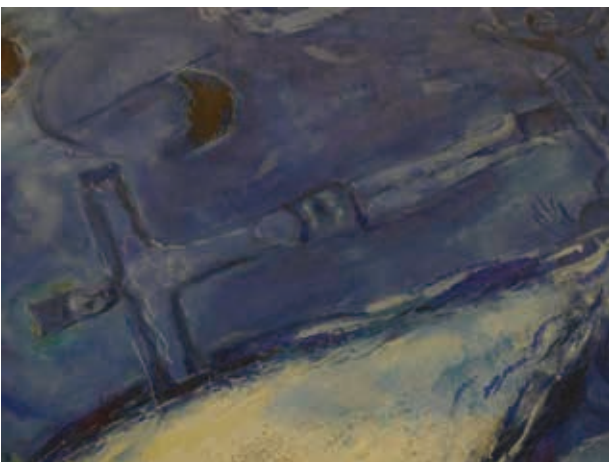


図5-2 マルク・シャガール《ヤコブの夢》部分
(筆者撮影：2017年8月31日)



図5-3 マルク・シャガール《ヤコブの夢》部分
(筆者撮影：2017年8月31日)

《イサクの犠牲》画面右上の空間に描かれたこれらのイメージは、歴史上の別のある時点においては、別の新たな意味と結びつくだろう。このように、この絵においては、「イサクの犠牲」というテーマが、複数のイメージと結びついて、時間的、空間的に広がってゆくのである²⁰。

さて、ここで見た「十字架」と「イサクの犠牲」のイメージの組み合わせは、〈聖書のメッセージ〉連作のほかの作品、《ヤコブの夢》(図5-1)において繰り返されている。この絵の画面左側には、「ヤコブ」と「梯子を上り下りする天使」とが描かれている。一方、色彩によって分割された画面右側には、「十字架」(図5-2)と「イサクの犠牲」(図5-3)のイメージが共に描かれている。

この絵は、『創世記』28章の「ヤコブの夢」を主題としている。その内容は以下のとおりである。イサクの息子ヤコブは、ハランへ向かう途中、ある場所に來たとき日が沈んだので、そこで一夜を過ごすことにして横たわった。すると彼は夢を見て、先端が天まで達する階段が地に向かって伸びており、神の御使いたちがそれを上ったり、下ったりしていた。そして主がヤコブの傍らに立って言った。「わたしは、あなたの父祖アブラハムの神、イサクの神、主である。[……]あなたの子孫は大地の砂粒のように多く

なり、西へ、東へ、北へ、南へと広がっていくであろう。」

さらに、「イサクの犠牲」のイメージは〈聖書のメッセージ〉連作の《十戒の石板を受けとるモーセ》(図6-1)にも現れる。この絵は『創世記』ではなく、『出エジプト記』を描いた作品である。

『出エジプト記』の物語を振り返っておく。モーセに率いられてエジプトを出たイスラエルの民とは、紅海を渡った後、エジプトを出て三月目にシナイの荒れ野に到着した。モーセは神のもとへとシナイ山を登って行った。そこで神は掟を刻んだ石板を彼に授けた。しかし民は、モーセが山からなかなか下りてこないのを見て、アロンのもとに集まり、彼に「我々に先立って進む神々を造ってください」と頼んだ。そしてアロンは、「金の耳輪をはずして、わたしののもとに持って来なさい」と言った。アロンはそれを受けとると、のみで型を作り、若い雄牛の銅像を造った。そして民はそれを拝み、飲み食いをして戯れた。このとき、十戒の刻まれた石板を携えて山を降りてきたモーセは、彼らの姿を見て怒り、それを投げつけた。そして彼らの造った金の子牛の像を砕き、粉々に砕いて水の上にまき散らして、それを人びとに飲ませた。

《十戒の石板を受けとるモーセ》では、「モーセが



図6-1 マルク・シャガール《十戒の石板を受けとるモーセ》(1960-66年)カンヴァスに油彩、237×233cm
国立マルク・シャガール〈聖書のメッセージ〉美術館、ニース



図6-2 マルク・シャガール《十戒の石板を受けとるモーセ》部分
(筆者撮影：2017年8月31日)

十戒を受けとる場面」と「民が金の子牛の像を拝む場面」とが同時に示されている。そして、「金の子牛の像を拝む民」の上方、画面左上の隅の部分に、「イサクの犠牲」のモチーフがかすかに見える(図6-2)。そこでは、イスラエルの人びとが偶像を造ってそれを拝む「背信のとき」(出エジプト32, 6)と、アブラハムが「焼き尽くす捧げ物の小羊はきっと神が備えてくださる」(創世記22, 8)と言って「神への信心を示すとき」とが鮮やかに対比されながら、結びついている。

4. 「聖書のメッセージ」としてのステンドグラスの誕生——むすびにかえて

カルヴェール礼拝堂の壁画として描かれた〈聖書のメッセージ〉連作においては、テーマの共通性やイメージの広がりにおいて、それぞれの聖書の物語場面が有機的に結びついていた。こうした造形的手法は、1950年代末からシャガールの仕事において重要な位置を占めるようになるステンドグラスの表現と共通している。

フォレストイエは、「シャガールにとってステンドグラスは、ある機能という目的に従い、建築そのものに分かち難く関連づけられたものである」²¹と指摘している。また、「1950年以後のシャガールの仕事においては、有機的な全体が一つの意味を伝達するという本質が明らかになってくる」²²という。シャガールはアッシー教会の装飾においてはじめてステンドグラスの制作に取り組んでいるが、その際、中世のステンドグラスの表現を研究している。マイヤーは、シャガールの1952年のシャルトル大聖堂の訪問について報告している²³。マイヤーによれば、「彼は古いステンドグラスのかたちと技術を、外からでさえ微にいり細にいり検討した」²⁴という。シャガールは、「有機的な全体が一つの意味を伝達する」という中世以来のステンドグラスの表現を、カルヴェール礼拝堂の礼拝堂の装飾に取り入れており、さらにそれは後のステンドグラスの造形表現へと発展してゆくと言えるだろう。たとえば、シャルトル大聖堂

の「贖罪の窓」(13世紀)、「キリスト降下」の両側の半円形のパネルには、「イサクの犠牲」の場面が描かれており、そこにおいてイサクは十字の形に束ねた薪を運ぶ姿で表されている。また、ブルジュヤカンタベリーにおいては、イサクは十字架を運ぶ姿で描かれている。こうした表現は「イサクの犠牲」の物語は、キリストの死と復活とを予め示しているとする、キリスト教の予型論的解釈の伝統に基づくものである。シャガールも〈聖書のメッセージ〉連作において「十字架」と「イサクの犠牲」のイメージを結び合わせていたのであった。後のランス・ノートル＝ダム大聖堂のステンドグラス《アブラハムとキリスト》(1973-74年)(図7)においては、「イサクの犠牲」と「十字架」のイメージは一つの窓に表現される。

聖書の一つ一つの物語が一つの有機的な全体として意味を伝達すること。そのことが、ヴァンスの礼拝堂において意図されているのではないだろうか。そして、こうしたシャガールの聖書に対する眼差しは、その後の彼のステンドグラスの造形表現において結実する。それは古くからの表現であると同時に、二十世紀という時代において、聖書表象に新たな息を吹き込んでいる。そしてこのことは、美術を通して信仰を復興させようと思ったクチュリエ神父の志への応答とも言えるだろう。

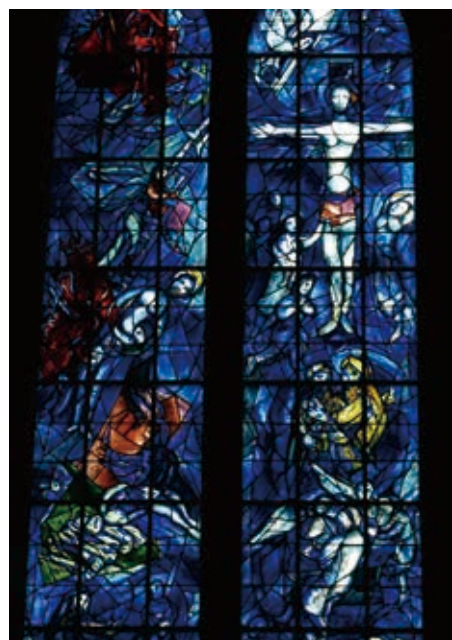


図7 ノートルダム大聖堂《アブラハムとキリスト》部分
(1973-74年)ランス
(筆者撮影：2017年9月8日)

註

- 1 アッシー教会とクチュリエ神父を中心とした「^{ラ・セル・サクレ}聖なる芸術」運動についての研究は以下を参照。William S. Rubin, *Modern Sacred Art and the Church of Assy*, New York and London, Columbia University Press, 1961.
- 2 Franz Meyer, *Marc Chagall : Leben und Werk*, M. Dumont Schauberg, Köln 1961, S. 563.
- 3 Jean-Michel Foray, Françoise Rossini-Paquet: *National museum Message Biblique Marc Chagall*, Paris, la Réunion des Musées Nationaux, 2000, p. 10.
- 4 旧国立マルク・シャガール〈聖書のメッセージ〉美術館。2005年に現在の呼称に変更された。アンドレ・エルマン(André Hermant 1908-78)の設計によって造られたこの美術館には、〈聖書のメッセージ〉連作のための常設の展示室が備えられている。その展示空間においては、作品ごとに独立した広い壁面が与えられていることで、鑑賞体験の純粋性が保たれている。このような展示空間は、二十世紀以降、多くの美術館建築において採用されてきた、いわゆるホワイトキューブの展示空間の特徴を示している。
- 5 Rubin, *op.*, cit, p. 134.
- 6 クチュリエ神父の生涯については、味岡京子「聖なる芸術——二十世紀前半フランスにおける宗教芸術運動と女性芸術家」ブリュッケ、2018年、pp. 73-74を参照。
- 7 1919年にドニとデヴァリエールによって創設された「アトリエ・ダール・サクレ」では中世回帰的な共同体的工房での制作が実践されたが、そこには多くの女性芸術家が参加していた。「アトリエ・ダール・サクレ」についての研究は、味岡、前掲書、pp. 37-67を参照。
- 8 Lai-kent Chew Orenduff, *The Transformation of Catholic Religious Art in the Twentieth Century: Father Marie-Alain Couturier and the Church at Assy, France*, New York and Ontario, The Edwin Mellen Press, 2008, pp. 46-51[味岡、前掲書、p. 73].
- 9 *ibid.*, p. 74[味岡、前掲書、p. 74].
- 10 味岡、前掲書、p. 74。
- 11 Marie-Alain Couturier, "Religious Art and the Modern Artist," *Magazine of Art*, XLIV, No. 7(November, 1951), pp. 268-272[Rubin, *op.*, cit, p. 69].
- 12 Rubin, *op.*, cit, p. 137.
- 13 シャガールードヴェミー 1956年10月1日付書簡[『シャガール展』展覧会図録、北海道立近代美術館他、北海道新聞社、2013年、p. 182]。引用文について、論述の都合上一部表記を変更した。
- 14 Charles Sorlier, *Chagall, le Patron*, Paris, Librairie Séguier, 1989, p. 133[シャルル・ソルリエ『わが師シャガール』石井啓子訳、新潮社、1992年、p. 143].
- 15 Meyer, *a. a. O.*, S. 563.
- 16 *ebd.*, S. 564.
- 17 *ebd.*, S. 616.
- 18 Christoph Goldmann, *Marc Chagall, Botschaft der Bibel; mit Bildmeditationen von Christoph Goldmann*, Christophorus, Freiburg 1979, S. 3-6.
- 19 聖書の記述は次のとおりである。「何者かが夜明けまでヤコブと格闘した。ところが、その人はヤコブに勝てないとみて、ヤコブの腿の関節を打ったので、格闘をしているうちに腿の関節がはずれた。「もう去らせてくれ。夜が明けてしまうから」とその人は言ったが、ヤコブは答えた。「いいえ、祝福してくださるまでは離しません。」「お前の名は何というのか」とその人が尋ね、「ヤコブです」と答えると、その人は言った。「お前の名はもうヤコブではなく、これからイスラエルと呼ばれる。お前は神と人と闘って勝ったからだ。」(創世記32, 25-29)
- 20 シャガールは〈聖書のメッセージ〉連作において、通時的に物語を叙述するのではなく、ある出来事を、異なる文脈にある別の出来事と同時的に示していることが注目される。シャガールは、聖書の出来事をはるか昔の出来事として遠方から眺めるのではなく、それに主体的に参与することで、その「メッセージ」をその都度の「今」に喚起させている。シャガールと同時代のユダヤ教神学者ヘッシュル(Abraham Joshua Heschel 1907-1972)は、「聖なる歴史は過去と現在の境界線を克服しようとする企てとして、過去を現在時制で見ようとする試みとして記述することができる」と述べている。(Abraham Joshua Heschel, *God in seach of man : A Philosophy of Judaism*, New York, Farrar, Straus and Giroux, 1997, pp. 211-212 (1st ed., Farrar, Straus and Giroux, 1955) [A. ヘッシュル『人間を探し求める神——ユダヤ教の哲学』森泉弘次訳、1999年、教文館、p. 266]。
- 21 Sylvie Forestier, et al., *Les vitraux de Chagall*, Paris, Citadelles & Mazenod, 2016, p. 22.
- 22 *ibid.*, p. 17.
- 23 スイス出身の美術史家フランツ・マイヤーは、1952年にシャガールの娘イダと結婚した。マイヤーの博士論文の主題はランス大聖堂の薔薇窓についてであり、当時のシャガールの関心と合致していた。その後、マイヤーはシャガール研究において基本文献となるモノグラフを執筆している。
- 24 Meyer, *a. a. O.*, S. 578.

宮川 由衣(みやかわ ゆい) 西南学院大学博物館学芸研究員

享保期島原藩における唐船打ち払いと漂着船対応

久保 春香
安高 啓明

はじめに

寛永16(1639)年に第五次鎖国令が発令されると、これによりポルトガルが追放となった¹。そして、寛永18(1641)年にオランダ商館が出島へ移され、オランダ・中国との貿易は長崎に限り行われる体制が築かれた²。平戸オランダと中国は通商国という立場にあり、正式な国交を持たず、江戸幕府は九州の諸大名に沿岸防備を義務付けて非常時に備えた。寛永17(1640)年に貿易再開を求めて来航したポルトガル使節に対し、乗組員61人を斬首に処すと、あわせて西国の大名に遠見番所を設置するように命じるに至る³。

こうした対外政策が形成されていったなかで、本稿では日中貿易に焦点をあて、享保期に行われた唐船打ち払いについて取り上げる。そして、他藩で打ち払いが起こった際、漂着状況や打ち払い過程などの情報を島原藩はどのように収集していたのかを検討する。そこでまず、日中貿易と対中政策の概略を述べておきたい。

日中貿易が大きな転換点を迎えるのは正徳新例の発布である。その背景には、抜荷の増加があるが、清朝では順治18(1661)年に遷界令が発布され、沿岸諸民と鄭氏との貿易活動を禁止すると、鄭氏は屈服される。その後、康熙22(1683)年に遷界令を廃止し、翌年に展海令を発布する。これにより日本へも通商を求めて来航する唐船が急増することになった。一方、幕府は貞享2(1685)年に定高仕法を制定し、唐人との年間貿易額を銀600貫目、オランダ人との年間貿易額を銀300貫目に制限した。元禄元(1688)年には唐人屋敷を設置し、唐船の年間来航数を70艘に限定して、唐船来航の増加に対応した。しかし、これらの政策により、貿易取引ができずに帰国する「積戻し唐船」が大量に発生することになる⁴。

そのため萩・福岡・小倉の三藩の領域が錯綜する北部九州水域(以下三領沖)では唐船による抜荷が相次ぎ、正徳新例発布以後、幕府は抜荷の取り締まりを強化していく。このとき、渡辺永倫が幕府から派遣され⁵、長崎奉行の指揮のもと、小倉藩を中心とし福岡・萩三藩とともに行われた唐船打ち払い体制を確立する⁶。しかし、享保5(1720)年と享保11(1726)年にあった唐船打潰の事例により、打ち払いにとどめ日中関係悪化を避けたい幕府と、唐船打ち払いを早期解決し費用負担を減らしたい藩側との間で、利害の不一致が生じていたのであった⁷。

これまで、享保期の打ち払い体制の成立過程を中心に論じられてきたが、他藩がどのように情報を収集していたかまでは明らかにされていない。そこで、本稿では享保11年の萩藩による須佐浦での唐船打潰の事例から、享保期の打ち払い対応状況を島原藩は入手していたのか。また、その情報を得た島原藩はどのように認識していたのかを検討していきたい。

上記のような唐船打ち払いは主に享保期の前半に行われており、それと同時に唐船漂着へも各藩は対応する必要があった。漂着した唐船への対応は、荒野泰典氏により往航船・復航船・破船における場合の対応と長崎奉行所による唐船の対処、さらに唐船側との費用の決済について概要が示された⁸。また、中村質氏は日向高鍋藩の事例をもとに、貞享4(1687)年には、すでに幕末まで続く唐船漂着への対応が確立していたこと

を指摘している⁹。しかし、正徳新例以後の唐船漂着への対応、特に島原藩の動向には言及されておらず、対応にあたった現地からの視点が脆弱である。そのため、本稿では島原藩の藩政史料である「日記」¹⁰をもとに、唐船漂着への対応を明らかにしていきたい。また、唐船が沖合に現れた際の状況認識を比較し、その差を検討していきたい。

1 島原藩政と島原藩「日記」

島原藩政の状況を記載したものに「日記」がある。これは島原藩の家老の業務日誌に相当するもので毎日記録されていた。現在は、肥前島原松平文庫や猛島神社、慶応義塾大学などにあるが、その大半は肥前島原松平文庫に寄託・所蔵されている。ここには寛文7(1667)年から明治4(1871)年までの736冊の所在が確認されている¹¹。基本的な体裁としては、日付とその日の天気が始まり、一書きで筆頭家老と中老の職務内容が記されている。毎日に共通するのが家老と中老の出仕状況であり、原則記録されている。

今回取り扱う享保年間をみた場合、日記の記載を一人で担当しているのは7冊のみであり、ほとんどが「月番」と「助番」の2名で担当している。「月番」と「助番」は月ごとに交代し、連続で「月番」を務めることは少ない。日記の筆者は筆頭家老を除いた老役の者が担当していたようである。筆跡が1ヶ月のうちに複数回かわっている点や、同一事項にたいして日ごとの報告と対応が逐一記載されている点などから判断し、後に編集されたのではなく、ほぼリアルタイムに記録されたものと考えられる。後に記載すべき情報が過多になりすぎたため、「小納戸」や「御用人」など各部局ごとに「日記」が作成されていくようになったようである。次に掲げる表①は、享保年間の「日記」の状況を示したものである。

正徳6(1716)年(享保元年)・享保13(1728)年・14年(1729)年・15(1728)年・18(1733)年は1年間の内1冊も

表①享保年間島原藩「日記」残存状況

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月
享保元年(正徳6年)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×閏2月
享保2年	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保3年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○閏10月
享保4年	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△
享保5年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保6年	○	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○閏7月
享保7年	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
享保8年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保9年	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○閏4月
享保10年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保11年	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保12年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○閏1月
享保13年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
享保14年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×閏9月
享保15年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
享保16年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保17年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○閏5月
享保18年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
享保19年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
享保20年	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○閏3月
享保21年(元文元年)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△

残存していない。また、1年分が完全に揃っていない年もあるものの、享保年間の「日記」は比較的良好な状態で残っているといえる。そこで、享保年間の「日記」を記載した人物の担当月と略歴を示したものが表②である。筆者は中老であり、老役となった時期と「日記」の記録を開始する時期がおおよそ重なっていることがわかる。

内容は多岐にわたっており、刑法関係から年末年始の挨拶、宗門改、長崎奉行・御用達商人との遣り取り、外交関係など、島原藩内でのあらゆる公的業務について日々記録している。ただし、その内容は記述する者の裁量によるため、同一の内容を扱った記事でも情報量に差が出ている。また、各記事が一条形式で記載されているが、その右上の肩書に「言」や「披」やカタカナで「ヒ」などという文字が確認できる場合がある。これ

 表②日記記録者と略歴¹²

名前	年(享保)	月番	助番	略歴
浅野勝親	2年	2,3,6,9,12	4,7,11	延宝7(1679)年 出仕 元禄4(1691)年 家督を継ぐ 以後御持鍵奉行・物頭牧十郎左衛門組御頭・番頭役・御取次役・御広間御番を歴任 宝永7(1710)年 老役、御船方御用 享保16(1731)年 病気により連判月番を免除 享保17(1732)年 隠居 享保18(1733)年 死去
	3年	1	2	
	4年	6,8,11	5,9,12	
	5年	2,4,6,8,10,12	3,5,7,9,11	
	6年		閏7	
	7年		3	
	8年	2,4	3,5	
	9年	4,7,11	閏4,5,8	
	12年	2,7,10	3,8,11,12	
	16年	3,4		
酒井政防	2年	4,7	2,5,6,8,9,12	酒井政防 貞享3(1686)年 御目見し御詰衆へ出仕 元禄7(1694)年 御取次役見習 元禄15(1702)年 家督を継ぐ 正徳5(1715)年 老役となる 享保21(1736)年 隠居 酒井政方 享保4(1719)年 御目見し若殿様に仕える 享保11(1726)年 元服 御取次見習・番頭を歴任 享保21(1736)年 老連判役となり、家督を継ぐ 安永2(1773)年 隠居
	3年	4,6,8,10,12	3,5,9,閏10	
	4年	2,4,10	1,3,11	
	5年	1	2	
	6年	閏7月		
	8年	10	11	
	9年	閏4,8,12	3,9	
	10年	3,6,10	1,2,4,7,11	
	11年	4,7,10	2,5,8,11	
	12年	1		
	16年	5,10	2,6,11	
	17年	1,閏5,10	2,6,11	
	19年	1,6,10	2,7,11	
	酒井政方	21年	7,10	
渋川勝章	2年	2,8,11		渋川勝章 元禄13(1700)年 (板倉)八右衛門勘解由支配となる 元禄16(1703)年 元服し御取次見習となる 宝永8(1711)年 中老共と同席となる 正徳2(1712)年 月番を勤める 享保4(1718)年 死去
	3年	2		
渋川勝美(勝衛)	16年	7,12	8	渋川勝美 正徳2(1712)年 出仕 正徳6(1716)年 元服し御通番所へ出仕 享保4(1719)年 渋川勝章に実子がおらず家督を相続するよう命じられる 元文元(1736)年 病気につき連判代判を願う 元文2(1737)年 長病につき知行差上
	17年	5,8,12	6,9	
	19年	2,7,12	3,8	
	20年	4,11	12	
	21年	5	6	

名前	年(享保)	月番	助番	略歴
羽田正幸	3年	3,5,9,閏10,11	4,6,8,10,12	貞享3(1686)年 元服 御取次役、江戸御供を勤める 享保2(1717)年 老役となる 享保7(1722)年 江戸において病死
	4年	1,3,5,9,12	2,4,6,8,10	
	5年	3,5,7,9,11	4,6,8,10,12	
	7年	3		
	8年	3,5,7,9	2,4,6,8,10	
	10年	7,11	8,12	
	11年	2,5,8,11	3,6,9,12	
	12年	3,8(7日まで),12	4	
片山親長(親春)	8年	6		片山親長 延宝7(1679)年 御目見 御取次役、江戸御供、奥山小右衛門組の持弓組を預けられる、 番頭役を歴任 享保8(1723)年 老役となる 元文4(1739)年 老年により隠居 宝暦4(1754)年 死去 片山親良 元禄11(1698)年 御目見 御取次物頭、大横目仮役、番頭を歴任 享保19(1734)年 年寄座敷へ出仕 元文4(1739)年 家督を継ぐ 宝暦12(1762)年 死去
	9年	6,10	7,11,12	
	10年	1,2,4,8	5	
	12年	6,9	7,10	
	16年	2,6,11	3,7,12	
	17年	4,7,11	5,8,12	
	20年	5,10	2,6,11	
	21年	4	5	
片山親良	20年		5,10	元文4(1739)年 家督を継ぐ 宝暦12(1762)年 死去
	21年	8,11	4,9,12	
奥平行堯(行同)	8年	8,11	7,9	元禄9(1696)年 御目見 元禄17(1704)年 元服 御取次見習、御広間御番、御取次 享保6(1721)年 老座敷へ出仕 元文5(1740)年 隠居
	9年	3,5,9	4,6,10	
	10年	5,9,12	6,10	
	11年	3,6,9,12	4,7,10	
	12年	4,8(8日から)	5,9	
	16年	4,8	5	
	17年	3,6,9	4,7,10	
	19年	4	5	
	20年	7	8	
松平定方	12年	5,11	2,6	不明
板倉重祐	17年	2	3	享保16(1731)年 御目見し中老上座 享保21(1736)年 病死
	19年	3,8	4,9	
	20年	2,6,12	7	
種村尚勝	19年	5,9	6,10	貞享2(1865)年 御目見 御通番、御中小姓、郡奉行を歴任 享保18(1733)年 年寄連判役
	20年	8	閏3,9	
	21年	3		
大岡正佳	19年	11	12	元禄8(1695)年 御茶道に召し出される 元禄16(1703)年 元服 御通番、御小納戸、御側御用人、番頭を歴任 享保19(1734)年 年寄連判 延享元(1744)年 隠居
	20年	閏3,9	4	
	21年	3,6,9,12	7,10	

らは「言上」や「披露」の略語である。例えば、「披露一、羽田三之丞江戸為御留守詰、今日発足申候、三之丞儀病氣ニ付、為介抱同名長之助大坂迄参申候、尤大坂大内三郎左衛門方江申遣候」¹³とある。江戸留守居の羽田三之丞が島原を出発したが、病気であるため大坂まで付き添いのものに行くことについての記載であるが、肩書に披露とあることから、中老まで上げられた情報をさらに共有するために記録されたのである。これらの「披露」や「言上」により情報が共有され、上申された範囲が藩主や筆頭家老、または下部組織のどこまでに及ぶかは検討を要する。以上のことから、「日記」は、島原藩政を知る上で欠かすことのできない史料であり、

地域支配の実態も明らかにすることができる。

2 唐船打ち払い体制の確立過程と島原藩の情報収集

西国諸藩は、長崎奉行との情報伝達や長崎警備の指揮、貿易品の調達と生産の流通、ひいては藩財政における金融の調達、各藩同士の情報交換など、様々な役割を担う長崎聞役を置いた。聞役はオランダ船が入港し帰帆する5～9月の期間だけ長崎へ詰める夏詰と、1年中駐在する定詰がある。定詰は熊本・佐賀・福岡・対馬・小倉・平戸藩であり、夏詰は島原藩をはじめ、鹿児島・萩・久留米・柳川・唐津・大村・五島藩である¹⁴。

聞役に関する研究は、木村直樹氏が聞役成立以前に注目し、熊本藩の天野屋藤左衛門・佐太郎親子と長崎奉行馬場利重との関係から、個人的関係に依存していた状態を指摘する。そして聞役が個人的関係に依存せず成立するのは、寛文・延宝期であると推察している¹⁵。用達商人は長崎の有力町人で、変動も多かったものの、元禄期にはほぼ固定化する。役米や扶持米は自己用達銀の滞納や棄損の報いとしてそれぞれの藩から給せられていたが、天保14(1843)年に熊本藩が用達商人の籍を肥後に移すと、各藩もこれにならい定籍化した¹⁶。また、山本博文氏は熊本藩聞役の事例から、各藩の聞役が集まり遊郭で催していた華やかな寄合と、藩の関係性により幕末の聞役がどのようにして情報を収集していたかに言及している¹⁷。

こうした長崎聞役や用達商人の実態を踏まえた上で、享保初期に唐船打ち払いの情報がどのように共有されていったのかを考察していく。積戻し唐船の増加による抜荷の横行を防ぐため、幕府は唐船打ち払いに乗り出すが、長崎へ渡辺永倫を派遣してその指揮をとらせた。この唐船打ち払いに関する情報は聞役や用達商人の間で共有され、島原藩へも届けられている。

【史料①】¹⁸

- 一 嶋原屋市左衛門方^ル飛脚指越、今酉ノ前刻相届ク、渡辺外記様去ル四日小倉御発駕、八日矢上御泊り、九日長崎御着之由、小倉御用聞方^ル知せ候由ニ而注進申越、右便ニ小笠原右近将監様御状箱三指越、市左衛門方^ル之状ハ御泉水屋舗へ持出上ル、市左衛門方^ル信牌持候唐船入津之由申越

史料①は享保3(1718)年3月6日の記録で、本文冒頭の「嶋原屋市左衛門」とは島原藩の用達商人である。島原藩の聞役は夏詰のためこの時は長崎におらず、長崎との情報伝達には用達商人があたっていた。史料①から渡辺永倫が3月4日に小倉へ出発し、9日に長崎に到着することが小倉藩の用達商人から島原屋市左衛門に連絡があり、この情報は島原本藩へ届けられている。また、同時に小笠原忠雄よりの三つの状箱がもたらされ¹⁹、あわせて長崎へ信牌を持った唐船が入港したことも知らされている。この書状は「御泉水屋舗」へ運ばれているが、「御泉水屋舗」とは、隠居屋敷である²⁰。このように、唐船とオランダ船が入津・帰帆する際には、聞役か用達商人から本藩へ報告がなされていたことがわかる。そして、その書状の取扱いについても「日記」から知ることができる。

この史料①以後、渡辺永倫が長崎へ到着し、唐船打ち払いについての指示が出されることになる。

【史料②】²¹

- 一 去廿三日長崎へ差遣候、罷帰今日申ノ刻、罷戻富永十左衛門方^ル返札差越候、十左衛門方^ル申越候ハ、廿四日未刻渡部外記様御家老古市左大夫御用服部休右衛門連名之手紙差越、御用之有之候条、外記様御着前岩原御屋敷へ可罷出候、此段途中方^ル之申越候由、早速十左衛門罷出候処、小倉聞継唐津平戸聞継是又御用ニ而^①被為召候由ニ而、追々着座有之由、申ノ半刻外記様長崎御屋敷へ御着□而、御屋敷御出十左衛門御例近ク被召躰之仰候ハ、主殿頭殿役御堅固御旅行被遊候哉と、閑寸間分呼ニ被呼ニ遣候者、先頃於黒崎主殿頭殿御対談候節、御領内唐船漂着之時分、御打拂之趣被仰申談候、夫付

唐船打拂之儀被仰付置候、御役人衆直談仕申入度存^②ニ付而、御間分呼ニ遣候由被仰候、十左衛門申上候は被仰渡候趣奉畏候、早々嶋原へ老共方へ可申遣、打払申付置候役人と被遊御意候家老共之内、罷出候様可申遣哉被申上候へハ、家老衆御出ニハ不及申候、唐船打拂被仰付置候物頭衆之内御出候様ニと被仰渡候奉畏候由、御請申上候^③、兼而主殿頭殿此間御状被下候へ共、未御返翰得不申上候由被仰候、右之趣長崎十左衛門方へ申越候

史料②は島原藩「日記」享保3年5月25日より抜粋したものである。島原藩では、聞役のことを「聞継」と称しており、「富永十左衛門」はこのときの島原藩聞役である。これは富永十左衛門が渡辺永倫屋敷(岩原目付屋敷)に行った際のもので、その場には島原藩聞役だけでなく、小倉・唐津・平戸藩の聞役もいたことがわかる(下線部①)。富永十左衛門は渡辺永倫が着座しているところに呼ばれた。黒崎で島原藩主松平忠雄と対談した時²²、領内の唐船が漂着したならば打ち払うように話していたが、それについて御用人衆へ直接申入れたいということだった(下線部②)。これをうけて富永十左衛門は本藩より家老衆を遣わそうと提案するが、それには及ばず、唐船打ち払いを担当する物頭衆を呼ぶよう申し達している(下線部③)。この知らせはすぐに島原本藩へと伝えられ、藩は書状を受け取るとすぐに内村一左衛門の派遣を決め、翌26日に出立している²³。

史料②のように、改めて渡辺永倫から唐船打ち払いについての申し渡しがあった背景には、享保3年5月に小倉藩が唐船打ち払いを実行したことがあると思われる。前年の小倉藩が行った唐船打ち払いの際、長門国や福岡藩、唐津、島原、平戸藩などへも打ち払いを指示している。その翌年享保3年5月に小倉藩は唐船を打ち払っており、今後も同様の対応を指示している²⁴。そのため、前年の打ち払いと同様に行わせるため、小倉聞役と唐津・平戸・島原の聞役が集められて再確認の機会が設けられたのであった。小倉藩での打ち払いの情報が共有され、これを先例とすることで、領内で唐船の打ち払いの必要性が出た場合に、同一の対応をできるようにしていたと考えられる。

この2年後の享保5年に唐船打ち払い体制が確立する。それまでは唐船扱いは「領分切」で対応がながされておき、小倉・福岡・萩藩の領海が入り混じる三領沖では藩境を漂流する唐船への対応ができずにいた。そのため、幕府から渡辺永倫が派遣され、小倉藩が長崎奉行・大坂町奉行を相談役に置き、福岡・萩両藩を指揮する体制が築かれた²⁵。この体制のもと、大規模な打ち払い作戦が実行された。つまり、享保3年の史料①、②は、その過程を示す遣り取りであり、渡辺永倫を通じて九州諸藩による打ち払い体制が構築されたのである。

3 享保11年長門国唐船打ち払いと島原藩

唐船打ち払いが行われた際に、島原藩はその情報を収集するため、打ち払いが行われた現地へ使者を派遣している。それは、打ち払いについての正確な情報収集と対応マニュアル作成のためと考えられる。その具体的な事例として、享保11年の長門国での打ち払い調査のために派遣された使者からの詳細な報告がある。まず、一連の経緯を示しておく以下表③になる。これは吉積氏の研究により「須佐浦唐船打払覚書」を中心にして明らかにされた打ち払いの実態と、同研究に掲載されている萩藩の使者兼重五郎兵衛から幕府へ提出された「唐船打払終始之趣書」より作成したものである。表③からは、長門国打ち払いの実態と、それとはかけ離れた報告が幕府へ提出されていることがわかる。

表③：長門国須佐浦唐船打ち払い²⁶

月日	出来事	幕府への報告
8月5日	唐船が一艘漂泊。唐船方役人と萩城へ連絡し、益田家が偵察を行う。打方の準備も行う。唐船は須佐湾外へ停泊し、萩からの指示を待つ。	
8月7日		須佐浦沖へ唐船が現れたとの注進があり、打方物頭二人、筒役四人、足輕三十人、目付一人を派遣する。
8月8日	朝に唐船から大筒が打ち放たれ、見分しようとしたところ、唐船が湾内に入る。書簡が渡され、長崎へ向かう途中で難風に遭って、漂流してしまい船中には水がない旨が認められていた。筆談で船の国籍や信牌の有無、乗組員の確認を行う。(信牌の写しを作成し萩で真偽を確認。後日偽物とわかる。)質唐人二名を取る。萩から御目付、物頭、大筒役、物頭付鉄炮組の面々が到着し、深夜から未明まで談合が行われ「打潰し」の決断がなされる。 8月8日付けで幕府や長崎へ第一報を発進。	晩に唐船が須佐浦の一里程沖に漂来し、即刻打ち払おうとするも風が強く断念。
8月9日	朝に唐船へ水や酒、肴を運び入れる。その後打ち方の合図があるも雨となり一斉攻撃はできなかったものの、漁船が梶の尻掛を切断。唐船が大騒ぎとなる。雨が止み打ち払いを開始。一町ほどから百目以下の筒を放つ。唐船は抵抗せず湾中央に移動。夜半過ぎより松明に火をつけ投げ込む。獵船に焼草を積み、三艘をつなぎ筏仕立にして風上から流しかけるも、失敗。唐人も焼き物の破片や鉄類を投げる。なお、質唐人の二名は鉄炮で打ち殺される。	風が和らぎ夜に打ち払うと判断。打船十五艘で打ち払いを行う。百目以下の鉄炮で打ち立てたところ、唐人二人と船具等を打ち落とした。天候が荒れはじめるも風雨の中打ち立てた。出帆する様子がなく逆風か肝要な船具が損傷して出帆できないと思い、打ち方を見合わせた。唐人二人を鉄炮で打ち落とす。
8月10日	打つ手がごとごとく失敗し、未明から鉄炮・大筒で攻撃する。萩衆は引き上げ、益田衆は湾内に待機。唐船からは大喧嘩の騒ぎが聞こえるも、船を修理し海水を組み入れ焼損物を海中に捨てて。援軍として萩から御目付が到着。 8月10日付けで幕府や長崎へ第二報を発進。	朝になっても出帆する様子がない。打船で乗り寄せ鉄炮を打ちかけたところ、唐人船よりも鉄炮を打ち火の玉のようなものを投げてきた。出帆の様子もなく、抵抗する旨を城下へ注進した。夜に打ち払いの物頭二人と足輕十三、打払船五艘を増員した。
8月11日	未明に萩衆の船が始動し、砲撃開始。五百目・三百目・百目の大筒が中心となり、これに棒火矢・ほうろく火矢などを打ち込む戦術が加わる。「今日中夜中へかけ打潰」と命ぜられる。小筒打ち方は唐船に近寄り、走り回る唐人を打たせた。その後、鉄炮衆は陸へ控えさせ、焼草船を仕掛けるも、唐人が竿で突きのけ赤い水(毒水か。打たれた者を水桶へいれその水を使用したか。)をかけた。その後、大筒や小筒を打ちかかるも唐船に変化はない。萩衆は二百石・百石の船へ幕をはり、陣羽織を着て出船し乗り取ろうとした。大筒小筒を絶え間なく打ち、唐船の碇綱を切り乗り組む覚悟であった。須佐諸士の船が出船し一同に押し寄せる様をみた唐船はみずから帆に火をつけ海に飛び込むも、ことごとく鉄炮で撃たれた。その後唐船は6、7日間燃え続けた。 8月11日付けで幕府や長崎へ第三報を発進。	未明より唐船へ近寄り厳しく打ち立てると、唐船よりも大筒小筒を打ち出した。一時は近寄りがたいほどであったが、唐人共は逃れが難いと思ったのか、昼過ぎに唐船より出火し焼亡した。唐人一人の死骸を焼亡後に取り揚げる。
8月13日	江戸へ村上又右衛門、長崎へ伊藤喜右衛門が派遣される。伊藤は17日の昼過ぎ、村上は25日に江戸へ到着。またこの日、11日に唐船が焼亡するまでを見届けた御目付の兼重五郎兵衛が江戸へ第二の使者として派遣される。兼重は9月朔日に江戸へ到着。唐人二人の遺体を塩漬けにして杉箱に収め長崎へ送った。	
8月18日	唐人一人の遺体を塩漬けにして杉箱に収め長崎へ送った。	
8月25日	諸事をすべて終え、萩衆は須佐を離れた。	
8月26日	村上又右衛門は御用番の老中松平左近将監・戸田山城守の元へ参上する。唐船が密貿易船であったことを強調。	
9月3日	兼重五郎兵衛が御用番の老中水野和泉守の元へ参上し、御用人の水野主鈴と面会する。	
9月5日	兼重五郎兵衛が再び召喚される。唐船の行動を歪曲して伝え、唐人を殺害し埋葬した事実を伏せる。	
9月7日	幕府の命により打払役人の名付書が提出される。	
9月9日	兼重五郎兵衛の名で「唐船打払始終之趣書」が提出される。	

【史料③】²⁷

(享保11年 8月22日)

- 一 長門国沖ニ唐船相見へ、長門方追船御出し被成候処、^①唐舟方石火矢打出し御先手足輕三人相果候由、依之焼草等用意有之候而、又追船出申候処、最早唐船ハ相見へ不申候由、町沙汰ニ而候、虚実不輕候由、錢屋忠介物語申候由、老共ハ九日長門方遠江守様へ御飛脚到来申候、唐船沖ニ相見へ申候由被仰遣候ニ付、小倉御領あいの嶋唐船懸り之物頭之もの三十人ニ鉄炮為持候而、早速右嶋へ^(出船カ)□□申候由、あいの嶋迄ハ小倉方三里有之候、然所唐船も退キ候哉、右之物頭組之者共召連同十五日晚方戻り候由、忠介申聞候由、治部右衛門書付にて申出候
- 一 右沙汰長崎御用聞方元メ方へ町便ニ申越候由、元メ共申出候付、井口兵右衛門方者何とも不申越候ニ付、右之沙汰長崎ニ而有之様ニ相聞へ候、聞合申越候様書状相認、当町方今明日中便有之候ハ、遣候様ニと元メ方へ申渡、右書状差遣候処、明朝便有之由ニ付頼遣候由、田嶋新左衛門申出候

史料③は、唐船打ち払いについて島原藩の小倉御用商人「錢屋忠介」の話が記事にされている。1条目の忠介の話によると、長門国沖で唐船の打ち払いを行ったところ、唐船が石火矢を打ち御先手足輕の3人が死亡する事態となった。唐船は小倉藩領の相島沖へ停泊し、そこに物頭組30人に鉄炮を持たせ出船している。唐船は小倉より3里ほど沖にいたものの退いたので、物頭組は撤退し15日の晩に小倉へ戻ってきている。2条目からは、1条目の内容が長崎の用達商人から島原藩の元メ方へ知らされていることがわかる。長崎ではどのような情報が伝えられているのか調べた上で、書状を認めて送るようとしている。これをうけて、史料④は23日に送られた書状が長崎にいる井口兵右衛門の元に到着し、25日に返書を認め、翌26日の朝に島原へ到着した際の記事である。この史料中の井口兵右衛門とは、この時の島原藩聞役であると考えられる。

【史料④】²⁸

(享保11年 8月26日)

- 一 去ル廿三日町便ニ長崎井口兵右衛門方へ指遣書候御状相届之由ニ而、昨二十五日指立候、兵右衛門方方之飛脚今朝着申候、此方方承遣長州阿武郡須佐浦へ唐船漂来打拂之儀、長門守様聞継廻状之趣写差越申候、并有馬玄蕃頭様松平丹後守様宗対馬守様聞継廻状之写指越申候、三宅大学様御家来口上書指越申候、右長門守様聞継廻状之写

以廻状得其意候、然者過ル七日申刻過長門国阿武郡須佐浦方七八里程洋ニ唐船壹艘漂来仕候通、同八日之朝城下へ注進有之候通、先達而御奉書長門方方御届仕候、左候而今日又々飛脚指越御届仕候趣と、早速打払船罷出候得共、風波強延引仕候内、同九日土之浦方壱り程洋漂来仕候付、夜ニ入少々平波ニ相成、筒役船間進乗寄、鉄砲稠敷打懸唐人兩人海上へ打落、其外船具等打破候処、退帆様子も不相見、剩鉄砲打出候、火玉之様成物をも此方へ投懸、手向仕候通、十日城下へ注進仕候而、弥右之通手向仕候ハ、不得止事打捨可申付候通、御飛札先御届候付、為御知如此御座候、近日書物申越候上御知せ可仕候へハ、先達而被聞召被仰下候御方も御座候故得其意候、御順達留り御方様方被指戻可被下奉頼申候

八月十五日 松浦喜右衛門

- 一 右御同人様御聞継方廻状先達而御知せ仕候、長門国須佐浦漂来候唐船、十日之朝致出帆不仕候付、打方之役人ハ手強打立候処、退帆も不仕、十一日之朝唐船帆柱漂候付、出火ニ而往所へ火種燃上り候由、指出之打方役共方城下へ注進仕候計候、長門守方唐船焼亡へ及候段以使着申越時、従当表使者着候間、早速御奉行所へ御届仕候、御知せ如此御座候以上

八月十八日 松浦喜右衛門

右之通廻状写指越申候

井口兵右衛門より萩藩の聞役の廻状の写が島原藩へ送られてきている。また、1条目から、各藩の聞役の間で廻状の写が次々に作成されており、各藩聞役同士で共有されていることがわかる。

この廻状の写によると、8月7日に唐船が漂流してきており、萩藩の城下には8日に知らされ、打ち払うようにと命ぜられたが、この日は風波が強く実行できなかった。9日の夜に波が少し穏やかになり、打ち払いを行ったところ、唐人2人が海へ落ち、船具などを破壊したことが書かれている。しかし、唐船はそれでも引かずに抵抗してくるため、「不得止事可打捨申付候」と仕方なく打ち捨てることにしたと書かれている。

また2条目は、1条目の3日後の8月18日付の廻状の写である。これによると、10日の朝になっても唐船は出帆せず、打方役人が強硬に打ち払いをしても退く様子はない。11日の朝になっても唐船は漂流していたが、出火したため、萩藩藩主である毛利吉元に打方役人より注進があり、長崎奉行のもとへも知らされている。この両方の署名にある松浦喜右衛門とは、本件で萩藩から江戸と長崎へ使者が送られているが、その長崎へ来た使者であると考えられる。

史料④の段階では、唐船が打ち払われ焼かれた経緯については、あくまで唐船側が打ち払いを行っても退かず、抵抗してきたためより激しく応戦し、結果として唐船が出火し焼失したとされている。

島原藩はこの打ち払いに対し、「千野源兵衛組源助」と「下横目勘三郎」を調査するために派遣した。この両名は8月28、29日のうちに帰る筈であったが、8月晦日の夜に帰ってきている。以下の史料⑤は両名が萩で聞き取りをしてきた報告が翌月の「日記」に残されたものである。

【史料⑤】²⁹

(享保11年9月2日)

一 長門国須佐浦へ唐船漂着打払之義聞合之書付

八月六日七日之比唐船壹艘松平長門守様御城下萩方拾三里北須佐浦と申所へ漂着仕候処ニ、其節長門守様役人方漁船貳艘申付、壹艘ニハ樽肴を積唐船へ持参致遣候内ニ、壹艘漁船ハ唐船ノ艫へ廻梶を切はなし申候而、此所はやく出船可致由挨拶仕候而罷帰候由、其節長門守様方役人も参候哉と承候へハ、漁船之者計参候由申候、右唐船漂着之处、須佐浦方半送余壹り程も沖ニ而可^(虫損)□□哉と申候

一 右唐船長貳拾三間横六間高サ七間有之候由、唐人四十貳人乗候由申候

一 右唐船打払之節、横目役宍戸六郎左衛門、物頭五六人、其外役人衆足輕召連石火矢又ハ火矢鉄炮等持参、萩御城下玉之浦と申所方漁船拾五艘漁師百人程乗組、須佐浦へ参候、御同所ハ長門守様御家老益田越中知行所ニ候、壹万三千石之所之由、此家来も出申候而、右唐船へ火矢鉄炮など打懸申候ニ付、唐船帆ニ火移り焼申候由、其節唐人皆々かなしミ手ヲ合拝ミ申候、其内二十歳計と十二三歳計ノ唐人貳人乗居申候、別而此兩人かなしミ申候由、右唐船五六日程も焼ケ、積候荷物等マテ不残焼捨、漸航計ニ成申候由、唐人四十貳人之内、三人ノ死骸ハ御城下御船倉ニて長五尺幅三尺程ニ箱ヲ拵、内ヲ漆喰詰ニ致し箱三ツニ詰、貳人ハ八月十五日ニ長崎へ被遣候由、残る壹人ハ同十八日長崎へ御送り被成候由、尤右奉行侍壹人足輕五人程ハ宰領仕参候由、右死骸一箱ニ付落札八百目宛ノ請合ニて長崎へ持届候由、其外之唐人廿四五人須佐浦浜へ埋メ申候ヲ、残る之唐人ハ壹人も相見へ不申候由申候

一 唐人船右之所へ参候時分、石火矢壹放打手向致候様ニ風聞仕候付、段々様子承合候へハ唐人御手向ハ不仕候由咄し申候、尤漂着之砌玉なし石火矢一放打申候へ共、是ハ平常とても打候事之由

一 長門守様御家来火矢鉄炮打掛申候節ニ、唐人船方石火矢ニ玉込壹放打候へハ、長門守様足輕四人打殺候由風説仕候へ共、右唐人船此方へ参候節、海上ニていきりす船ニ行逢、其時分石火矢打候故玉薬も積と持不申、中く唐人御手向致義ニ而ハ無御座候由、其節右之場所へ参候もの咄し申候

- 一 先年筑前沖へ唐船漂着致候節、松平筑前守様小笠原右近将監様唐船追払ノ被成方宜御手柄ニ来り、長門守様ニハ其節之様子不宜候付ハ、首尾ニ候付表御領分ニ唐船参候へ^(判読不明)□□、か様ニ可致候、兼而たのみ有之候様ニ折節漂着致候付、焼打ニ被成候
- 一 前以唐船へ樽肴遣ても、是程迄ニ被成追払被仰付候得共、出船不仕其上石火矢ヲ打、手向致し足輕四人打殺候と申御手立ニ被成候儀ニ而ハ御座候哉と申候、足輕四人死申候由申候へ共、誰も存候ものも無御座候、是も左之通手向致候ニ付焼打ニ被成候と、公義へ之申開き之為、申成し候事ニ存候由所ニ而申候
- 一 今度唐船焼打ニ被成候付、長門守様御領分中へ被仰付候ハ、此度唐船之儀ニ付一切咄し仕間敷候沙汰仕候て、急度可被仰節御觸相廻り候由にて、所々にて私共承合候へとも一切咄し不申候
- 一 萩御城下大屋町新兵衛と申もの方へ八月廿六日夜一宿仕、色々承合候へ共、委細之儀相知せ不申、右宿主申候ハ、唐船漂着之砌、玉之浦之漁師須佐浦へ参候間、此所へ参承合候様ニ申候付、新兵衛同道仕、玉之浦漁師久右衛門忠兵衛と申者方へ参候而、酒肴など調色々仕、八月廿七日半日程居申候而、^(判読不明)□□□候趣承候
- 一 今度唐船之義、萩御城下田町と申所之者兩人、見せニ腰ヲ懸唐船咄し仕候を、役人相廻り承候而、早速式人共ニ捕、唯今寄会仕居候由、夫故使方ニ而も唐船之義不通ニ咄不申、尤昼夜役人相廻り申候由、惣躰此度唐船焼打ニ被成候義、長門守様御無理成被成方にて、唐人無便之儀ニ候て、所々にてひそく風聞仕候事

九月朔日

千野源兵衛組

源助

下横目

勘三郎

右之通ニ聞合来り候、尤一昨夜中ニ罷歸り、今日書付仙右衛門差出候事

史料⑤は実際に萩藩へ派遣されていた千野源兵衛組の源助と下横目の勘三郎が聞き取りを行った際の報告である。まず、1条目から3条目では唐船が打ち払われるまでの経緯を説明している。

この事件については吉積久年氏の研究により、「須佐浦唐船打払覚書」を主に用いながらより事実と則した顛末が明らかにされている³⁰。1条目から3条目にかけての記述は吉積氏の記述内容と一致しており、島原藩の使者が聞き取りを行った情報がより事実に近いものであることがわかる。また、3条目で8月15日に2人、8月18日に1人の死体を長崎へ送っている。この3人の死体とともに廻状が作成され、一緒に送られてきたものと考えることができる。

1条目から3条目の内容は、長崎において聞役同士の間で廻状によりもたらされた情報とは食い違う点が多々ある。また、噂されていた内容とも異なるところがあり、4条目からは島原藩の使者が実際に聞き取り調査を行った報告がまとめられている。

まず、4条目と5条目については、唐船へ打ち払いのための石火矢を放ったところ、「手向」をしたとの情報や、その際に萩藩の足輕4人が死亡したという噂があったが、唐船側にそのような様子はなかったと記されている。5条目にはイギリス船と航海中に打ち合ったため、萩藩に抵抗するだけの火薬を持っていなかったとあるが、この情報の真偽は定かではない。

いずれにしても、史料④の廻状には「剩鉄砲打出候、火玉之様成物をも此方へ投懸、手向仕候通」とあるが、実際には唐船は抵抗してこなかったことがわかる。さらに、7条目では先述の4名の足輕が死亡した件は幕府への言い訳をするために萩藩が捏造した情報であることが述べられている。このような事実の歪曲の背景

には、6条目にあるように、先年の小倉・福岡・萩の三藩での打ち払いで萩藩が手柄を上げることができず、挽回する機会をうかがっていたことがあり、今回の焼き打ちがなされたことが上げられている。

これらの情報を収集するにあたり、萩藩内では箝口令が敷かれており、役人が見廻っているため、唐船の話を口に出したものが見廻りの役人に捕らえられるという事態も発生している。そのような状況の中で情報を収集するため、島原藩の使者両人は宿屋の主人の案内で、実際に須佐浦へ行った漁師2名を宴席でもてなし半日かけて情報を引き出したようである。萩藩内でも唐船の焼き打ちが萩藩が無理やり行ったものであり、「唐人無便儀」であったことがひそかに噂されていると締めくくられている。

島原藩は8月22日に最初の噂を知ってからすぐさま聞き取り調査を行わせ、噂話も含まれているが、ほぼ事実に近い経緯を把握することができている。この報告から、萩藩領内では、先年の唐船打ち払いの際に功績を得られなかった萩藩は唐船が自領内へ漂流してくるのを待ち、焼き打ちにしたことが噂されているが、長崎と幕府へは捏造した報告を行い、あくまで必要に駆られた打ち払いだったことを主張したことがわかる。

幕府は今回の打ち払いは不可解な点が多く萩藩より聞き取りを行ったが、萩藩は従来の規定通りに打ち払いを行い、数日唐船が動かないことに対して幕府や長崎奉行へ伺いをしなかったのは、時間がかかり優柔不断な態度を唐船へとることになるからだと回答した。これにより、幕府は萩藩へ責任の追及はせず、打ち払いが過激化しないよう政策を補完することとなった³¹。

このようにして、島原藩は使者を派遣することで正確な情報を調べ上げ、打ち払いという事態への対処を適切に行えるようにしていたと考えられる。実際には、享保年間に島原藩内で打ち払いが行われたという事例は未だ見つかっていない。しかし、唐船が島原藩領内沖に現れることは多くあった。入港許可証である信牌の有無を確認し、島原藩領内で天候不良などの理由以外での不審な滞船が無い場合、長崎へ回送するか帰帆船ならばそのまま帰帆させるという対応を取っていたのである。

4 享保年間島原藩における漂着唐船への対応

島原藩における主な領地は肥前国高来郡(神代鍋島領を除く)と、享保5年からは天草と肥前国高来郡二千石と彼杵郡六百石を預地としている³²。島原藩内における唐船漂着の事例は島原半島への漂着ではなく、外海に面した天草や長崎港に近い預地である野母村や樺島村などに集中している。また、天草の外海に面した崎津や牛深、長崎港に近い樺島といった地域は、島原藩領内へ漂着する事例だけでなく、薩摩藩領内へ漂着した唐船が長崎へ回送される際の寄港地ともなっている。そこで、以下に掲げる表④は享保年間における漂着した唐船の件数を「日記」より抽出したものである。

表④：享保年間唐船漂³³

番号	年	漂着日	長崎到着日	漂着地	内容	出航地	信牌	備考
1	享保2年	6月17日		不明	加津佐村より留岡より七里沖に唐船が見えたがそののちに樺島沖へ向かったとの注進があった。	不明	不明	樺嶋は長崎代官支配。
2	享保3年	6月晦日		不明	六月晦日朝より口之津村沖に唐船が見えた。その後天草へ向かう。	不明	不明	天草は日田代官支配。
3	享保5年	11月21日	12月1日※	天草富岡町	富岡へ漂着し長崎へ引き送る。江戸へ引き送り完了の報告を行う。	福州	不明	享保5年9月より預地。
4	享保6年	5月18日※		天草高浜村	天草郡高浜村へ唐船が漂着した際の褒美を小庄屋へ与える。	不明	不明	いつ漂着した唐船かは不明。
5	享保7年～8年	12月23日	1月7日	肥前樺嶋村	樺島村へ漂着した唐船を天気により野母村に寄港しつつ長崎へ引き送った。	南京	不明	享保7年12月の日記は現存せず。
6	享保8年	10月5日※	10月17日※	天草崎津村	天草郡崎津へ唐船が漂着。悪天候のため樺島に寄港しつつ長崎へ引き送り。	不明	○	日付は日記に記載されたときのもの。
7	享保8年	12月2日※	12月6日	薩摩	薩摩に漂着し長崎へ引き送られる唐船が魚貫浦へ繫留したことを長崎へ注進し、6日に其の返書が到着した。	不明	不明	

番号	年	漂着日	長崎到着日	漂着地	内容	出航地	信牌	備考
8	享保8年	12月3日		肥前川原村	厦門を出航した唐船が漂流。	厦門	○	河原村は預地。
9	享保9年	10月7日		天草崎津村	帰帆船で3日に長崎を出帆したが七日に崎津に漂着した。11日に長崎奉行より唐船漂着の注進に対する返答がある。	南京	○	帰帆船により信牌所持と判断。
10	享保9年～10年	12月20日	1月12日※	薩摩	薩摩よりの唐船の援け送りであるが、病人が一人出た。	不明	不明	
11	享保9年～10年	12月25日	1月12日※	天草牛深村	天草牛深村に唐船が入港し、長崎へ引き送った。	寧波	不明	10番と同日に引き渡した。
12	享保10年	5月12日	6月2日※	天草崎津村	長崎を出帆した船が漂着。第二番の船である。長崎へ回送する。	咬囉吧	○	帰帆船により信牌を持っていると判断。
13	享保10年	6月12日※	6月15日※	薩摩	薩摩藩へ漂着した唐船の引き送りが牛深村へ寄港し、樺島へ向かう。	不明	不明	
14	享保10年	11月15日		薩摩阿久根村	薩摩藩阿久根村へ漂着した唐船を長崎へ援け送る際に牛深村に寄港した。	不明	不明	
15	享保11年	2月3日※		薩摩	薩摩藩が長崎へ回送する唐船が崎津へ入港。	不明	不明	
16	享保11年	3月9日	3月20日※	薩摩	薩摩藩が引き送る唐船が牛深串村港を出船したが、風が強く崎津へ繫留し、出帆した。	南京	不明	
17	享保11年	6月6日※		天草崎津村	信牌所持の南京船が天草崎津へ漂着。長崎へ急いで出船したいというので富岡役人と遠見番人で長崎へ援け送った。	南京	○	6月18日に受け渡し証文のうつしが島原へ送られてくる。
18	享保11年	7月8日	7月14日※	肥前野母村	野母村沖へ唐船が漂流していたが、風が和らぐと遭きだし、その後樺島へ引き入れられた。	不明	不明	
19	享保11年	9月28日	10月9日	天草牛深村	天草牛深村へ唐船が漂着、雨天で崎津へ入港する。	不明	不明	
20	享保11年	10月8日	10月23日	薩摩	薩摩へ漂着した唐船を長崎へ引き送る際に牛深へ寄港。	不明	不明	
21	享保12年	7月10日※	※7月17日	天草崎津村	崎津へ漂着した唐船を長崎へ送った。この際天草詰の役人は本藩へ帰る筈であったが警固のために二人残り、長崎へ送ったあと帰ってきている。	不明	不明	五日に一度出船しようとしており、漂着日は五日以前と考えられるが、ここでは「日記」初出日を記載する。
22	享保12年	9月4日		天草牛深村	天草牛深村へ唐船が漂着。	広東	○	
23	享保16年	1月9日	1月16日	口之津村	唐船が口之津村へ漂着した。質唐人のうち病人が出る。	寧波	不明	3月5日に長崎へ送った書状について一通りのことであるので返事をしなかったということ。
24	享保16年	2月13日※	2月18日※	薩摩	薩摩へ漂着した唐船を軍浦から樺島へ援け送った。	不明	不明	
25	享保16年	2月15日※	2月20日※	肥前日見村	唐船が日見村へ漂着。もとは加津佐沖を漂っていたもの。	咬囉吧	不明	
26	享保16年	3月21日		肥前川原村	肥前川原村沖へ寧波船が漂着。長崎へ引き送る。	寧波	○	
27	享保16年	3月22日	4月4日※	天草牛深村	牛深村の内茂申浦へ寧波船が入津。長崎へ引き送る。	寧波	○	
28	享保16年	4月4日※	4月13日※	薩摩	薩摩へ漂着した唐船が崎津へ繫留しその後野母村へ向い、その後長崎へ出帆した。	不明	不明	
29	享保16年	6月18日	6月19日	肥前野母村	唐船が野母村沖へ漂着し19日に茂木村を通り長崎へ乗り入れた。強風を野母村沖で旋を入れたのいでいた。	不明	不明	この漂着船の条文の肩書に「一番」「二番」「三番」とあり。
30	享保16年	11月21日		薩摩	薩摩が援け送る唐船が天草牛深村へ繫留、崎津などを經由し長崎へ送り届けた。	不明	不明	この漂着船の条文の肩書に「一番」「二番」「三番」とあり。
31	享保17年	2月4日		薩摩→天草魚貫町→肥前野母村	長崎からの帰帆する南京船であり、長崎を出帆後薩摩へ漂着し出帆したあと強風により天草魚貫町へ漂着した。その後出帆したが野母村へ漂着した。帰帆船のため、長崎へ送らずそのまま出帆した。	南京	○	帰帆船により信牌所持と判断。
32	享保17年	2月9日		天草富岡町	長崎へ行く寧波船が漂着。薪の補給を要求した。	寧波	不明	
33	享保17年	10月24日	11月25日	天草崎津村	広東出船の唐船が漂着し、富岡と樺島に寄港しながら長崎へ引き送った。	広東	○	
34	享保19年	1月18日※		肥前野母村	帰帆船が漂着し出帆するよう申し付けた。	不明	○	帰帆線により信牌所持と判断。
35	享保19年	3月3日		薩摩	牛深黒嶋へ薩摩が援け送る唐船が入港。	不明	不明	
36	享保19年	5月12日	5月20日	天草牛深村	厦門を出航した唐船が牛深へ漂着し樺島を經由し長崎へ送る。	厦門	不明	
37	享保19年	12月5日	12月9日	肥前野母村	野母村へ唐船が漂着し長崎へ送り届けた。	不明	不明	
38	享保20年	1月15日※	1月17日	肥前樺島村	唐船が漂着し長崎へ届けた。樺島に滞船中薪を求めた。	不明	不明	
39	享保20年	3月晦日	閏3月4日	肥前野母村	唐船が一艘漂着し、樺島を經由し長崎へ送り届けた。	不明	不明	
40	享保20年	11月8日	11月11日	肥前野母村	唐船が野母村高浜へ漂着し長崎へ送り届けた。	不明	不明	
41	享保20年	12月27日	12月29日	肥前高浜村	高浜村へ唐船が漂着し長崎へ送り届けた。	不明	不明	

島原藩への漂着件数は薩摩藩へ漂着した唐船の寄港も含めると41件確認される。先述の通り欠けている月や年があるため、この表が全ての件数ではないが、その傾向は把握できる。41件中、島原藩への漂着は1件のみである。天草等が預地となる以前に、加津佐・口之津村沖へ唐船が現れたことは2件ある(表④1・2)。

島原藩内に漂着はせず、天草と樺島沖へ向かった記述がある。預地となってからは、表④23の享保16(1731)年の事例以外はすべて預地への漂着か、薩摩藩へ漂着した唐船の寄港地となっている。預地の漂着のうち、14件が天草、12件が樺島や野母村等の事例となっている。また、11件が薩摩藩へ漂着した唐船が島原藩内に寄港している。なお、複数の地に漂着したものは表④31の1件のみである。

これにより、島原藩への漂着船はそのほとんどが預地への漂着だった。天草の中でも東シナ海へ面している地域に集中しており、薩摩藩が長崎へ回送する際は、崎津や牛深といった地域を寄港地にしていたことがわかる。

4-1 預地への唐船漂着事例

島原藩は肥前国高来郡二千石・彼杵郡六百石を享保5年から明和5(1768)年までを預地としている³⁴。また、享保5年から明和5年まで、天草を預地とし、天明3(1783)年から文化10(1813)年までふたたび預地となっている。天草の崎津における漂着船について、松浦章氏は江戸後期を中心に唐船が漂着した際の筆談記録を紹介している。その記録から、天草側が長崎へ回送するまでに負担した警護船などの人的・物的負担の内容を知ることができる³⁵。その前段階として、実際に唐船が漂着した場合の対応は天草の遠見番人への定書をもとに以下の通りにまとめられている。

【史料⑥】³⁶

唐船漂着定書

- 一 阿蘭陀船繫候は人質不可取之候、早速注進勿論遠かけに番船付置稠敷相守可申事
- 一 右之船繫候旨致注進候跡にて得順風走出候は不致進船何方江参候段、方角見届可注進事
- 一 右之船繫候節、米薪等之類望候共不相渡、其趣可致注進差図無之、何色ニよらす相渡申間鋪事
- 一 右之船縦舟繫不仕候共、近所通候歟、又は珍敷船相見候ハ、是又可注進事
- 一 唐船漂着碇を入候は早速番人罷出、何国出之船と申儀、来朝帰帆信牌持不持、且又入津之船ニ而挽船を望候哉、委細訳書簡を取、其上番船付置質唐人取之可注進、勿論滞船中、湊中旅舟改陸人別改、昼夜酉刻子刻前々之通、入念相改可申事

附、唐人相對にて米野菜諸事相渡申間鋪、望候品有之は、得差図、其上ニ而渡可申事

- 一 唐船来朝帰帆共、漂着節ハ前々之通、番船申付稠敷相守可注進、其内順風有之走出ハ、長崎入津之舟ニ而番船之差図を不用出帆申候は、遠見番人通詞并富岡役人致警固長崎江罷趣、右之趣御奉行所へ可申届候、勿論帰帆之船漂着得順風出舟申候は、湊を挽出帰帆見届注進可申事
- 一 唐船自然破損繕之道具望候歟、又は唐人之内死人等有之死骸陸江揚申度と申候は相窺、得差図可申、病人有之薬種等願候も同前之事
- 一 唐船帰帆之浦舫有之は、前格之通相守胡乱成船相見候ハ、早々注進可申事

右條々堅可被相守者也

卯十月

郡方

勘定奉行

天草

遠見番人中

史料⑥は高浜村庄屋である上田家に残されたもので、唐船だけでなくオランダ船に関する取扱い規則が郡方勘定奉行から天草の遠見番へ伝えられた。年代不詳だが、差出人の郡方勘定奉行は島原藩の役職にあり、

島原藩預地のときに出されたものと推察される。また、信牌についての記述があることから正徳5(1715)年に制定された正徳新例以後であることはわかる。これを唐船に関する項に特筆すれば、5条から7条にわたって記されており、次の5項目が定められた。

- ①出港地
- ②信牌所持の確認
- ③往航船か復航船かの確認
- ④挽船の必要性
- ⑤質唐人の確保と人員調査

以上の5項目は唐船が往航船・復航船どちらの場合でも行われていたと考えられる。往航船の場合は長崎送りとなる。必要に応じて曳航し、遠見番人、通詞、富岡役人が長崎まで同道した。復航船の場合は唐船を挽出して出港させた後、長崎へ連絡している。破船の場合は、修理の道具を望んだり、死亡した乗組員唐人のうちに死んだ人がおり、死骸を陸上げしたいと希望された時は、「差図」を受けて対応するようにされた。なお、病人においても同様である。破船を修理する道具に関しては、松浦氏は「船具などを陸揚げし」³⁷と解釈されるが、修理する道具を陸揚げするのではなく、差図を得てから支給されていた。

ここで注目すべきであるのは、信牌の確認を行っていることである。荒野氏によると、薩摩藩では信牌の確認は藩庁の唐通事が行うことになっていたとしている³⁸。天草では、番人が改めて信牌の確認を行うことになっていたことがわかる。これは「日記」享保8年10月5日にも、「天草御料埼津江唐船壹艘漂着仕候段、今朝注進申来候、尤信牌持渡り申候事」とあり、天草の崎津へ唐船が漂着したとの知らせとともに、すでに信牌の有無が確認されてから本藩に連絡している。史料⑥5条の手続きが現地の役人のみで済ませてから、本藩に連絡しているのである。以下はその翌日より、崎津へ漂着した唐船の挽き送りの記録である。

【史料⑦】³⁹

(享保8年10月6日)

- 一 天草御料唐船漂着引送之儀為御届今日長崎へ御飛脚被遣候、石河土佐守様へ御状箱壹右家老中江老共方書状箱壹遣候事

【史料⑧】⁴⁰

(享保8年10月9日)

- 一 御預地天草大江村へ漂着之唐船挽送候処、風並悪敷儀崎津湊へ挽戻り申候、依之又為御注進長崎石河土佐守様御家来伊崎文右衛門方迄老共進状ヲ以遣候、昨日土佐守様被遣候御状御請茂右一所ニ差遣候、尤御用聞方へ例之通相達候様申遣候

【史料⑨】⁴¹

(享保8年10月13日)

- 一 崎津湊江漂着之唐船、風和キ去ル十一日夜丑ノ刻挽出シ、翌十二日樺嶋表へ引入申、依之長崎御奉行所家来迄、為注進老共飛脚差送候事
- 一 天草方挽送唐船、今日辰ノ上刻樺嶋湊挽出し長崎へ引送り、警固高橋久米大夫世良惣平方注進、申ノ刻過茂木村参着仕候由、同所役人方注進申来候

【史料⑩】⁴²

(享保8年10月14日)

- 一 唐船風悪敷樺嶋表方挽戻り申付、長崎御奉行御家来迄老共連名之書状差遣候処、御奉行衆方御答之御状被下候、御用聞方書状差越候

【史料⑪】⁴³

(享保8年10月17日)

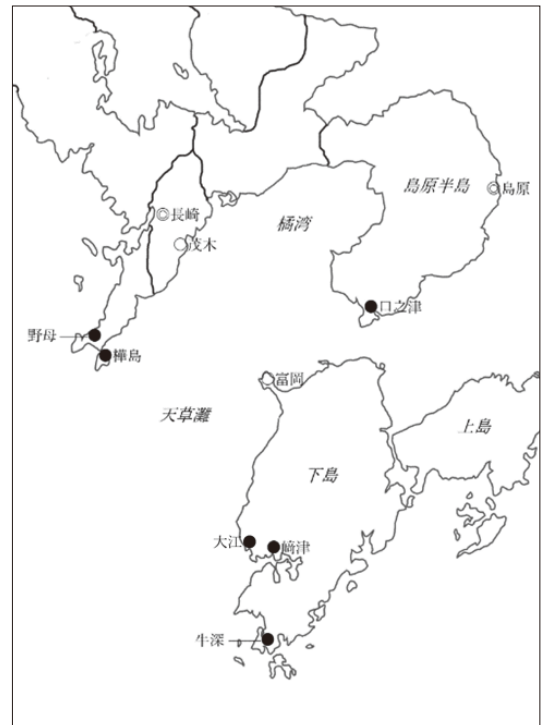
- 一 唐船挽送相済申候、為御挨拶丹波守様へ御状箱被遣候、老共御請遣候、尤御用聞方へ例之通相達候処申遣候

史料⑦によると、唐船を長崎へ送るため島原藩の老役より長崎奉行である石河政郷の家老へ書状が送られていることがわかる。10月9日には、天草では挽船に着手したが、史料⑧によると、漂着した唐船を長崎へ引送りしようとするも、風波によって崎津へ引き返すことになった。その連絡を受けた島原藩は、再度、長崎奉行へ注進する。家来伊崎へ昨日石河から送られてきた書状に対する請状と一緒に進状した。

そして4日後の史料⑨では、11日丑の刻に風が和らいたため崎津を出航し、翌12日に樺島に到着したとある。このことを長崎奉行家来まで老役から飛脚で注進する。13日当日の辰の上刻に樺島を出航したことが、警固役高橋久米大夫・世良惣平から連絡があり、その後、茂木村へ到着したと、茂木村の役人よりその知らせが入った。その翌日の史料⑩では、長崎奉行へ家老連名で書状を送っている。そして、史料⑪では、10月17日の「丹波守状箱」により、ようやく長崎送りが完了した。漂着の知らせが届いてから約12日間、長崎送りに時間を要している。

以上の遣り取りから、崎津へ漂着した唐船が長崎へ着くまでを追ってきた。島原藩領内での唐船漂着と異なるのは、島原本藩の役人が天草には遣わされていないということである。島原藩領内での漂着には遠見番所から知らせが入ると、複数人の郡奉行配下の役人が派遣されている。史料⑥にある通り、天草においては、富岡詰役人が長崎へ引き送る役を担っていたのである。

図：島原・天草図



4-2 薩摩藩による長崎回送と島原藩

薩摩藩から漂着船を長崎へ回送する時、島原藩領内へ寄港するため、それを長崎に曳航する対応にあたった。表④中では41件中11件が薩摩藩からの回送中の唐船が島原藩内へ寄港した事例であり、通例化していたことがわかる。荒野氏は、漂着船を長崎に送り出すまで、そして長崎へ着いてからの対応をまとめているが⁴⁴、長崎までどのように曳航していたかまでは言及していない。そこで、その実態を明らかにすることができる享保16年2月の「日記」の記述をみていきたい。以下は享保16年2月の「日記」の記述である。

【史料⑫】⁴⁵

(享保16年2月13日)

- 一 薩摩引送唐船ニ附候船共、天草ノ樺嶋へ参着、唐船等相出候ハ、出戻之段注進申来、左之趣周防守様半七郎様御家来へ明十四日差遣候事

これによると、薩摩から送られてきた唐船を警固する船などが天草から樺島へ参着した。また、一旦、樺島を出船したものの、「出戻之段注進申来」とあり、なんらかの問題で長崎への回送が遅れていたことがわかる。その旨を長崎奉行三宅康敬と目付の大森時長の家来へ翌日の14日に遣わすこととした。

【史料⑬】⁴⁶

(享保16年2月18日)

- 一 去ル十三日十四日長崎へ遣候飛脚御覽被帰三宅周防守様大森半七郎様御家来^ル返礼共来^ル、右者此間薩州^ノ引送之唐船警固船質唐人船挽船共乗渡候船共、天草軍ヶ浦出船樺嶋湊へ着船之段、申遣候返礼、且又樺嶋湊滞船申候、咬啗^ハ出漂着之唐船薪無之書簡を以薪望候付相与可申哉と伺申遣候返礼来^ル、尤御用聞とも^ノ返礼共差越候

史料⑬によると、薩摩藩へ漂着した唐船が長崎送りになり、天草の軍ヶ浦から樺島までの警固に島原藩が関わっていることがわかる。2月15日には「薩州^ノ援送唐船儀申上書付一封」という書簡が江戸への書簡の中に含まれている。このことから、薩摩藩へ漂着して長崎送りとなった唐船の警固は、薩摩藩だけで終始行うのではなく、島原藩もその曳航の一端を担っていたことがわかる。このときの天草と樺島は、島原藩の預地となっている。そのため領地内での挽送りに対しての手助けを島原藩が行っていたのである。唐船の長崎回送の際、寄港地の領主が挽船を出す国送りの形式をとっていた⁴⁷。島原藩も同様に薩摩藩からの唐船へ挽船を出していたものと推察される。

漂着船を長崎へ送り届けると、長崎奉行所において唐船の引き渡しの手続きが行われる。この手続きが完了して警固の使者に対して受け取りの手続きの終了が告げられる。その後、長崎会所へ救護費用を請求し、これが支払われた⁴⁸。これは漂着先の藩が行うものであるため、島原藩は樺島までにとどめ長崎には行かず、その後の様々な手続きには関与していないものと考えられる。

今回のように薩摩藩が長崎へ回送する場合、天草灘に面する地域には、薩摩藩の長崎へ回送する唐船が寄港することが多かった。表④より、薩摩藩が長崎回送の際に寄港する事例は11件あるが、7件は牛深が寄港地となっている。他藩漂着の船であっても、沿岸部の村々にとっては、回送するための挽船の準備等、寄港地側の村へ課せられていたと考える。

4-3 島原藩領内への唐船漂着

ここでは、享保期に唯一、島原半島内へ漂着した事例である享保16年に口之津村へ漂着した事例(表④23)から、唐船漂着への対応を検討していきたい。このとき、唐船が漂着した島原領口之津村には遠見番所が2ヶ所設置されており、隣村である加津佐村には遠見番所が1ヶ所と唐船見送番所が1ヶ所設置されている⁴⁹。また、口之津村通詞という島原藩の通詞が置かれており、口之津村は島原藩領内において異国船対応の拠点となっていた。

【史料⑭】⁵⁰

(享保16年1月9日)

- 一 昨夜丑刻過、加津佐村三里程沖へ唐船一艘帆ヲかけ相見候由、番人庄や方^ノ注進状来^ル近日口之津村^ノ番人^ノ注進、去八日申半刻口之津村親兵衛嶋渡高瀬泊りと申所、七町程沖唐船一艘漂着碇ヲ入候段注進申越候、右付早速大横目石川仙右衛門、郡奉行代陶山弥五兵衛、改役人壱人、御代官^(虫損)□□□、御歩行横目早速口之津村へ差遣申候、尤質唐人番足輕兩人一所指遣候
- 一 右唐船長崎へ引送、物頭石河一郎左衛門、足輕下人外二、小頭一人鉄炮十挺提候球袋、御歩行横目壱人相添候、巳ノ刻出船申付候、長崎へ引届候ハ、御奉行所へ相届、御指図次第引渡候様申談候、尤御目付大森半七郎様も御届申候様申談遣候、^{ママ}右市郎左衛門乗参候船二、高釣灯三十竿共二箱釣灯式ツ船印四拾竿共二、右之通乗せ遣候事

史料⑭によると、最初に唐船が漂着したのは8日のことである。このときは加津佐村から3里沖を漂流していることが確認されており、番人と庄屋から報告を受けている。その後、唐船は口之津村の高瀬泊りというところから七町程沖へ漂着したとの注進があった。島原藩は、まず大横目、郡奉行代、改役人、代官、歩

行横目、質唐人番足輕を口之津村へ派遣している。これらの役職は郡奉行の配下であり⁵¹、唐船の漂着は基本的に郡方で対応していたことがわかる。

次の条では唐船が長崎送りになることが決定している。長崎送りにするため、物頭である石河一郎左衛門が武装した足輕・下人のほか小頭らを伴い口之津村へ派遣されている。この一郎左衛門が長崎送りを担当する警固役人で、一郎左衛門が乗船する船には「高釣灯三十竿」「箱釣灯式ツ」「船印四拾竿」が積載されている。

長崎奉行所への唐船の引き渡しは、長崎奉行である三宅康敬へ届出た後の「差図」を受けて行われる⁵²。また長崎目付の大森時長へも申し出るようにとの指示が出されている⁵³。今回の唐船漂着事件に関しても、島原藩側は必ず長崎奉行と目付に同様の報告をしている。

【史料⑮】⁵⁴

(享保16年1月10日)

- 一 口之津村^①今曉寅之刻注進状、石川仙右衛門^②陶山弥五兵衛方^③差越候、番人通詞召連船乗出候得とも、浪高唐船ニ難寄候ニ付、遠掛ニ番船付置相守、昨九日風和キ候付、唐船へ近寄様子相尋候処、寧波^(虫損)□□之唐船四拾九人乗組申候、則書^(簡カ)□差出申候、繫場悪候ニ付、挽舟数艘ニ而同日未刻口之津湊江挽入、質唐人式人取之、番船附置、急度相守候段申越候、挽送物頭石河一郎左衛門義も、昨九日未半刻口之津村着候段申越候ニ付、天氣和キ次第弥長崎江引送候様ニ申遣段、挽送役人石河一郎左衛門并御歩行横目壱人、代官壱人、通詞、質唐人番足輕式人、けいこ足輕有之通ニ而挽送候様ニ申遣候
- 一 唐船漂着ニ付、長崎御奉行三宅周防守様御目付大森半七郎様御家来迄飛札ヲ以御届申遣候、^(天カ)□氣晴次第長崎江引送候様ニ申付候段申遣候、右案文別帳ニ有り今日指立候

史料⑮では、大横目の石川と郡奉行代の陶山が番人と通詞を連れて唐船に接触したところ、今回の唐船が寧波を出港した船で、乗組員数が49名であることが判明した。また、唐船を挽船数艘で口之津港へ引入れ質唐人として二人を取り、番船を付け監視させた。石河一郎左衛門が口之津村へ到着した知らせも入り、長崎送りには物頭、歩行横目、代官、通詞、質唐人番足輕、警固足輕で行うよう指示が出された。そして長崎奉行と目付へ天氣が晴れ次第長崎へ送り届ける旨の連絡が出されている。

【史料⑯】⁵⁵

(享保16年1月12日)

- 一 昨十一日^①酉刻過口之津村差立候、石川仙右衛門様石河一郎左衛門陶山弥五兵衛書状到来申候、十一日申之下刻質唐人兩人之内壱人腹痛仕候之由、番人足輕申出候^②付、外之唐人壱人本舟^③呼越引替へ、相煩候唐人本船江差遣候、差而強キ様子ニ茂相見へ不申候得共、少々色合茂悪キ由通詞申出候、当村ニ医者有之候哉と唐人とも通詞江相尋候処、医者当所ニ無之、遠方ニ有之由申聞候、万一医者之義唐人申候者、当所ニ者医者無之段申聞候様ニ申付置候由申越ニ付、為用心林田寿仙会申付遣候、唐人医者願候者、此方へ相伺差図次第、唐船江医者遣、病人ヲ為見薬望候ハ、与、薬方何ヲ用何ヲ加味致し何服服用候と申義ヲ、医者^④書出させ、挽送役人長崎江持参候様ニ相心得可申候、尤此方へも薬方書遣候様ニ可仕候、急病此方へ伺候間茂無之様ニ候者、医者為見薬用品々此方江注進候様ニ申遣候^⑤
- 一 長崎御奉行所へ、唐人病人有之医者療治望申候ハ、書簡取り、医者ニ為見、薬与候様ニ可仕哉と窺之飛脚今晚差立候^⑥、尤大森半七郎様へも医者之義御奉行所へ相伺候段、御家来迄書状遣候
- 一 長崎江唐舟之義御届飛脚去ル十日差立候処、今日追々被帰候、三宅周防守様大森半七郎様御家来^⑦唐舟漂着之義被致承知候段返礼来ル

史料⑮では、天気次第で長崎送りする予定とあったが、史料⑯によると質唐人の1人が腹痛を起こしたとの知らせが島原藩へ入っている(下線部①)。腹痛を起こした質唐人は本船へ戻し、別の唐人を質唐人とする措置がとられた。ここから、質唐人は二人という人数が厳守されている様子がわかる。病気の唐人の様子は重病ではないが、少々顔色が悪いと通詞を通して報告されている。唐人は通詞へ口之津村に医者がいるか尋ねているが、口之津村にはおらず遠方にしかいないと返答した。島原藩は用心のため林田寿仙と会うよう申し付けているが、この林田寿仙は島原城下の町医者である。唐人が医者を望んだ場合は藩へ伺い、その差図次第では医者を遣わすとしている。また、薬が必要な際は何を用い、どのように調合し、何服服用させたか医者に書き出させ、長崎へ付き添う役人に持たせ、島原藩へも送るように指示している。今回は藩へ指示を仰ぐ時間があつたものの、急病人で藩へ伺う時間がない場合は、現地の判断で医者に見せ、処方した薬を藩へ注進するようとした(下線部②)。同日、長崎へは、病人がおり医者を望んでいるという書簡を取り、医者に診させ薬を与えてもよいかと伺いを行っている(下線部③)。つまり、急病等の対応は藩へ届けて差図を仰ぐこと、また、どのように処方したのかは、長崎奉行所へも連絡がなされたのである。

また、この日に史料⑯で長崎へ唐船の旨を届け出た返事が来ており、それが史料⑰である。

【史料⑰】⁵⁶

(享保16年1月14日)

- 一 口之津村へ漂着之唐船、風直候ハヽ、辰半刻^(引カ)□船廿七艘ニ而引出候由注進申越候付、長崎御奉行所御目付衆御家来へ為御届飛札指遣候、先達而申達候病人唐人も快相成候由申越候
- 一 唐船出帆申候付、石川仙右衛門陶山弥五兵衛林田寿仙今夜近々罷帰候、滞船中相替儀無御座候段申出候

2日後の史料⑰では、天候が回復したことを受けて、挽船27艘で長崎に向けて口之津から出発している。このことは長崎奉行所、目付衆家来へも連絡が入れられた。また、腹痛を起こした唐人も復調していることがわかる。ここで長崎へ同行しない郡奉行代、大横目と林田寿仙は島原藩庁へ帰えることになり、滞船中は特に変わったことはなかったと申し出ている。

【史料⑱】⁵⁷

(享保16年1月15日)

- 一 昨十四日申下刻、^{島カ}枕□指出石河市郎左衛門寺田関右衛門足崎権右衛門方^カ注進状今已半刻到来申候、唐船天気乱、昨十四日申ノ下刻枕嶋湊着船申候、天気次第引出候ハヽ、其節注進可申由申越候
- 一 去ル十二日長崎御奉行所へ指遣申候飛脚今昼罷帰候、周防守様半七郎様御家来^カ返礼来ル、唐船一艘入津申候由、書付御用聞とも^カ指越申候
- 一 質唐人腹痛仕候、若病重ク候節、療治願候^{ハヽカ}□□医師ニ役人相添差遣候様ニ可仕哉と御奉行所へ伺遣候処、医師ニ役人相添遣候様ニと、三宅周防守様御家来黒川源平方^カ返事ニ申来候

翌日の史料⑱で天気が悪く14日に樺島へ着船し、天気次第で出航する旨の連絡があつた。質唐人が腹痛を患ったことについて、もし病が重い場合は、役人を伴わせて医師を遣わしてよいかという内容に対して、島原藩の提案を許可するという返答を得ている。唐船が漂着した際、病人の発生等緊急事態の場合は、形式上長崎奉行への指示を仰いではいるものの、実際には藩側の判断で対応していたと考えられる。今回、唐人が腹痛を起こした際は島原藩側がすべて詳細な指示を出している。また、長崎への伺いも具体的な対応を書いてから許可を求める事後報告のような形式になっている。長崎へ伺いするには、12日に出した飛脚の返答が15日となっているように、3日程の時間が空いてしまうため、伺いを行っているものの、基本的には現場の判断に委ねられていた面があつたと推測される。こうした遣り取りが行われるなか、1月15日に長崎へ到着

している。「日記」には1月16日に「唐船引送警固役人方々昨夜今朝注進状来ル、桃嶋昨十五日辰半刻援出、同日申半刻長崎へ引届候由申越候」とあり、その報告が島原藩へ届いている。

【史料⑱】⁵⁸

(享保16年1月17日)

- 一 唐船長崎へ援送警固役人石河市郎左衛門江注進状今卯刻前到来申候、一昨十五日申半刻唐船長崎湊へ引入、早速御奉行所へ市郎左衛門羽織袴ニ而罷出、取次浦野六郎へ漂着被来候儀段々申達候、周防守様御聞届被成今晩暮ニ及候付、明四ツ時検使御出候可被成候間、相渡可申候由被仰出候、同十六日四ツ半時、山下喜衛門宇田半蔵と申役人罷出致面談、則唐船吟味相済援船も引取候様ニ申聞候、夫々唐人とも後二付、市郎左衛門御奉行所へ罷出候処、周防守様半四郎様御同座ニ而、何之無相違御請取被成候、入念も口上御聞届被成候、太義ニ思召候、嶋原家老衆宜申達候様ニて周防守様被仰聞
(虫損)□□、御請仕通(破損)□□□□(虫損)印形仕候、兩人之検使(相済カ)□□候而、御用も無之候ハ、勝手次第嶋原へ引取可申候由申談、夫々半七郎様へも市郎左衛門相訪罷帰候、尤十六日御奉行所へ市左衛門罷出候節ハ、麻上下着仕候由申越候、質唐人式人も無相違検使ニ相渡候由ニ御座候
- 一 石河市郎左衛門今酉ノ刻過帰着申候、唐船長崎へ引送御(御奉行所役人カ)□□□□□へ無滞引渡相済、相替義(無御)□□座候由申出候、尤御奉行所引払候刻限ハ(破損)□□刻引払候様申候

実際に長崎でどのような手続きを踏まれたのかが史料⑱から知ることができる。15日の申半刻に長崎へ到着すると、石河一郎左衛門は正装で奉行所へ赴き、取次の浦野六郎へ漂着船の長崎回送を申し達した。長崎奉行三宅康敬は、唐船が漂着した旨を15日に承知したものの、暮れになってしまったので、翌日検使を遣わすので唐船を引き渡すようにと伝えた。16日に石河一郎左衛門は山下喜右衛門・宇田半蔵という役人と面談を行っている。唐船の吟味も済み、引き取ってよいことになった。その後、唐人の後につき奉行所へ麻上下で出所すると、長崎奉行と目付が同座し、無事に唐船の受け取りが終了したことが告げられた。その後の記述は虫食いや欠損のため詳しく解説することができないが、質唐人を検使へ渡し、手続きが完了したことがうかがえる。17日の酉ノ刻には島原へ帰着しており、問題なく唐船を引き渡したことを報告している。

【史料⑳】⁵⁹

(享保16年1月18日)

- 一 唐船口之津村去十四日援出申候段、長崎御奉行所大森半七郎様へ例之御届状、同日晚御家来迄飛脚を以申遣候処、今晚右之返礼御家来方参候

【史料㉑】⁶⁰

(享保16年1月19日)

- 一 口之津村江漂着之唐船、去ル(破損)□□□長崎江援届、同十六日引渡相済、警固役人石河一郎左衛門義御奉行所へ被召出、半七郎様御列座ニ而唐船無相違御受取被成候段、御挨拶被仰下候ニ付、周防守様半七郎様御家来迄右之為御答書状相認飛脚差立候、尤御用聞迄例之通相達候処ニ申遣候

史料㉑では14日に唐船が口之津村を出船したことに関する手紙の返事である。そして史料㉑では唐船の受け取り問題なく済んだことの挨拶状に対して御答状を送っているものである。以上で口之津村唐船漂着に対する一連の対処が完了している。

これらの口之津を出船してからの史料は石河一郎左衛門の報告による記述であるので、実際に唐船が長崎へ着船してからどのような手続きを取られていたのかの記述は少ない。検使へ唐船を引き渡し、面談で検使の終了が告げられるまでの唐船側の過程は、荒野氏によって整理されている。長崎へ到着した唐船には、まず検使が派遣され、人質を受け取り本船に乗せたくえて人数を改め踏絵を踏ませる。次に2、3人を本船に

残し、その他全員を奉行所へ連行し、風説役の通事、通事目付・大小通事立会合いによって漂着の次第を尋問し、不審な点がなければ本船へ返される。その後に警固の使者へ手続きの終了を知らせる⁶¹。今回の事例に関しては、長崎奉行へと漂着船の知らせが届いたのが暮になってからであったので、検使の派遣が翌日へ持ちこされている。また、手続きが完了した後に、唐人の後に奉行所へ出所し、長崎奉行と目付より直接唐船受け取りの最終的な手続きが行われている。

史料⑭～史料⑳をもとに島原藩領内での対応をまとめたい。島原藩領内で唐船の漂着が発生すると、まず島原藩から郡奉行配下の役人たちが送られ、長崎へ送るか否かなどの判断を行う。長崎送りとなると物頭が派遣され長崎へと挽き送ることになる。この警固役人である物頭は長崎奉行へと謁見するため、石高も百石以上の者が担当していたことがわかる。長崎へ着くと物頭が長崎奉行側との受け取りの手続きを行い、唐船の引き渡し完了する。今回の事例のように病人が出るなどの非常事態の場合は、まず、長崎奉行の判断を仰がなければならないが、今回のように急病人などという急を要する場合には、実質的には藩側が判断を下す場合もあったことがわかった。

今回の事例から、信牌の有無の確認をしている様子を見出すことはできなかった。しかし、何も記述がないという点において、長崎へ警固役人を付き添わせて回送するという手順通りであることから、信牌は所持している唐船であったと推察される。長崎においての引き渡しも無事終了しており不審な点はなかった。また、表④からも信牌の有無が書いていない記事も多く、信牌の所持は当然として「日記」に記載されていた可能性がある。

おわりに

オランダ・中国との交易の窓口であった長崎には、各藩が蔵屋敷を設置し、用達商人や聞役が情報収集と藩財政、舶来品の取引など多岐にわたる職務を請け負っていた。また、聞役の間では遊郭での豪華な寄合が行われ、コミュニティのもと、各藩聞役が諜報活動を行っていた。長崎で得た情報はすぐに国元へ届けられていた。島原藩と長崎は一日で行き来が可能で、緊急の際は夜通しで情報を遣り取りする場合もある。このような状況の中で島原藩にも今回のような唐船打ち払いの情報は、聞役や用達商人によってもたらされていた。

唐船打ち払いが行われたのは主に北部九州の海域であり、島原藩で享保期に打ち払いが行われたという事例はまだ見つかっていない。ただし、唐船の漂着はしばしば起きており、島原藩の「日記」の中にはその対応に当たった記録が残されている。打ち払いが行われなかったというのは、結果から言えることであり、当時の人々にとって打ち払いを行わなければいけない事態に陥ることは、十分考えられる事態であった。そのため、今回紹介した享保11年の長門国唐船打ち払いのように、使者を派遣し情報収集に当たらせていた。

島原藩が唐船打ち払いに対して使者を派遣したのはこれが初めてではない。享保4(1719)年正月に唐津領での打ち払いが発生し、14、5日と日数を決め、調査員を派遣した⁶²。今回と同様に足輕一人と下横目一人を派遣している。唐船の打ち払いが行われた際にはこの両名が遣わされることが島原藩の中で定型化していた。この享保4年正月の唐津領での打ち払いについては詳細な報告が「日記」中に記述されることはなかった。ただし、享保4年という時期は享保3年に渡辺永倫が幕府より派遣され、翌年の享保5年には大規模な打ち払い作戦が行われ唐船打ち払い体制が成立する過渡期である。島原藩は直接打ち払いに関与しないものの、情報収集を行っていたのだろう。あらゆる可能性を想定して、島原藩は情報を得るとすぐに使者を派遣するという対応を取ったのである。

また、享保11年長門国唐船打ち払いの事件の顛末を紹介したうえで、島原藩の唐船漂着の際との対応の差に言及してまとめとしたい。まず、島原藩は長崎と近いこともあり、唐船が領内へ漂着した際にはすぐに長崎へ情報を送っている。本稿で口之津村へ漂着した事例にみる通り、長崎へは情報が逐一送られており、まず漂着したという第一報にはじまり、病人が出た場合は島原藩で対応すると同時に長崎へどのような対処を行ったかを報告している。他にも、いつ長崎へ向けて出立したかなど事細かに情報が送られている。それが萩藩では、藩庁へは情報が送られているものの、長崎奉行や幕府へ対応の伺いを立てている様子は見受けられない。萩藩と長崎では遠距離であるため、そのような対応になったと萩藩は説明しているが、意図的に情報を送らず、不審な唐船を幕府の規定通りに打ち払ったという実績を作ろうとしたものと考えられる。その背景として萩藩内での噂のように小倉藩・福岡藩への負い目があり、幕府の信用回復を図っていたのかもしれない。

唐船打ち払いの事例とともに、島原藩の漂着船の問題を扱った。島原藩内では極めて慣例通りの唐船漂着から長崎回送までの手順が踏まれている。また信牌の有無も「日記」の書き手によっては書かれていない場合も多く、真偽のほどはさておき、所持していることが前提となっていた可能性がある。唐船を漂着船とみなすか、打ち払い対象とみなすかの判断基準を今後の課題としてあげておきたい。

註

- 山本博文『鎖国と海禁の時代』(校倉書房、1995年)95-97頁。
- 山本博文『鎖国と海禁の時代』前掲書83-92頁においてオランダ商館が長崎へ移転するまでの過程が明らかにされた。また、山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、1964年)8-10頁において、寛永12(1635)年に唐船の入港が長崎に限られた理由は、キリシタンの潜入の取り締まり・白糸の取引の統制・良質な灰吹銀の海外流失を抑えるためであるとしている。
- 山本博文『寛永時代』(吉川弘文館、1989年)105-106頁。
- 山本英貴『唐船打ち払い体制の成立と展開—享保期の抜荷取締対策を中心に—』(森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、2005年)461頁。
- 渡辺外記永倫。宝永7(1710)年に御日付となる。享保3年に幕府の命で長崎に赴き唐船打ち払いの指揮にあたる。享保12(1727)年に長崎奉行となった。『寛政重修諸家譜』第八(統群書類従完成会、1965年)133頁。
- 前掲註4参照。463-468頁。
- 彭浩『享保期の唐船「打ち払い」と幕藩制国家』(『近世日清通称関係史』東京大学出版会、2015年)初出は「享保期の唐船打ち払いと幕藩制国家」(『史学雑誌』119-8、2010年)。
- 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)142-146頁。
- 中村質『近世対外交渉史論』(吉川弘文館、2000年)86-105頁。
- 島原藩の「日記」については、島原市教育委員会より松尾司郎氏が解説されたものが順次刊行されているが、本稿で扱う記事に関しては筆者自身が解説したものを掲載している。桑波田興『島原藩』『長崎県史 藩政編』(長崎県史編纂委員会、1973年)においては「藩庁日記」という史料名で引用されている。また安高啓明氏は『踏絵を踏んだキリシタン』(吉川弘文館、2018年)において、島原藩の影踏について「日記」を用いて実態を明らかにしている。
- 松尾司郎『島原藩日記』(島原市教育委員会、2008年)巻頭より引用。
- 略歴については、肥前島原松平文庫所蔵「士分明細帳 一」架号62-1-1、「士分明細帳二」架号62-1-2、「士分明細帳 三」架号62-1-3、「士分明細帳 四」架号62-1-4、「士分明細帳 八」架号62-1-7、「士分明細帳 九」架号62-1-8より作成。
- 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保16年2月19日より抜粋。
- 山本博文『長崎開港日記—幕末の情報戦争』(ちくま新書、1999年)13頁。
- 木村直樹『幕藩制国家と東アジア世界』(吉川弘文館、2009年)186-187頁。
- 長崎県史編集委員会『長崎県史 対外交渉編』第五章(長崎県、1986年)371頁。
- 前掲註14参照。
- 猛島神社所蔵「日記」享保3年3月より抜粋。
- 小倉藩二代目藩主。元禄10(1687)年に右近将監に改めた。『寛政重修諸家譜』第三(群書類従完成会、1964年)396頁。
- 木村充伸・伊東龍一・後藤久太郎・斉藤英俊・吉田純一・松井みき子・山口俊浩「深溝松平藩の屋敷地の変遷と屋敷指図—深溝松平藩建築指図の復元的検討に基づく作図・表現技法に関する研究(1)」(『日本建築学会計画系論文集』第73巻629号、2008年)1604頁。
- 猛島神社所蔵「日記」享保3年5月より抜粋。
- 島原藩深溝松平家2代目藩主。元禄11年(1698)年に主殿頭に改める。『寛政重修諸家譜』第一(統群書類従完成会、1964年)162頁。
- 前掲註21の享保3年5月25日の別条に「長崎外記様へ右之儀二付内村一左衛門差遣候答ニ何も申談」翌日26日の4条目に「今年ノ刻前内村一左衛門長崎へ発足申候」とあり。
- 林燿『通航一覧』八巻(国書刊行会、1913年)462頁上段。

- 25 前掲註4参照。471-474頁。
- 26 吉積久年「須佐の唐人墓—唐船打壊事件始末—」(『山口県地方史研究』58、1987年)
- 27 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保11年8月より抜粋。
- 28 前掲註27参照。
- 29 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保11年8月より抜粋。
- 30 前掲註29参照。
- 31 前掲註7参照。126頁。
- 32 林銑吉「島原半島史 下巻」(長崎県南高来郡市教育界、1955年)315頁。
- 33 ※を付したものは実際の漂着日・長崎到着日の記載がなく、漂着や長崎へ引き渡したことが伺える記述がある「日記」の日付である。斜線は帰帆船で長崎回送がなかった場合に引いた。また、空白は日付がわからなかった場合のものである。預地のうち、天草の場合は「天草」、高来郡・彼杵郡にあたる場合は「肥前」と村名に付した。
- 34 前掲註32参照。312頁。
- 35 松浦章「江戸後期における天草崎津漂着唐船の筆談記録」(荒武賢一郎・野間晴雄・藪田貫編「天草諸島の文化交渉額学研究」周縁の文化交渉シリーズ2 関西大学文化交渉学教育研究拠点 2011年)のちに「近世東アジア海域の帆船と文化交渉」(関西大学東西学術研究所、2013年)に所収。
- 36 「天草上田家記録」四(九州大学記録資料館九州文化史研究部門所蔵写本C-3-33)
- 37 前掲註35参照。119頁。
- 38 荒野泰典「近世日本と東アジア」(東京大学出版会、1988年)143頁。
- 39 猛島神社所蔵肥前島原松平文庫寄託「日記」享保8年10月より抜粋。
- 40 前掲註39参照。
- 41 前掲註39参照。
- 42 前掲註39参照。
- 43 前掲註39参照。
- 44 前掲註8参照。
- 45 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保16年2月より抜粋。
- 46 前掲註45参照。
- 47 前掲註9参照。103頁。
- 48 前掲註8参照。144頁。
- 49 林銑吉「島原半島史 下巻」(長崎県南高来郡市教育会、1954)334-335頁。
- 50 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保16年正月より抜粋。
- 51 前掲註32参照。596頁。
- 52 享保8(1723)年9月に長崎目付となり、同11年(1726)年に長崎奉行に就任する。『寛政重修諸家譜』第十六(統群書類従完成会、1965年)16頁。
- 53 享保15年7月に長崎目付となり、同17(1732)年8月に長崎奉行へ就任する。『寛政重修諸家譜』第五(統群書類従完成会、1964年)366頁。
- 54 前掲註50参照。
- 55 前掲註50参照。
- 56 前掲註50参照。
- 57 前掲註50参照。
- 58 前掲註50参照。
- 59 前掲註50参照。
- 60 前掲註50参照。
- 61 前掲註8参照。
- 62 肥前島原松平文庫所蔵「日記」享保4年正月より抜粋。

久保 春香(くば はるか) 熊本大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程
安高 啓明(やすたか ひろあき) 熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授

【資料紹介】

西南学院大学博物館所蔵 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」2

下園 知弥

解題 「リラのニコラウスとスコラ学」

本資料は、中世後期の聖書釈義家リラのニコラウス(Nicholas of Lyra, c. 1270-1349)による「聖句註解」(Postilla)が併記されたラテン語聖書の断片である。資料の中央部に記された二段コラムが聖句(聖書の言葉)であり、それを取り囲むように記されている二段コラムがニコラウスによる聖句註解である。資料は二つ折り版の一葉——すなわちバイフォリウム——であり、今回紹介するのは、その裏面の右頁に記されている『マタイによる福音書』第19-32節の箇所である。リラのニコラウスおよび彼の聖句註解については、前号の同資料紹介¹で既に概説しているが、本資料を理解するための基本的な情報であるため、改めてその概略を振り返っておきたい。

リラのニコラウスは、フランシスコ会に属するキリスト教徒の聖書学者であり、ヘブライ語の知識とユダヤ教のラビによる聖書釈義に精通していたことで知られている。14世紀前半にパリ大学で神学教授を務めており、当時の大学学問であるところのスコラ学にも精通していたと考えられる。実際、ニコラウスは当時の大学において神学の教科書として扱われていたペトルス・ロンバルドゥス(Peter Lombard, c. 1100-1160)の『命題集』(*Sententiae*)の研究も行っている²。この事実は、ニコラウスがスコラ学の中で自らの神学を築いた人物であることを意味している。ニコラウスの主著は『聖書についての字義的註解』(*Postilla Litteralis super Bibliam*)——端的に『聖句註解』(*Postilla*)とも呼ばれる——であり、現代でこそあまり知られていないが、近代初頭までは非常に大きな影響力を有していた。そのことは、

近代初頭の印刷本ラテン語聖書の中に、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)とリラのニコラウスによる『聖句註解』を併記しているタイプの聖書が存在していたことからして明らかである³。

ニコラウスの聖書釈義の最大の特徴は、ヘブライ語の知識とラビの聖書釈義からの影響である。しかしながら、先に述べたように、ニコラウスはスコラ学の伝統にも属している。本資料紹介で校訂・翻訳している箇所限定しても、ニコラウスの聖書釈義は、スコラ学の諸議論を前提としており、さまざまな神学的概念に言及している。つまり、ニコラウスによる『聖句註解』は、万人に対する平易な聖書解説書ではなく、大学である程度素養を積んだ知的エリートを読者として想定している聖書解説書なのである。したがって、スコラ学の伝統をほとんど忘却してしまっている現代の我々にとっても、ニコラウスの聖句註解は、自国語に翻訳したからといって容易に理解できるものではないと言えるだろう。

本解題では、ニコラウスが註解の前提としていたスコラ学の諸議論・諸概念について、今回の資料紹介で扱っている箇所より三つの事例を取りあげる。それによって、ニコラウスの神学、ひいては中世における聖書釈義の伝統を理解する一助としたい。

【1. 道具論】

新約聖書には、イエスが病の人に触れる(触れられる)ことによって病が治癒したり、死者が蘇ったりするという奇跡物語が数多く記されている。『マタイによる福音書』第9章第23-26節は、イエスが死んだ少女の手を取ると彼女が復活するという奇跡物語の箇所であり、ニコラウスはこの箇所の聖句註解⁴

において、キリストとの身体的な接触によって奇跡が発現する理由について言及している。それはすなわち、「キリストの人性は奇跡を行う神性の道具である」という理由である。つまり、「真の神にして真の人」⁵であるイエス・キリストには「神性」(divinitas)と「人性」(humanitas)の二特性が備わっており、神としての特性——奇跡を行う力・権能もここに含まれる——は人としての特性——身体もここに含まれる——を媒体として発現する、とニコラウスは理解しているのである。この非常に独特なキリスト的道具論は、しかしながらニコラウスによる独創ではなく、中世の神学においては一般に知られていた伝統的なキリスト論であった。

キリスト的道具論を広く知らしめたのは、8世紀に活躍したギリシア教父ヨハネス・ダマスケヌス(John of Damascenus, c. 675–749)の名著『正統信仰論』(*De fide orthodoxa*)であると考えられる。その著作においてダマスケヌスは、「キリストの肉は神性の道具として存在していた」(ὄργανον γὰρ ἡ σὰρξ τῆς θεοτήτος ἐχρημάτισεν)⁶と語っている。この著作は、ギリシア語に長けた12世紀の翻訳者ピサのブルゲンディオ(Burgundio of Pisa, c. 1110–1193)によるラテン語訳によって西欧世界でも広く知れ渡り、トマス・アキナス(Thomas Aquinas, c. 1225–1274)含む13世紀のパリ大学神学教授たちに大きな影響を与えていた⁷。ともすれば、14世紀前半にパリ大学神学教授を務めていたニコラウスもまた、そのテキストを直接ないし間接的に知っていたと考えるべきであろう。

ところで、パリ大学においてはニコラウスの先達にあたるトマス・アキナスは、このキリスト的道具論について、『神学大全』(*Summa Theologiae*)第3部(キリスト論)のさまざまな箇所に取り上げている⁸。たとえば、第3部第2問題第6項では、ダマスケヌスの説自体は正統なものとしつつ、キリスト的道具論が孕んでいる異端の危険性を鋭く指摘している。ここで言われている異端とは、キリストの人性を否定し神性のみを認めたネストリウス派の異端のことである。トマスによる当該の議論について、

要点のみ参照してみたい⁹。

〔第四異論〕

さらに、道具は付帯的な仕方与えられるものである。ところで、キリストにおける人間本性は、神性の道具であった。実際、ダマスケヌスは、かの書『正統信仰論』の第三巻において、「キリストの肉は神性の道具として存在していた」と言っている。ゆえに、人間本性は、神の子に付帯的な仕方と合一したと考えられる¹⁰。

〔第四異論回答〕

第四異論については次のように言わなければならない。道具として受容されるものすべてが受容者の位格(ヒュポスタシス)¹¹に属するとは限らない。そのことは、斧や刀の例からも明らかである。それでもやはり、位格に受容され、それと一つになっているものが、道具として存在しているとしても、何ら差し支えはない。それはちょうど、人間の身体や四肢がそのように存在しているのと同様である。したがって、ネストリウスは、人間本性が言葉(ヴェルブム)¹²によって受容されたのは、ただ道具としてであって、一なる位格になったのではないと主張した。そのため彼は、その人間が真に神の子であることを認めず、ただその道具であると言ったのである。〔……〕他方、ダマスケヌスは、キリストにおける人間本性は、言わば一なる位格に属している道具のようなものである、と主張したのであった¹³。

上記のトマスの議論には、キリスト的道具論の持つ二つの解釈可能性が示されている。一つは、キリストのペルソナとしては神性のみが存していたとする解釈である。いま一つは、キリストのペルソナには神性と人性の両特性が含まれていたとする解釈である。このような二つの解釈可能性を提示した上で、トマスは後者を正統な解釈と見做し、ダマスケヌスの主張も後者に属するものと位置付けているのである。

ニコラウスによる聖句註解は、あくまでも聖句についての簡潔な註解であるゆえに、上述のような解釈可能性の考察にまでは踏み込んでいない。とはいえ、ニコラウスがパリ大学の神学教授であった背景を鑑みれば、ニコラウスの簡潔な聖句註解の背後にも、トマスと同様の洞察ないしネストリウスの異端への反駁の意図が込められていたと見るべきであろう。

【2. 意志論】

『マタイによる福音書』第9章第27-31節の聖句註解において、ニコラウスは或る難問の解決を試みている。その難問とは、盲人たちの信仰をキリストが是としたにもかかわらず、彼らがキリストの命令に背いてしまったという事実をめぐって、キリストの命令の意図と盲人たちの罪の有無を明らかにすることである¹⁴。

義しい信仰を持っていると認められた者たちが、何故キリストの命令に背いてしまったのか。義しい信仰を持っている者たちがキリストの命令に背いたということは、彼らが命令に背くことを意図しつつキリストは命令していたということなのか。この難問を解決するためにニコラウスが用いたのが「しるしの意志」(voluntas signi)と「適意の意志」(voluntas beneplaciti)の区別である。

「しるしの意志」とは、キリストにおける人間的な意志のことであり、多義的な性質を有している。これに対して「適意の意志」は、キリストにおける神的な意志のことであり、たった一つの絶対的な意味しか有していない。このような理解のもと、ニコラウスはキリストの命令に込められた二つの意志の内実を解釈し、整合的な説明を提示している。すなわち、「しるしの意志」に即しては、キリストは盲人たちが命令に背くことを半ば望みつつ半ば望んでおらず、「適意の意志」に即しては、キリストは盲人たちが命令に背くことを望んでいた。したがって、義しい信仰を持っている者たちがキリストの命令に背くことは、命令とそこに込められた意志の如何によっては有り得る——ゆえに彼らに罪は無い——、とニコラウスは説明しているのである。

ところで、この二つの意志の区別についても、道具論と同じく、ニコラウスの独創ではない。12世紀の修道院神学・スコラ学において既に論じられていた有名な意志論であり、サン・ヴィクトールのフーゴの『秘跡論』(*De Sacramentis Christianae fidei*)やロンバルドゥスの『命題集』といった著作にもその区別についての議論が認められる¹⁵。また、トマス・アキナスをはじめとする13世紀のスコラ学者にも、この二つの意志の区別は継承されている¹⁶。

したがって、神学部の教授を務めており、『命題集』の註解を行っていたニコラウスもまた、この種の意志論には精通しており、聖句註解においてはその要点のみを紹介していたのだと考えられる。

【3. 天使論・悪霊論】

『マタイによる福音書』第9章第32節には、「悪霊に取りつかれて口が利けなくなった男」が登場する。この箇所について、ニコラウスは、「悪霊に取りつかれて口が利けなくなる」という現象に着目し、詳細な註解を行っている¹⁷。すなわち、ニコラウスは、物体(身体)と霊の関係から考察を始め、霊的な存在者である天使と悪霊が或る意味で物体に干渉できることを論じ、悪霊が人間の舌を妨害することが可能であったことを証明している。

このような霊的実体論(天使論・悪魔論)に対するニコラウスの傾注は、現代の神学者には異様なものに映るかもしれないが、中世においては決して珍しいものではなかった。たとえば、大学における神学の教科書という地位を得ていたロンバルドゥスの『命題集』には、天使や悪魔に関する議論も数多く記されており、当時の大学神学部の教授のほとんどは、その著作を研究し、註解を行っていた。つまり、大学神学部の教授・学生であれば、当然の教養として、天使や悪魔についての詳細な知識を有していたのである。スコラ学者の代表格であるトマス・アキナスは、このような知的風土の中でもとりわけ天使論・悪魔論について詳述した神学者であり、『神学大全』には天使論・悪魔論に焦点を当てた議論だけでも24もの問題が存在する¹⁸。そしてこれらの議論

の中には、ニコラウスの議論と直接関連するものも含まれている。

このようなわけで、質料の形相づけはすべて、神によって直接的に行われるか、あるいは何らかの物体的能動者によって行われるのであって、天使によって直接的に行われるのではない¹⁹。

上記のトマスの言葉において注目すべきは、「形相づけ」(informatio)は天使によって直接的に行われるのではない、という箇所である。ニコラウスは聖句註解において「『悪霊に取りつかれて口の利けない人』と言われているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ってのことである」と述べているが、ここでわざわざ「形相的にではなく」(non formaliter)と付言しているのは、上記のような議論を前提にしているからだと考えられる。つまり、天使や悪魔のような霊的存在者は、或る意味で物体に干渉することができるが、物体の形相——或るものをそのものたらしめている要素。たとえば、人間においては、「言葉を話すための器官を備えている」という特性が形相の一つとして考えられる——にまでは干渉できない、という神学的な解釈をニコラウスは正統なものと見做し、先の聖句註解で紹介しているのである。その源泉がトマスであったか否かは定かではないが、用語の特殊性から考えても、職業的な背景から考えても、ニコラウスが上記のような議論を念頭に註解していたのは確かであろう。

以上のように、ニコラウスによる聖句註解は、彼自身が属していたスコラ学の伝統的解釈を継承している。むしろ、本解題では扱わなかった別の側面、すなわち、ラビの解釈からの影響や、真にニコラウスの独創とすべき解釈についても、『聖句註解』の膨大なテキストの中には数多く認められるであろう。しかし本解題で強調したかったのは、ヘブライ語やラビの聖書解釈に精通していたゆえに、当時の西欧世界からはどこか孤立した印象のあるニコラウスもまた、西欧中世の学問的伝統を継承していたという

点である。この点をふまえずして彼の聖句註解を読んだところで、彼の真に独創的な解釈を発見することは不可能である。言い換えれば、聖書釈義の歴史において、リラのニコラウスが真に貢献した部分を発見することはできないのである。

リラのニコラウスとスコラ学の関係は、リラのニコラウスという聖書釈義家を歴史的に正しく位置付けるために不可欠な視点である。あるいは、その正しい位置付けによって、より正確な聖書史を構築するために不可欠な視点である。それゆえ、今後のさらなる研究が望まれる。

註

- 1 拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』、『西南学院大学博物館研究紀要』第6号所収、西南学院大学博物館、83-103頁。
- 2 Deena Copeland Klepper, *The Insight of Unbelievers: Nicholas of Lyra and Christian Reading of Jewish Text in the Later Middle Ages*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 2007, p. 31.
- 3 『標準註解』とリラのニコラウスによる『聖句註解』を併記したラテン語聖書の一例として、ヴェネツィアで17世紀初頭に出版された『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』(*Biblorum sacrorum cum glossa ordinaria*)などが挙げられる。なお、本資料の校訂では、この『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』の第5巻を参照している。
- 4 本資料g節を参照。
- 5 イエス・キリストが「真の神にして真の人」(Deum verum et hominem verum)であるという教義は、451年のカルケドン公会議で定められた「カルケドン信条」に基づくキリスト論である。この教義は、正教会やカトリック教会によって正統教義と見做されている。
- 6 *De fide orthodoxa*, c. 3, 15. 当該箇所のギリシア語テキストは次の文献を参照した。トマス・アクィナス『神学大全』山田晶訳、創文社、1997年、135頁、註8。
- 7 稲垣良典『トマス・アクィナスの神学』創元社、2013年、170頁。
- 8 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, arg. 4; q. 7, a. 1, ad 3.
- 9 本解題におけるトマス・アクィナス『神学大全』のラテン語テキストはMarietti版を参照した。なお、日本語訳は創文社版を参照したが、一部私訳に変えている箇所もある。
- 10 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, arg. 4: Praeterea, instrumentum accidentaliter advenit. Sed natura humana in Christo fuit divinitatis instrumentum: dicit enim Damascenus, in III libro, quod caro Christi instrumentum divinitatis existit. Ergo videtur quod humana natura fuerit Filio Dei unita accidentaliter.
- 11 ヒュポスタシス(ὑπόστασις)はラテン語でpersona(ペルソナ)と訳される術語である。つまり、ここで論じられているのはキリストのペルソナについてであり、その焦点は、キリストのペルソナにおける神性と人性の関係性である。
- 12 ここで言われている「言葉」とは、いわゆるロゴス・キリストのことである(『ヨハネによる福音書』第1章を参照。)
- 13 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, ad. 4: Ad quantum dicendum quod non omne quod assumitur ut instrumentum, pertinet ad hypostasim assumptis, sicut patet de securi et gladio nihil tamen

prohibet illud quod assumitur ad unitatem hypostasis, se habere ut instrumentum, sicut corpus hominis vel membra eius. Nestorius igitur posuit quod natura humana est assumpta a Verbo solum per modum instrumenti, non autem ad unitatem hypostasis. Et ideo non concedebat quod homo ille vere esset Filius Dei, sed instrumentum eius. [...] Damascenus autem posuit naturam humanam in Christo esse sicut instrumentum ad unitatem hypostasis pertinens.

- 14 本資料m節を参照。
- 15 Hugo of St. Victor, *De Sacramentis christianae fidei*, I, p. 4; Peter Lombard, *Sententiae*, I, dist. 45.
- 16 *Super Sententiarum.*, lib. 1, d. 45, q. 1, pr.; *Summa Theologiae*, I, q. 19, a. 11, cor., etc.
- 17 本資料p[2]節を参照。
- 18 *Summa Theologiae*, I, q. 50–64, q. 106–114.
- 19 *Summa Theologiae*, I, q. 110, a. 2, cor.: Sic igitur omnis informatio materiae vel est a Deo immediate, vel ab aliquo agente corporali; non autem immediate ab angelo.

下園 知弥(しもどの ともや) 西南学院大学博物館学芸員

【資料データ】

リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra.

ヴェネツィア(イタリア)／1481年／紙、活版、手彩色

縦31.0×横21.0cm

【凡例】

1. 本資料紹介は、解題・校訂テキスト・翻訳・註の四つによって構成されている。
2. 校訂テキストは、略字を完全な単語で表記しているほかは、原則として資料の表記をそのまま用いている。ただし、以下の4点は例外とした。
 - (1) 原文のローマ数字は、校訂テキストではアラビア数字で表記している。
 - (2) 原文に明らかな誤りがある場合には、修正した単語を表記した上で、原文の表記を註に記している。
 - (3) 原文ではeと表記されている二重母音aeの箇所は、表記をaeに修正している。
e.g. iudei → iudaei
 - (4) 原文では各節が改行されずに記されているが、校訂テキストでは節毎に改行し、段落を分けている。また、節記号が重複している箇所は[1]と[2]で分けている。
3. 校訂テキストを作成するに当たり、資料原文のほか、『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』第5巻(*Biblorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)におけるリラのニコラウスによる聖句註解の箇所を参照した。
4. 翻訳するに当たり、聖句の箇所は新共同訳聖書をそのまま用いた。ただし、聖句註解の内容と新共同訳聖書の訳語との間に齟齬が認められる場合のみ、訳者の判断で齟齬のない訳語に変更している。聖句註解の箇所はすべて私訳である。

Matthaei

iesus: s; anq̄ iesus veniret ad domū patris ei filia mor-
tua est pp qd nūq̄ supuenerūt de domo q̄ dixerūt noli
vetare magis qz defuncta ē filia tua credentes qz xps nō
posset suscitare eā a mortuis: s; posset eaz sanare: Dat
ih̄c igitur ista omittit: vt breuius scribat 7 accipit p̄is
vbu ab illo tēpoi
q̄ recepit nūciū:

qz asseruat per
chistū dicente si
bi cōfide. vt dicit
mar. cōdidit ip̄az
suscitando p ip̄z.
p̄ Et surgens ie-
sus 7c. j. p̄gē. f. ad
domū eius. ppter
fidei sue meritū.
q̄ Et ecce muli-
er. Dic iterponit
miraculū de sana-
tōe mulieris em-
roisse: qd fec xps
in via. cūdi ad su-
scitationē puelle.
qd fec xps dupli-
ci de cā. p̄ fuit vt
oñderet nobis qd
nō solū i imio: sed
in via debem ho-
nis operib occu-
pari. 2 fuit vt per
miraculū factū i
via archisynago-
gus hoc vidēs cer-
tificaret de suscitātōe filie sue in imio. dīc igit euange-
lista: q̄ Ecce mulier q̄ san. flu. pari. duodecim annis.
Hoc cepimū: vt oñdat infirmitatis plicatē 7 curatōis
difficultatē. r̄ Accessit retro. xps cū erat i turba ma-
gna: vt dicit mar. 7 lucas: 7 iō nō poterat de facili hēre
accessū ad euz: s; Et tetigit fimbriā. xps cū portabat
vestimētū suū ad modū iudeoz. Ad cuius euidētiā
sciendū qd pplus iudaic⁹ de q̄ xps erat nasciturus f; car-
nē debebat pollere qdam scitate speciali p̄ alijs pplis 7
ab eis distingui: 7 iō data ē eis circūcisio vt qdā signū
distinctiuū in carne. Similr data est eis lex: vt hērent
quēdā specialē modū viuendi. Similr pceptū fuit eis i
habitu distingui: vt p̄ Nūci. xv. Loquē filijs isrl vt fa-
ciant sibi fimbrias p̄ quoz angulos pallio: um ponētes
i eis vitas hiacynthinas. Vnde ei hiacynthine q̄ erāt ce-
lestis coloris designabāt qd debebāt habere puerlatōez
eminētē p̄ ceteris f; qd paul⁹ dīc ad Phil. iij. Nra autē
conuersatio in celis ē. vnde sequitur ibidem Nūci. xv.
Ut recordent mandatorū dei: 7 sint sci oñi deo suo: ta-
lē ḡ vestez portabat xps: sicut 7 alia legalia obseruauit
vsqz ad passionē: 7 ideo mulier tetigit fimbriā: qz illud
qd est in angulo pallij qd est a parte posteriori facilius
pōt attingi. r̄ Dicebat enī intra se. firmū. f. credēdo.
v̄ Si tetigero vestimentū. nō qz vestimēta habēat
aliquā virtutē sanandī: sed qz p hoc declarat v̄tus illoz
q̄rū sūt vestimēta. r̄ Et iesus puerfus 7 vidēs cam.
approbās ipsius fidē. ȳ Dixit cōfide filia 7c. 7 parat
littera. 31 Et cū vēisset. hic reuertit ad narradiū mi-
raculū pmo. ppositū de suscitātione puelle. d. Et cū ve-
iesus i do. prin. 7 vidisset tibicēs. Diuerse melodie exci-
tant diuersas passioēs in hoīe: aliq̄ enī excitant audaciā
sicut p̄ in bellicis tubis: et aliq̄ue deuotionē: vt p̄ i cā-
ticis ecclesiasticis: 7 aliq̄ue leticiā: sic p̄ in diuersis instru-

mentis musicis: 7 alie excitant fletū 7 lamentationē: 7 talib⁹
vtebant antiquis i sepulchris magnaz psonaz: vt puoca-
ret multitudo ad fletū: 7 tales dicunt hic tibicēs: carmē. f.
lugubre cantantes. aq̄ Et turbaz tumultuantē. i. lachry-
mantē 7 ciulantes: 7 illud vocat tumult⁹ qz causat sonū cō-

fusu. sequit: b̄ Nō
est mortua puella. qz
s; esset mortua f; viā
nature: tñ n̄ erat mor-
tua illi qui potat eaz
suscitare: c̄ Sed
dormit. qd dīc: quia
poterat eā ita facilius
suscitare: sicut hō pōt
aliūz hominē a sono
excitare. d̄ Et de-
ridebāt euz credentes
qz loqueret̄ ex igno-
rantia: qz sciebāt eaz
mortuā: ē Et euz
ciccta est turba. et q̄
ei erāt increduli non
erant digni vidē mi-
raculū: qz scriptū est
v̄. ca. Nōlite factūz
dare canib⁹. f̄ In-
trauit. euz petro 7 iō-
hanne 7 patre 7 mīse
puelle: vt exp̄ssius dī
marci. v. ad b̄ vt isti
essent testes miraculū.
ḡ Et tenuit manūz
eius. p tactum enī cu-

rabat vt oñderet q̄ illa humanitas ē instrumētū dinitatis
miraculū faciendū vt dictū est supra. h̄ Et surrexit puella.
ad vitā pfecte fstituta. ī Et trāseūte illo. Dic pōt 2. mī-
raculū pncipale in illuminatōe cecoz. k̄ Secuti sūt eum
duo ceci 7c. vocabāt autē eū filiū dō: vulgata. n. fama erat
apō iudeos qz xps nasciturus erat de semie dō f; carnē: 7 iō
qz credebāt firmū ip̄z esse xps. pmissūz ip̄i dō. iō vocat euz
sic filiū dō. sedf. l̄ Credidit qz p̄posu facē vobis. nō q̄rē
h̄ q̄si igno: as eoz fidē: qz oia sciebat p certitudinē: s; vt cō-
fessio extior: addat fidei intior: 7 sic sint digniores illuminari
qz f; qz scribit ad Ro. x. Corde eiz credidit ad iusticiā: ore at
sūt p̄fessio ad salutē. sedf. m̄ Et p̄mi. est illis iesus dī. vi-
ne qd sciat. illi autē ex. diffia. i. publice nūciauerūt: s; q̄ritur
quō fecerūt 2iūz ei⁹ qd dixerat eis: qz aut xps voluit fieri
illud qd dixit eis aut nō: si noluit sequit qz fecerit p̄ceptūz
eius 7 sic peccauerūt qd nō vī: qz nō fuisset digni sanātōe. si
aut voluit sequit qz xps mendax v̄ duplex in v̄bis fuit: qd
ē ip̄osibile: Sciendū qz in xpo ponit duplex voluntas sic et
nā vna oīna 7 ē duplex. vna signi 7 altera bñplacitī: volun-
tas bñplacitī est q̄ vult aliqd simplr 7 absolute: 7 sic xps vo-
luit miraculū publicari: qz p̄ voluntatē bñplacitī n̄hl fit: s; bñ
fit oīa voluntatē signi. Alia fuit in xpo voluntas huma-
na: 7 sic xps qdammodo voluit 7 qdammodo noluit miraculū
publicari: qz voluit publicari ad oī glām: noluit autē hoc
vt oñderet humanā laudē esse fugiendā. Sic ē sūt aliq̄ q̄ si
p̄ti voluntaria: 7 p̄ti iuoluntaria: vt dī. iij. ethi. sic ille qd p̄icit
merces i mari vult 7 n̄ vult. p̄icere diuersis respectibus: qz
non vult absolute: vult tñ in casu tali possē. n̄ Egressis
aut illis. hic p̄ter ponitur tertiu miraculū pncipale de de-
monis eiectione. Egressis aut illis. i. cecis iaz illuminatis.
ō Obrulerūt ei hoīes. f. illius ire. p̄ Doīm mutū de
monū hūrez. Dī aut demoniū mutū nō formalit sed ef-
fectiue tñ. Ad cui⁹ intellectū p̄sideradiū qz nā cōpaf obedi-

[Euangelium Matthaei, Capitulum 9]

Et surgens iesus sequebatur eum:] et discipuli eius. Et ecce mulier quae sanguinis fluxum patiebatur duodecim annis, accessit retro: et tetigit fimbriam vestimenti eius: Dicebat enim intra se: Si tetigero tantum vestimentum eius salua ero. At iesus conuersus et videns eam dixit: Confide filia. Fides tua te saluam fecit: Et salua facta est mulier ex illa hora: Et cum venisset iesus in domum principis: et vidisset tibicines et turbam tumultuantem, dicebat: Recedite: non est enim mortua puella: sed dormit: Et deridebant eum. Et cum eiecta esset turba intrauit et tenuit manum eius: et dixit. Puella surge. Et surrexit puella: et exijt fama haec in vniuersam terram: Et transeunte inde iesu: secuti sunt eum duo caeci clamantes et dicentes: Miserere nostri fili dauid.] Cum autem venisset domum: accesserunt ad eum caeci: et dicit eis iesus: Creditis quia hoc possum facere vobis: Dicunt ei: Utique domine. Tunc tetigit oculos eorum dicens. Secundum fidem vestram, fiat vobis. Et aperti sunt oculi eorum. Et comminatus est illis iesus dicens. Uidete ne quis sciat. Illi autem exeuntes diffamauerunt eum in tota terra illa. Egressis autem illis: ecce obtulerunt ei hominem mutum daemonium [habentem.]

¶ p[1]. Et surgens iesus etc.]

pergens scilicet ad domum eius propter fidei suae meritum.

¶ q[1]. Et ecce mulier.

hic interponitur miraculum de sanatione mulieris haemorrhoeae¹: quod fecit christus in via eundi² ad suscitationem puellae. quod fecit christus duplici de causa. prima fuit vt ostenderet nobis quod non solum in termino: sed in via debemus bonis operibus occupari. secunda fuit vt per miraculum factum in via archisynagogus hoc videns certificaretur de suscitatione filiae suae in termino. dicit igitur euangelista:

¶ q[2]. Ecce mulier quae sanguinis fluxum patiebatur duodecim annis.

Hoc exprimitur: vt ostendat infirmitatis prolixitatem et curationis difficultatem.

¶ r. Accessit retro.

christus enim erat in turba magna: vt dicunt marcus et licas: et ideo non poterat de facili habere accessum ad eum:

1 聖句注解の原文はemorrhoeaと表記されている。

2 ヴェネツィア版はeundoとなっている。

【『マタイによる福音書』第9章[第19-32節]】

そこで、イエスは立ち上がり、彼について行かれた。弟子たちも一緒だった。すると、そこへ十二年間も患って出血が続いている女が近寄って来て、後ろからイエスの服の房に触れた。「この方の服に触れさえすれば治してもらえる」と思ったからである。イエスは振り向いて、彼女を見ながら言われた。「娘よ、元気になりなさい。あなたの信仰があなたを救った。」そのとき、彼女は治った。イエスは指導者の家に行き、笛を吹く者たちや騒いでいる群衆を御覧になって、言われた。「あちらへ行きなさい。少女は死んだのではない。眠っているのだ。」人々はイエスをあざ笑った。群衆を外に出すと、イエスは家の中に入り、少女の手をお取りになった。すると、少女は起き上がった。このうわさはその地方一帯に広まった。イエスがそこからお出かけになると、二人の盲人が叫んで、「ダビデの子よ、わたしたちを憐れんでください」と言いながらついて来た。イエスが家に入ると、盲人たちがそばに寄って来たので、「わたしにできると信じるのか」と言われた。二人は、「はい、主よ」と言った。そこで、イエスが二人の目に触り、「あなたがたの信じているとおりになるように」と言われると、二人は目が見えるようになった。イエスは、「このことは、だれにも知らせてはいけない」と彼らに厳しくお命じになった。しかし、二人は外へ出ると、その地方一帯にイエスのことを言い広めた。二人が出て行くと、悪霊に取りつかれて口の利けない人が、イエスのところに連れられて来た。

p[1]節　そこで、イエスは立ち上がり、……

つまり、ご自身の信仰の優れたゆえに、主はその者の家の方へと向かっていったのである。

q[1]節　すると、女が

ここで出血している女を癒す奇跡が挿入される。すなわち、途上のキリストが少女の回復のために奇跡を起こされたのであるが、キリストがそのようになされたのは二通りの理由からであった。第一には、我々に、目的地だけでなく途上においても為すべき善行に専心せねばならないということを示すためであった。第二には、途上で行った奇跡を通じて、これを見ていた指導者が目的地(指導者の家)で自身の娘が回復するであろうことを確信するためであった。したがって、福音書記者は次のように述べている。

q[2]節　すると、そこへ十二年間も患って出血が続いている女が近寄って来て

これは、不信仰の期間の長さと治癒の困難さを示す叙述である。

r節　後ろから

というのは、マルコやルカが語っているように³、キリストは群衆の中におられたからである。そのため、その女はキリストのもとへ容易に近づくことが適わなかったのである。

3 『マルコによる福音書』第5章第24節、『ルカによる福音書』第8章第42節。

¶ s. Et tetigit fimbriam.

christus enim portabat vestimentum suum ad modum iudaerum. Ad cuius evidentiam sciendum quod populus iudaicus de quo christus erat nasciturus secundum carnem debebat pollere⁴ quadam sanctitate speciali prae aliis populis et ab eis distingui: et ideo data est eis circumcisio vt quoddam signum distinctiuum in carne. Similiter data est eis lex: vt haberent quendam specialem modum viuendi. Similiter praeceptum fuit eis in habitu distingui: vt patet Numeri. 15. Loquere filiis israel vt faciant sibi fimbrias per quatuor angulos palliorum ponentes in eis vittas hyacinthinas. Vittae enim hyacinthinae quae erant caelestis coloris designabant quod debebant habere conuersationem eminentem prae ceteris secundum quod paulus dicit ad Phil. 3.⁵ Nostra autem conuersatio in caelis est vnde sequitur ibidem Numeri. 15. Ut recordent mandatorum dei: et sint sancti domino deo suo: talem ergo vestimentem portabat christus: sicut et alia legalia obseruauit vsque ad passionem: et ideo mulier tetigit fimbriam: quia illud quod est in angulo pallii quod est a parte posteriori facilius potest attingi.

¶ t. Dicebat enim intra se.

credendo.

¶ v. Si tetigero.

non quia vestimenta habeant aliquam virtutem sanandi: sed quia per hoc declatur virtus illorum quorum sunt vestimenta.

¶ x. At⁶ iesus conuersus et videns eam.

approbans ipsius fidem.

¶ y. Dixit confide filia etc.

et patet littera.

¶ z. Et cum venisset.

Hic reuertitur ad narrandum miraculum primo propositum de suscitatione puellae dicens⁷. Et cum venisset iesus in domum principis et vidisset tibicines. Diuerse melodiae excitant diuersas passiones in homine: aliquae enim excitant audaciam sicut patet in bellicis turbis: et aliquae deuotionem: vt patet in canticis ecclesiasticis: et aliquae laeticiam⁸: sicut patet in diuersis instrumentis musicis: et aliae excitant fletum⁹ et lamentationem: et talibus utebantur antiquitus in sepulturis magnarum personarum: vt prouocaretur multitudo ad fletum: et tales dicuntur hic tibicines: carmen scilicet lugubre cantantes.

4 ヴェネツィア版はpoliereとなっている。

5 ヴェネツィア版は4 (第4章) となっているが、これは誤り。

6 聖句註解の原文はEtとなっているが、対応する聖書本文はAtとなっている。

7 聖句註解の原文はd、ヴェネツィア版はdiceus(dicaeus)となっているが、文脈からdicensと解釈した。

8 ヴェネツィア版はlaetitiāとなっている。

9 聖句註解の原文はfletu[m]となっている。

s節 イエスの服の房に触れた。

というのは、キリストはユダヤ式にご自身の衣を纏っておられたからである。そのことを明らかにするためには、次のことを知っておく必要がある。すなわち、キリストの肉体がそこからお生まれになったところのユダヤ教徒は、他の諸民族に対して、何らかの特別な聖性を帯びたもので權威を持ち、それらの諸民族と区別されなければならなかった。そのため、ユダヤ教徒たちには、肉における特定のしるしとして割礼が与えられたのである。同様に、ある種の特別な生活様式を持つために律法が与えられたのであり、また同様に、彼らは生活習慣の規則が区別されていたのである。すなわち、『民数記』第15章〔第38節〕において、「イスラエルの人々に告げてこう言いなさい。衣服の四隅に房を縫い付け、その房にアイリス色のひもを付けさせなさい。」と記されているのである。実際、天上の色であるところのアイリス色の房は、その他の諸民族に対して、傑出した本国を持っていなければならなかったことを表している。そのことに即して、パウロは『フィリピ信徒への手紙』第3章〔第20節〕で「しかし、わたしたちの本国は天にあります。」と言っている。それゆえ、先の『民数記』第15章〔第18節〕の規則が生じるわけである。つまり、アイリス色の房とは、神の戒めを思い起こさせるものであり、主なる神に対する聖なるものなのである。ゆえに、キリストはこのような衣を纏っておられたのである。それはちょうど、ご受難の時までキリストが別の諸々の法を遵守されていたのと同様である¹⁰。そのため、女は房に触れたのであった。なぜならば、その房は外套の隅に付いていて、後ろの方から容易に触れられる場所にあったからである。

t節 ……と思ったからである。

信ずることによって。

v節 触れれば

衣が何か癒す力を持っているからではなく、この行為を通して衣を纏っておられる方の力が明らかにされるゆえに、女はこのように思ったのである。

x節 イエスは振り向いて、彼女を見ながら

彼女の信仰を是認して。

y節 言われた。「娘よ、元気になりなさい。……」

字義的に明らかである。

z節 [イエスは指導者の家に]行き、

ここで最初に示されていた少女の治癒についての奇跡物語へと話は立ち戻る。「イエスは指導者の家に行き、笛を吹く者たちを御覧になった」と言われているが、さまざまな旋律はさまざまな情念を人に呼び起こす。実際、戦の騒乱において明らかなように、或る旋律は勇敢さを呼び起こす。また、教会の歌(讃美歌)において明らかなように、或る旋律は敬虔さを呼び起こす。また、さまざまな楽器において明らかなように、或る旋律は楽しみを呼び起こす。また、或る旋律は悲嘆や悲哀を呼び起こし、古来、この種の旋律は偉大な人物たちの埋葬において用いられていた。それは、大衆に悲哀を喚起させるためであった。また、この聖句では、この種の音楽を奏でる者たちが「笛吹き」と言われているが、それはすなわち、哀悼の歌を詠う者たちのことである。

10 ここで言われている「別の諸々の法」(alia legalia)については、二通りの解釈が可能である。一つは、ユダヤ教の律法の諸事項という解釈であり、いま一つは、ユダヤ教の律法のみならずローマ帝国の法における諸事項も含むという解釈である。後者の解釈の根拠となるのは「カエサルのはカエサルに」という聖句(『マタイによる福音書』第22章第21節ほか)である。

¶ a. Et turbam tumultuantem.

idest lachrymantem et eiulantem: et illud vocat tumultus quia causat sonum confusum. sequitur:

¶ b. Non est mortua puella.

quia licet esset mortua secundum vitam naturae: tamen non erat mortua illi qui poterat eam suscitare:

¶ c. Sed dormit.

quod dicit: quia poterat eam ita faciliter¹¹ suscitare: sicut homo potest alium hominem a somno excitare.

¶ d. Et deridebant eum

credentes quod loqueretur¹² ex ignorantia: quia sciebant eam mortuam:

¶ e. Et cum eiecta esset turba.

ex quo enim erant increduli non erant digni videre miraculum: quia scriptum est supra 7 ca. Nolite sanctum dare canibus.

¶ f. Intrauit.

cum petro et iohanne et patre et matre puellae: vt expressius dicitur marci. 5. ad hoc vt isti essent testes miraculi.

¶ g. Et tenuit manus eius.

per tactum enim curabat vt ostenderet quod illa humanitas erat instrumentum diuitatis miracula facientis vt dictum est supra.

¶ h. Et surrexit puella.

ad vitam perfecte restituta.

¶ i. Et transeunte illo¹³.

Hic ponit secundum miraculum principale in illuminatione caecorum.

¶ k. Secuti sunt eum duo caeci etc.]

vocabant autem eum filium dauid: vulgata enim fama erat apud iudaeos quod christus nasciturus erat de semine dauid secundum carnem: et ideo quia credebant firmiter ipsum esse christum promissum ipsi dauid ideo vocant eum sic filium dauid. sequitur:

11 聖句註解の原文はfacilit[er]となっている。

12 聖句註解の原文はloqueretur[ur]となっている。

13 聖書本文はindeとなっている。

a節 騒いでいる群衆

つまり、哀しみ泣き叫んでいる者たちのことである。そのような様を騒乱と呼ぶのは、それが入り乱れる音声によって引き起こされているからである。続いて、

b節 少女は死んだのではない。

なぜならば、自然の生に即しては死んでいたにせよ、それでもやはり、少女を立ち上がらせることができる方にとっては、彼女は死んでいなかったからである。

c節 眠っているのだ。

このように主が言われたのは、人が別の眠っている人を起こすのと同じくらい容易に、少女を立ち上がらせることが可能であったからである。

d節 人々はイエスをあざ笑った。

主が無知によってそのように語っていると思い込んで、人々はあざ笑ったのである。なぜならば、少女が死んでいると彼らは知っていたからである。

e節 群衆を外に出すと、

というのは、奇跡を見るに値しない不信心者たちがいて、『マタイによる福音書』第7章〔第6節〕に記されているように「神聖なものを犬に与えてはならない」からである。

f節 イエスは家の中に入り、

『マルコによる福音書』第5章〔第37節、第40節〕に記されているように、ペテロ、ヨハネ、そして少女の父母と共に入られた¹⁴。それは、彼らが奇跡の証人となるためであった。

g節 少女の手をお取りになった。

接触を通じて癒しを行ったのは、キリストの人性は奇跡を行う神性の道具であるということを示すためであった。そのことは既述の如くである¹⁵。

h節 すると、少女は起き上がった。

完全にいのちを蘇らせたので。

i節 イエスがそこからお出かけになると、

ここで、盲人たちの照明に関する第二の主要な奇跡が記される。

k節 二人の盲人が叫んで、……

盲人たちは主をダビデの子と呼んだ。というのは、肉に即してはダビデの血統よりキリストがお生まれになるとユダヤ教徒たちの間で広く言い伝えられていたからである。そのため、彼らはイエスのことをダビデその人によって約束されたキリストであると強く信じたのであり、それゆえダビデの子というように主のことを呼んだのであった¹⁶。続いて、

14 『マルコによる福音書』の同箇所記述に従えば、イエスと共に家に入ってしまったのは、ペテロ、ヤコブ、ヨハネ、少女の父母の5人である。したがって、リラのニコラウスの聖句註解ではヤコブが除外ないし省略されている。『マルコによる福音書』の聖句註解にはこの人選についての言及が無いため、ヤコブの除外ないし省略が意図的であったかどうかは定かではない。

15 『マタイによる福音書』第8章第3節の聖句註解のことだと思われる。同箇所は、皮膚病の人々をイエスが触れることで治癒するという奇跡の箇所である。リラのニコラウスは同箇所の註解において、キリストが触れた理由について「キリストの人性は、言わば、その方の神性の器官ないし道具だからである」(quia humanitas christi erat quasi organum siu instrumentum diuinitatis)と述べている。この種のキリスト的道具論の歴史については解題を参照。

16 ダビデの子孫からキリストが現れるという伝承は、『サムエル記下』第7章における「ナタンの預言」等に由来する。

¶ 1. Creditis quia hoc possum facere vobis.

non quaerit hoc quasi ignorans eorum fidem: quia omnia sciebat per certitudinem: sed vt confessio exterior addatur fidei interiori: et sic sint digniores illuminari quia secundum quod scribitur ad Ro. 10. Corde enim creditur ad iustitiam: ore autem fit confessio ad salutem. sequitur.

¶ m. comminatus est illis iesus dicens videte ne quis sciat illi autem exeuntes diffamaverunt illa.¹⁷

publice nunciauerunt: sed quaeritur quod fecerunt contrarium eius quod dixerat eis: quia aut christus voluit fieri illud quod dixit eis aut non: si noluit sequitur quod fecerint contra praeceptum eius et sic peccauerunt quod non videtur: quia non fuissent digni sanatione si autem voluit sequitur quod christus mendax vel duplex in verbis fuit: quod est impossibile: Sciendum quod in christo ponitur duplex voluntas sicut et natura vna divina et est duplex. vna signi et altera beneplaciti: voluntas beneplaciti est qua vult aliquid simpliciter et absolute: et sic christus voluit miraculum publicari: quia contra voluntatem beneplaciti nihil fit: sed bene fit contra voluntatem signi. Alia fuit in christo voluntas humana: et sic christus quodammodo voluit et quodammodo noluit miraculum publicari: quia voluit publicari ad dei gloriam: noluit autem hoc vt ostenderet humanam laudem esse fugiendam. Sicut etiam sunt aliquae quae sunt partim voluntaria: et partim involuntaria: vt dicitur 3 ethi. sicut ille qui projicit merces in mari vult et non vult projicere diuersis respectibus: quia non vult absoute: vult tamen in casu tali positus.

¶ n. Egressis autem illis.

Hic consequenter ponitur tertium miraculum principale de daemonis iectione. Egressis autem illis in caecis iam illuminatis

¶ o. Obtulerunt ei.

homines scilicet illius terrae.

17 diffamaverunt illa. の箇所は、聖書本文はdiffamaverunt eum in tota terra illa. となっている。

l節 「わたしにできると信じるのか」

主は盲人たちの信仰を知らずこのようにお尋ねになったわけではない。なぜならば、主は確実にすべてを知っておられるからである。そうではなく、外的な告白は内的な信仰を増し加えるからお尋ねになったのであった。かくして、盲人たちは照明されるにより相応しい者となった。なぜならば、『ローマ信徒への手紙』第10章〔第10節〕に「実に、人は心で信じて義とされ、口で公に言い表して救われるのです」と記されているからである。続いて、

m節 しかし、二人は外へ出ると、その地方一帯にイエスのことを言い広めた。

彼らは公に告知してしまった。しかし彼らは、主が彼らに言われたことに逆らって行動する必要があったのである。ご自身が言われたことを彼らが為すようにキリストが望んでいたにせよ、望んでいなかったにせよ。ご自身の命令に背くことをキリストが望んでおられなかったとしても、それで彼らが罪を犯したことになるとは考えられない。彼らが主に逆らうということをキリストが望まれていたとすれば、彼らは治癒に値しなかったということになるので、キリストは嘘つきであったとか、二枚舌であったということが帰結する。これはあり得ないことである。知っておくべきは、キリストにおいては二つの意志が存するということである。その二つとは言わば、自然本性的な意志と神的な意志の二つである。一方〔自然本性的な意志〕はしるしの意志であり、もう一方〔神的な意志〕は適意の意志である¹⁸。適意の意志とは、それによって何かを単純かつ端的に望む意志のことである。そしてこの意志によって、キリストは奇跡が公に報知されることを望んでおられた。なぜならば、しるしの意志に反して善き行為が生じることはあっても、適意の意志に反して善き行為が生じることは決してないからである。キリストにおけるもう一方の意志は、人間的な意志である。そしてこの意志によって、キリストはいくらか奇跡が公に報知されることを望んでおられ、いくらか望んでおられなかった。なぜならば、神の栄光のためには公に報知されることを望んでおられたが、人間的な喜び¹⁹を避けるべきであるということを示すためには公に報知されることを望んでおられなかったからである。今言ったことは、部分的には本意であるが部分的には不本意であるところの事柄と同様である。それはちょうど、『ニコマコス倫理学』第3巻で言われている「積荷を海へ投棄することを望みつつ、さまざまな観点から望んでもいない者」²⁰のごとくである。なぜならば、その者は、端的には望んでいないけれども、置かれている状況においては望んでいるからである。

n節 二人が出て行くと、

ここで第三の主要な奇跡が記される。それは悪霊の追放についての奇跡である。なお、二人の盲人が出ていったのは、既に目が見えるようになっていたからである。

o節 イエスのところに連れられて来た。

連れてきた人々とはすなわち、かの地の人々である。

18 「しるしの意志」(voluntas signi)と「適意の意志」(voluntas beneplaciti)については解題を参照。

19 文脈から考えて、視覚的な快楽のことだと思われる。

20 『ニコマコス倫理学』第3巻第1節に類似する記述があるが、完全に対応しているわけではない。なお、トマス・アクィナスの『ニコマコス倫理学註解』においても同じたとえへの言及があり、アリストテレス的な意志論に罪論を関連させている点はリラのニコラウスと同様である。Cf. *Sententia libri Ethicorum*, III, lec. 13.

¶ p[2]. hominem mutum daemonium habentem.

Dicitur autem daemonium mutum non formaliter sed effectiue tantum. Ad cuius intellectum confiderandum quod natura corporalis obedit [spirituali ad motum localem: voces autem significatiuae formatur per motum linguae et labiorum et aliorum instrumentorum naturalium: et ideo quia daemon pro voluntate sua potest ista localiter mouere: potest per linguam hominis diuersa verba formare: et sic arrepticii aliquando loquuntur ideoma²¹ eis ignotum: sicut²² purus laicus latinum: et hoc est manifestum signum quod sic loquens sit daemoniacus: quia talis locutio non potest procedere nisi ab aliquo intellectu: et ideo cum non procedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis²³ sequitur quod procedat ab intellectu angeli vel daemonis linguam sic mouentis: et sicut daemon potest mouere linguam ad loquendum ideoma incognitum: ita potest impedire linguam ne moueatur ad loquendum ideoma cognitum: et sic reddit hominem mutum: talis autem erat iste oblatus christo propter quod sequitur:]²⁴

21 ヴェネツィア版は、ideomaの箇所はすべてidiomaとなっている。

22 ヴェネツィア版はsicutが記されていない。

23 ヴェネツィア版はignorantesとなっている。

24 []の箇所は、今回紹介している頁の裏面に記載されているテキストである。なお、以降のテキストについては、次回の資料紹介で扱う。

p[2]節 悪霊に取りつかれて口の利けない人が

「悪霊に取りつかれて口の利けない人」と言われているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ってのことである。そのことを理解するために確認しておくべきは次のことである。すなわち、身体的な自然本性は、場所的運動に関しては、霊的な自然本性に従属する。ところで、意味伝達の機能を持っている「声」は、舌、唇、その他の自然本性的な道具²⁵の運動を通じて形成される。そのため、悪霊は自身の意志に応じてそれらを場所的に動かせるゆえに、人間の舌を通じてさまざまな言葉を形成することができるのである。また、悪霊に取りつかれた者たちは、時として、素朴な平信徒がラテン語を語るように、彼らには理解できない特殊な言葉を語ることがあるが、それも同様の原因に依る。そしてこのことは、かくのごとく語る者が「悪霊の人」とされていることからして明らかである。なぜならば、このような語りは、何らかの知解なしに発することはできないからである。そのため、そのような特殊な言葉を知らない人間の知性からそのような特殊な言葉が発せられることはないので、そのように〔人間の舌を〕動かすことができる天使か悪霊の知性によってそのような特殊な言葉が発せられている、ということが帰結する。そして悪霊は、その人の知らない特殊な言葉を語らせるために舌を動かせるのと同様に、舌を妨害してその人の知っている言葉を語らせなくすることもできるのである。かくして、この聖句で語られている人は口が利けなくなっていたのである。さて、このような人がキリストのところに連れられて来たのは、以下に語ることのためであった。

25 ここで言われる「自然本性的な道具」(*instrumentum naturale*)とは、声を発する生物が声を発するために生まれ持って備えている器官全般のことを指す。具体的には、舌や唇のほか、声門や肺などが挙げられるだろう。

西南学院大学博物館所蔵 《聖母への奉納画》

西山 萌

【資料データ】

《聖母への奉納画》

Ex-voto to Virgin

メキシコ／20-21世紀／金属製、着色／23.0×28.0cm



ESTABA UNA
CALACA ENAMOR
ADA DE MI
HIJA LUISA
PERO CON LA
AIIUDA DE LA VIRGEN Y UNA
ESCOBA NO VOLVIO A MOLESTAR
GRACIAS

Estaba una Calaca enamorada de mi hija Luisa
pero con la aiiuda(ayuda) de la virgen y una
escoba no volvio a molestar gracias

カラカが私の娘ルイサに恋していました。しか
し、聖母とほうきの助けによって、もう悩まさ
れません。感謝します。

解題

メキシコは人口の大多数がカトリックで、敬虔な信者が多い国として知られる。地方の小さな集落にも教会堂があり、その内部では、イエス・キリスト、聖母マリア、諸聖人の像がたたずんでいる。聖像の周囲には信者によって奉納された品々が飾られている。メキシコでは、感謝のしるしとして教会に奉納するという風習がある。そのなかのひとつにブリキの板に描かれた絵がある。現地ではこれを奉納画と呼び、そこにはイエス・キリスト、聖母マリア、諸聖人とともに彼らの執り成しによって叶えられた出来事、そして感謝の言葉が書きこまれる。キリスト教に関連した資料を収集する西南学院大学博物館では、メキシコの奉納画を所蔵している¹。本稿で紹介する《聖母への奉納画》もそのうちのひとつである。

本稿では、資料の紹介をするにあたって、まずは奉納画の起源とメキシコにおける奉納画の歴史的背景について概観していく。

【奉納画の起源】

病気や事故をはじめとする何らかの危機的状況に遭遇した際、人々は聖人や聖母に対して祈った。そして、彼らの執り成しによって願いが成就したならば、治癒した身体の部分をかたどった金属の打ち抜きや蠟細工、木の板などに祈願内容を図像化したものなどを、誓願した聖人や聖母に由来する教会に奉納した²。この習慣はヨーロッパや中南米などカトリック世界で広く見られる。

神にものを奉納する習慣は、新石器時代に遡り、エジプトやメソポタミアでも人物像の奉納があった。身体の一部を奉納することは、古代ギリシャに始まる。エーゲ海のマルタ島からは粘土や石灰でつくられた目、耳、手足など身体の一部を表した奉納品が出土している。さらに、紀元前5世紀に確立した医神アスクレピオス崇拜においても、身体の一部を模した金属製の奉納物が捧げられていた³。これらの奉納物は現在でも、粘土や金属だけではなく蠟

細工という形態で、カトリック世界の各地に同様の伝統をみることができる。

奉納品のもうひとつの形態として、祈願内容を図像化したものがある。正確な起源は不明だが、この形態はキリスト教がヨーロッパに浸透して以降のものと考えられ、17世紀中頃にはすでに感謝のしるしとして習慣化していた⁴。奉納画は日本の絵馬と似ているが、事前に願を掛ける絵馬と異なり、奇蹟的な力によって救ってくれた神や聖母や聖人への感謝の証である。すなわち、絵馬が今後のことを祈願して奉納するのに対し、奉納画は過去に起こったことに感謝して奉納するものである。

これらの奉納品は教会の内外に貴賤を問わず奉納された。奉納の習慣は中南米でも大いに隆盛した。メキシコには、スペインによってキリスト教とともに伝えられたのである。

【メキシコへのキリスト教伝来】

15世紀末の大航海時代、ポルトガルとスペインはほかに先駆けて世界の海に乗り出し、1492年コロンブスが新大陸に到達したのを機に、アメリカ大陸へ進出した。現在のメキシコに相当する地域にスペイン人エルナン・コルテスが軍を率いて上陸したのは、1519年のことである。当時、その地域の覇権を握っていたのはアステカ帝国であった。コルテス軍はアステカ帝国の首都テノチティトランを目指し進軍した。1521年8月13日、コルテス軍は激しい攻防戦の末にアステカ帝国を滅ぼした。こうして獲得された領域はヌエバ・エスパーニャ(新スペイン)と名づけられた。コルテスはテノチティトランの廃墟の上に首都メキシコシティの建設を命じた。町の中心をなす中央広場と大聖堂は、テノチティトランの心臓部であった大神殿跡に建設された。

新大陸の征服活動は、武力による征服であると同時にキリスト教による精神の征服でもあった。先住民のキリスト教(カトリック)化はスペイン国王が新大陸を征服するにあたってローマ法王庁より課せられた責務であった。しかしキリスト教の布教は、単に国王たちが負った義務として実行されたのではな

かった。イサベル1世とフェルナンド2世が「カトリック両王」と呼ばれるように、スペインの国王たちは信仰心の篤いキリスト教徒でもあった。また征服者たちの多くも篤い信仰心に支えられていた。

新大陸の征服にスペイン人を駆り立てたのは黄金への欲であったが、同時にキリスト教を伝道するという信仰への情熱が彼らにあった。遠征する探検隊には、従軍司祭とも呼ぶべき宣教師が参加していた。ヌエバ・エスパーニャに到来した最初の聖職者は、コルテスの遠征隊に随行した3名の従軍司祭たちであった。やがて1523年にフランシスコ会がヌエバ・エスパーニャで最初の組織的な布教活動を開始した。1526年にはドミニコ会が南部のオアハカを中心に活動を開始した。1533年にはアウグスティヌス会が参入した。これら3つの修道会は、16世紀前半のメキシコにキリスト教を布教する先鋒でもあった。植民地時代を通じて辺境の地に入り、また広く教育に業績を残したイエズス会がヌエバ・エスパーニャに到着したのは1572年である。

初期の布教活動はしばしば強引に実施された。征服期に、一日に数十人あるいは数百人という単位で洗礼を受けさせられたことはその典型的な例である。また、スペイン人たちは各地で先住民の神殿や偶像を徹底的に破壊した。

少ない宣教師で広大な地域に効率よく布教するために、各修道会はまず、先住民を集めて新しい集落を建設することから始めた。宣教師たちが目指したのは、西欧型の集落を造ることであった⁵。村の中心には修道院が建設され、宣教師が2～3人ずつ常駐した。周辺の小集落には、宣教師が巡回して布教にあたった。16世紀半ばまでに、ヌエバ・エスパーニャでは160の修道院が建設され、約800人の宣教師が布教活動に従事していた⁶。先住民を改宗させるためにも、宣教師たちは彼らの言語や宗教、慣習などを学び、彼らを理解しようと努めた。また、彼らはキリスト教を先住民が抵抗を感じずに受容できるよう、キリスト教に土着の宗教要素が残存することに対して比較的寛容でもあった。このような宣教師の活動が、広大な地域における迅速な布教につな

がった。さらに、改宗した先住民村には、王権が保証した先の共有地と村会運営の権利が与えられたことも布教拡大を後押しした。

スペインのカトリック教会は300年にわたる植民地時代を通じて植民地統治機構の一部として機能した。これによって植民地支配を行う上で不可欠なイデオロギー的かつ社会的基礎を整備すると同時にヌエバ・エスパーニャの先住民の生き方を変えたのである。

【メキシコの奉納画】

メキシコでは、信者が願い事の成就に感謝して奉納した種々の奉納物を、レタブロ(retablo)と呼んでいる。レタブロという言葉は、もともとラテン語のretaulusに由来し、祭壇の後ろの領域を意味するが、現地では、祭壇背後を飾る奉納物にも当てはめている⁷。それらはひとまとめにレタブロと呼ばれているが、次のように大別することができる。イエス・キリストや聖母、聖人のみを描いた小さな板絵をレタブロ、心臓や手足など人体の一部を模した金属の薄片をミラグロ(milagro)、奇蹟によって救われたことを感謝する言葉を書きこんだ小さな板絵をエクス・ヴォート(ex-voto)、といったものに区別される⁸。

災厄に見舞われ、そこから逃れた者たちが教会に奉納画を納めるのは、それを神や聖人に感謝するためである。こうした画像はそれを奉納する場所柄、第三者に見られることを前提としている。その目的は、奉納者が自分の信仰を告白し、危機を免れたのは神や聖人の恩寵によるものであることを公にすることだ⁹。公の場に掲げることは、奉納者の経験を周囲に広く告知し、後世に永く伝える。こうすることによって奉納者は神あるいは聖人の恩寵を受けた者として、その後の人生も祝福されたものになると考えた。奉納画に記されている出来事のなかには、奇蹟とは言いがたいものもある。骨折や切り傷など安静にしていれば治る怪我もあるのだが、これらも奇蹟による回復となる。聖なる奇蹟がなくとも回復したかもしれないが、そこにあえて神や聖母、聖人

の介在があったと信じることで、自らが彼らに守られていることを確認し、保証しようという心持ち、それが奉納画という習慣の根底にある¹⁰。

奉納画は、小さくカットしたブリキ板にペンキで描いたものが一般的だ。これは、合金技術の発展が奉納画の習慣を拡大する遠因になったからである¹¹。植民地時代から18世紀の終わりまで、奉納画の習慣は、ごく一部の裕福な人々に限られていた。当時、奉納画の基材にはカンヴァスが用いられており、これはヨーロッパから輸入されたもの、あるいはメキシコに移住したスペイン人によって現地で生産されたものだった。非常に高価なものであるため、一般の民衆が手に入れることは困難だった。18世紀の終わり頃、合金技術の発展によってブリキの生産が可能になると、元々、別の目的のためにつくられたブリキ板は、現地の奉納画の画家たちによって安価で容易に入手できる画材として利用されるようになった。薄い銅板に錫をメッキしたブリキ板の表面は塗料をよく付着させ、カンヴァスや板絵よりも耐久性があり、銅板よりもずっと軽かったことも奉納画に適していた。1830年代には奉納画の画材としてブリキ板が広く普及し定着した。安価で手に入るブリキ板は、それまで一部の裕福な人々に限られていた奉納画の風習を、19世紀半ば頃には民衆の間に拡大させた。特にメキシコ中央西部地域に広がりを見せ、大多数の奉納画が大衆によって奉納されるようになった。

19世紀以降、民衆のための奉納画は無名の画家によってつくられた。メキシコでは、1785年に最初の美術学校が設立されたが¹²、奉納画の画家のほとんどは、必ずしもアカデミックな訓練を受けたわけでもない者たちだった。彼らによってつくられた奉納画は、素朴とも稚拙とも判じがたい印象を与える。しかし、その技術の欠如が、災厄の場面を描いた奉納画から生々しい凄惨さを排除し、代わりに奉納者の感謝と誠意を画面上に示している。事故や病気、災害などの肉体の苦痛をテーマにした奉納画にとって、過剰な写実は必要とされるものではないのだろ

う。そのような曖昧なあるいは一種ゆとりのようなものが奉納画の持つ独特な魅力となっている。

無名の画家による奉納画は、その技量に程度の差こそあるが、画面の構成はほぼ共通している。一般的に画面は以下のような構成になっている。画面の上部では超自然的な存在が雲や玉座あるいは祭壇の上に、炎や光に囲まれて登場している。画面の下半分では、室内か屋外で奉納者や神の加護を求める者が祈禱し、その傍らに奉納の原因が描写される。さらに、最下部では言葉によって状況が説明される。このように奉納画は、最上部が聖人の顕れる聖なる空間すなわち天上世界、中間部が奉納者と奉納の原因となった出来事の地上世界、最下部が聖なる奇蹟のいきさつと奉納者の献辞を記す空間という3つの層から構成される¹³。しかし、20世紀以降、その構図に変化が生じる。奇蹟のいきさつを語る献辞は、画面中央あるいは上部に書きこまれるようになるのである¹⁴。

さらに時代が下ると、奉納画に代わる新たな奉納品が人々によって教会に納められる。災厄の出来事に関連する写真や新聞記事がそのまま額に入れられ、奉納画の代わりとして用いられるようになる¹⁵。その結果、ブリキ板による奉納画は次第に制作されることも、奉納されることもなくなっていくのである。

しかし、ブリキ板を用いた伝統的な奉納画は、20世紀のメキシコを代表する女性画家フリーダ・カーロ(1907-1954)によって再発見される。奉納画の手法はフリーダに大きな影響を与えた。彼女の作品に見られる不思議な個性、すなわち強烈な色彩、不安定な構図、一見稚拙な描法、衝撃的なテーマにもかかわらず無表情につき離した画面などは奉納画に共通する。フリーダと奉納画の関わりは、1925年、フリーダがバス事故に巻き込まれたことから始まる。その事故は18歳だったフリーダが乗っていたバスと電車が衝突した大事故で、彼女の人生を一変させる大怪我を負わせるものだった。事故の後、フリーダの両親は大怪我を負いながらもかろうじて娘の命が助かったことに感謝して、聖母に奉納画を捧げた¹⁶。療養生活をきっかけにフリーダは絵を描くようにな

り、1932年からは奉納画を範にとったような作品をつくりあげていく。当時、彼女は画集や夫ディエゴ・リベラ(1886-1957)を通じてヨーロッパのあらゆる絵画を知り、美術への造詣は深かった。しかし、事故の後遺症による肉体的苦痛、あるいは恋多き男だったディエゴから裏切られた苦悩を描くとき、フリーダはあえて奉納画の手法を取り入れた。絵具が定着するようあらかじめ下塗りされた小さな金属板を使い、奉納画のような基材とサイズで作品を制作した。小さな金属板に描くことを勧めたのは、ディエゴだった¹⁷。奉納画のコレクターだったディエゴは¹⁸、奉納画の手法を用いれば、フリーダの絵の精神性がさらに深まると考えたのだ¹⁹。フリーダの絵も奉納画も、ともに肉体的苦痛のありさまを詳細かつ率直に描写している。奉納画はフリーダのプリミティブ・スタイルの最も重要な源になった²⁰。フリーダは奉納画を再発見し、メキシコの民衆に伝統的に伝わる奉納画の手法を自らの作品のテーマと版型と様式に凝縮した最初の画家であった。

【西南学院大学博物館所蔵《聖母への奉納画》】

本資料は聖母に捧げられた奉納画である。奇蹟のいきさつと奉納者の感謝の言葉が記された聖母への献辞は、画面の上部に書きこまれている。それは伝統的な奉納画の特徴と異なるが、このような献辞の表記は20世紀以降につくられた奉納画に見られるものであり、したがって、本資料も20世紀以降の奉納画と考えられる。

献辞には、ある母親が自分の娘に言い寄る骸骨を聖母と帚の助けによって退散させたことを感謝する旨が書かれている。感謝を捧げられている聖母は、奉納画の右上に描かれている。その姿は、メキシコで最も信仰を集める「グアダルupesの聖母」に類似している。

「グアダルupesの聖母」は、先住民の前に褐色の肌をした聖母が顕れ、病を治したという奇蹟を起源とする²¹。1531年12月、キリスト教に改宗したばかりの先住民の男ファン・ディエゴがミサに参加するためにメキシコシティ北部のテペヤクの丘を歩いてい

ると、聖母マリアが彼の前に顕れた。聖母はその丘に聖母のための礼拝堂を建立するようメキシコ司教に伝えてほしいと告げた。ファンはいわれたとおりにメキシコ司教スマラガのもとに行き、見聞したことを司教に話したが、司教は俄かには信じなかった。聖母は再度ファンの前に顕れ同じことを告げたが、やはりファンが司教を説得することはできなかった。スマラガ司教から聖母であるという確たる証拠を見せるように言われたファンは、そのことを聖母に伝えた。聖母は明日テペヤクの丘に来れば証拠の品を渡すと答えた。ところが、ファンが家に戻ると、彼の伯父が病に伏し瀕死の状態だったため、翌日は聖母のもとに行くことができなかった。その夜、死を覚悟した伯父から司祭を呼んでくるように頼まれたファンが教会に急ぐ道すがら、彼の前に聖母が顕れた。やむなく事情を話したファンに聖母は伯父が病から快癒すると告げた。ファンが家に戻ったとき、伯父は病から回復していた。聖母に感謝したファンは、聖母の命に従うことを申し出た。聖母は場所柄咲いているはずのない花を彼に与えた。ファンは花をマントにくるみ、司教のもとへ走った。そして、ファンが司教の前でマントを開くと、花を包んでいたマントに黄金色に光り輝く褐色の肌の聖母の像が浮かび上がった。こうして、テペヤクの丘の上には礼拝堂が建てられ、人々の信仰を集めるようになった。

グアダルupesの聖母がどのようにして広く信じられるに至ったのか。聖母のための礼拝堂が建てられたテペヤクの丘は、もともとアステカの母性神トナンツィンの神殿があった土地だった。先住民の人々は、テペヤクの丘に顕れた聖母に、かつて信仰した豊穡の女神を見出した。そして最も注目すべきは、ファン・ディエゴの前に顕れた聖母の肌の色が褐色であることだ。聖母の肌の色は聖母が先住民に属することを示していた。グアダルupesの聖母は、メキシコ中央高原の先住民の大地母神への信仰を聖母マリアへのそれにすくい取ったのである²²。カトリック教会は、先住民がキリスト教を受け入れやすいよう、キリスト教に土着の信仰が残存することある

程度許容した。こうして、グアダルーペの聖母への信仰は、土着の信仰とキリスト教が融合した典型的な例のひとつとなった。

グアダルーペの聖母への信仰は、先住民だけにとどまらなかった。メキシコシティのクリオーリョ(植民地生まれの白人)たちの間でも、グアダルーペの聖母が熱烈に歓迎された。スペイン本国人よりも劣ると見下されたクリオーリョにとって、聖母の顕現譚は、異教の神々によって汚された土地に、神が許しを与え特別な恩寵を約束したことの証であり、征服を敢行した人々(クリオーリョの父祖たち)の功績を称えるものだったからである²³。このように、グアダルーペの聖母への信仰は、民族を問わず、メキシコの人々の間にあまねく広まっていった。

本資料の献辞には、グアダルーペの聖母を指す言葉は書かれていない。しかし、聖母の褐色の肌、胸の前で重ね合わせた両手、光に包まれ、足元に天使を配するたたずまいがグアダルーペの聖母のそれと非常に類似している。本資料の聖母がグアダルーペの聖母であるならば、聖母が帚とともに追い払った骸骨は何を意味するだろう。次に本資料の骸骨を見てみよう。

本資料において楽器を手に踊るような動作を見せる骸骨は、献辞ではカラカ(calaca)という言葉によって記されている。カラカとはメキシコの言葉で頭蓋骨あるいは骸骨を意味する。メキシコでは骸骨を陽気なあるいは滑稽な姿で表現することは珍しいものではなく、このような骸骨はメキシコの祝祭である「死者の日」に登場する。11月1日と2日に祝われる死者の日はメキシコ独特の伝統行事で、この祭りの期間は死者の魂が戻ってくると信じられている。死者を偲ぶ風習はアステカ社会にも存在しており、死者の日はメキシコ土着の死者追悼儀礼とキリスト教の諸聖人の日(万聖節)が融合したものと考えられている。死者の日が近づくとメキシコ各地では、砂糖菓子でつくった骸骨やパン・デ・ムエルト(死者のパン)、センパスチルの花で祭壇を飾りつける。町中を飾り、人々が扮する死者の日の骸骨のイメージは、メキシコ革命前後²⁴に活躍した芸術家たちの

影響によるところが大きい。

19世紀後半から20世紀のメキシコ革命勃発直後までメキシコシティで活躍した版画家ホセ・グアダルーペ・ボサダ(1852-1913)は、当時の民衆向け新聞に、政治問題や社会風刺などの挿絵を手掛けた。彼は絵の中で、あらゆる人間、貴族であろうと聖職者であろうと貧民であろうと着飾った婦人であろうと、また動物であろうとも、すべてのものを骸骨の姿で描き、皮肉った。ボサダは下層階級出身で、正規のアカデミックな美術教育を受けたわけではない。しかし、その分、民衆のひとりとして彼らの喜怒哀楽やさまざまな行事に対して共感し、骸骨のイメージを介して大衆の感じたことを代弁した。それが大衆の支持を受けるとともに、革命後の芸術家たちから大いに評価された。フリーダの夫ディエゴ・リベラが1947年から48年にかけて描いた《日曜日の午後、アラメダ公園を散歩する夢》という題の画面には、19世紀から20世紀初頭のメキシコの歴史上で活躍した有名人が多数登場する。その最前列にはボサダと彼が創造した骸骨の貴婦人が描かれている。ボサダによって、死は骸骨であるというイメージがメキシコの人々の間で定着した。さらに、ボサダに続く芸術家たちによって、骸骨はメキシコ的なものを象徴するシンボルとしてメキシコにおいて不動のものとなった。

本資料における骸骨もまたここでは死を象徴する存在として描かれている。つまり、娘に言い寄る骸骨は娘に死の危険が迫っていたことを表しているのである。本資料の聖母が病を癒した伝説をもつグアダルーペの聖母であり、骸骨が娘の死を象徴するものであるならば、その意味するところは、病気によって死に瀕していた娘が聖なる奇蹟によって回復したことを感謝するものと推測できる。

以上、メキシコにおけるキリスト教と奉納画についてみてきた。16世紀、キリスト教はカトリック大国であるスペインによってメキシコへ伝えられたが、現地の人々は西洋から伝えられたそれをそっくりそのまま受容したわけではない。土着の信仰と融合しながら、メキシコ独自の信仰を確立していった。

本資料の聖母がそのことをよく示している。グアダルーペの聖母はまさにメキシコ特有の聖母への信仰を示す典型的な例である。またメキシコの奉納画は、単なるキリスト教の信仰を示す祈りの道具だけではない。奉納画はフリーダ・カーロによって再発見され、彼女のプリミティブ・アートの源になった。本資料に描かれている骸骨は、メキシコの文化伝統を象徴している。このように奉納画はフォーク・アート(民衆芸術)としての特徴も有している。したがって本資料は、その内容においても、資料の年代や形式においても、メキシコの信仰と習俗がうかがえる重要な資料といえるのである。

註

- 1 西南学院大学博物館では《聖母への奉納画》のほか、以下6点を所蔵している。《聖パスカリスへの奉納画》、《フキラの聖母への奉納画》、《ヴィラセカのキリストへの奉納画》、《サポパンの聖母への奉納画》、《聖フランシスコへの奉納画》、《主への奉納画》。
- 2 岩井洋「民俗／民族宗教としてのエクス・ヴォート」『宗教研究』宗教研究會編、65号、1991年、32-33頁。
- 3 同、33頁。
- 4 宮下規久朗『聖と俗——分断と架橋の美術史』岩波書店、2018年、228頁。
- 5 『メキシコを知るための60章』吉田栄人編、明石書店、2005年、178-179頁。
- 6 国本伊代『メキシコの歴史』新評論、2002年、79頁。
- 7 G. F. Giffords, Mexican Folk Retablos, University of Arizona Press, 1974, pp.2-3
- 8 Giffords, op. cit., p.3
- 9 Art and faith in Mexico : the nineteenth-century retablo tradition, eds.by E. N. C. Zarur and C. M. Lovell, University of New Mexico Press, 2001, p.71
- 10 宮下前掲書、236頁。
- 11 Giffords, op. cit., p.3
- 12 加藤薫『メキシコ壁画運動——リベラ、オロスコ、シケイロス』平凡社、1988年、26-27頁。
- 13 eds.by Zarur and Lovell, op. cit., p.72
- 14 eds.by Zarur and Lovell, op. cit., p.72
- 15 eds.by Zarur and Lovell, op. cit., p.76
- 16 フリーダの両親によって奉納された奉納画には次のような献辞が書かれている。「ギリエルモ・カーロとマティルデ・C・デ・カーロ夫妻は、1925年にクアウテモツィンとカルザダ・デ・トラルパンの角で起きた事故から娘を救ってくださったことを、悲しみの聖母に感謝します」クリスティーナ・ピュリウス『フリーダ・カーロ——痛みこそ、わが真実』遠藤ゆかり訳、創元社、2008年、15頁。
- 17 ヘイデン・エレラ『フリーダ・カーロ——生涯と芸術』野田隆・有馬郁子訳、晶文社、1988年、154頁。
- 18 上野清士『フリーダ・カーロ——歌い聴いた音楽』新泉社、2007年、152-155頁。
- 19 堀尾真紀子『フリーダ・カーロとディエゴ・リベラ』ランダムハウス講談社、2009年、175頁。
- 20 エレラ前掲書、155頁。
- 21 山崎眞次『メキシコ——民族の誇りと闘い』新評論、2004年、90-92頁。
- 22 『現代メキシコを知るための60章』国本伊代編、明石書店、2011年、194-195頁。
- 23 吉田編前掲書、197頁。
- 24 広義には1910-40年、ディアス独裁体制の打倒を目指した民主化運動からカルデナス政権による改革の政治までの政治・経済・社会の変革運動をさす。

